朝 霞 市 議 会 民 生 常 任 委 員 会

日　　　時　　平成２６年９月１０日（水）午前９時開会
場　　　所　　第２委員会室
事　　　件

（１）　議案第４４号　平成２５年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について
　　（歳出中第３款民生費・第４款衛生費（第１項保健衛生費）・第１０款教育費（第４項幼稚園費及び第６項社会教育費第３目青少年健全育成費中青少年健全育成事業（第１９節負担金、補助及び交付金第２細節補助金中ＰＴＡ連合会補助金及び朝霞市はぐくみ補助金を除く））・第１２款諸支出金（第１項災害援護資金貸付金））
（２）　議案第４５号　平成２５年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（３）　議案第４７号　平成２５年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（４）　議案第４８号　平成２５年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（５）　議案第５０号　平成２６年度朝霞市一般会計補正予算（第２号）
　　（第１条第１表歳入歳出予算補正（歳出中第３款民生費・第４款衛生費（第１項保健衛生費））
（６）　議案第５１号　平成２６年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
（７）　議案第５３号　平成２６年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第１号）
（８）　議案第５４号　平成２６年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
（９）　議案第５７号　朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
（10）　議案第５８号　朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例
（11）　議案第５９号　朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
（12）　議案第６１号　朝霞市保育の必要性の認定に関する条例
（13）　議案第６２号　朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（14）　議案第６３号　朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（15）　議案第６４号　朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例
（16）　請願第　５号　保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める請願書

出席者

松下昌代	委員長	駒牧容子	副委員長
福川鷹子	委員	石川啓子	委員
小山香	委員	黒川滋	委員
利根川仁志	議長		

欠席者

（なし）

説明のため出席した者の職氏名

富岡勝則	市長	福川鷹子	監査委員
三田光明	福祉部長	藪塚耕二	健康づくり部長
猪股敏裕	福祉部次長	目崎康浩	健康づくり部次長
林優光	福祉課長	岩城光夫	福祉課主幹
菊島隆一	障害福祉課長	麦田伸之	保育課長
堤田俊雄	長寿はつらつ課長	佐甲文子	健康づくり課主幹
神頭勇	保険年金課長	斎藤勉	監査委員事務局主幹
宮一郎	福祉課長補佐	有馬政浩	福祉課長補佐
増田潔	福祉課専門員	大髙みゆき	障害福祉課長補佐
今井寿	障害福祉課専門員	高島美直	こども未来課長補佐
望月貢市	こども未来課専門員	平塚誠	保育課長補佐
秋元一敏	長寿はつらつ課長補佐	関口豊樹	長寿はつらつ課専門員
二河健夫	長寿はつらつ課専門員	鈴木恵一	保険年金課長補佐
佐久間努	保険年金課専門員	飯泉博明	保険年金課専門員
小笠原清	障害福祉課障害福祉係長	井島守	障害福祉課障害福祉係主査
赤澤由美子	障害福祉課障害給付係主査	玄順正明	保育課保育総務係長
山木健	保育課保育係長		

委員会に出席した事務局職員

内田藤男	事務局長	森田一広	議会総務課長補佐
伊部聡	議事係長		

○松下昌代委員長　皆さん、おはようございます。

　ただいまから民生常任委員会を開きます。

（午前９時）

○松下昌代委員長　あらかじめ委員会傍聴についてお諮りします。傍聴については傍聴席数の範囲で許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

○松下昌代委員長　初めに、議長から御挨拶をお願いします。

○利根川仁志議長　皆さん、おはようございます。

　今期定例会におきまして、民生常任委員会に付託を申し上げた案件は15件になります。大変多くの議案の御審議をお願いするわけですが、いずれにしろ重要な案件となっておりますので、慎重なる審議をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　ありがとうございました。

○松下昌代委員長　次に、市長から御挨拶をお願いします。

○富岡勝則市長　皆さん、おはようございます。

　本日は民生常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会に付託されています議案につきましては、いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議の上御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

　また、昨日御報告をさせていただきました敬老会の中止の件、そして、またレジオネラ菌によりますわくわくドームの一部営業中止につきましては、議員の皆様、そして、市民の皆様方に大変御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げさせていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○松下昌代委員長　ありがとうございました。

○松下昌代委員長　それでは、本委員会に付託されました事件の審査を行います。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　重大な件が市長からありましたが、昨日議員に配られたこの件は不審なと書いてあって、きょう読売新聞を見ましたらもっと詳しいことが書いてあるんですね。重大な案件なので、議員に配られたものは不審な電話しか書いてありませんが、読売新聞はもっと詳しく書いてあるんです。読売新聞に書いてあることによると、詳しい内容は明らかにしていないということが書いてあって、大事なことなのでこの議員と書いてあるものの中には火災しという部分出てこないですね、新聞記者には火災という言葉が出てくる、温度差が逆転していると思う。大変なことなので、この件をちょっと執行部のほうに具体的な内容の御説明を求めたいと思います。

○松下昌代委員長　それでは、この際、暫時休憩します。

（午前９時２分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前９時５分）

○松下昌代委員長　それでは、本委員会に付託されました事件の審査を行います。

今期定例会で付託された議案は15件、請願は１件です。

審査の順序は議案番号順とします。

○松下昌代委員長　まず、議案第44号の付託事項を議題とします。

関係部分についての執行部の説明は去る４日の議案質疑の日に、議案の説明資料が配付されていますので省略します。

この際お諮りします。

質疑については、各款の項ごとに行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

それでは、第３款民生費、第１項社会福祉費について質疑を許します。128ページから145ページまでです。

なお、質疑に当たっては、議案等のページ数を言っていただきたいと思います。

黒川委員。

○黒川滋委員　まず社会福祉費全般に関して、資料請求を行いたいと思います。資料としては福祉部の組織図、人員体制をわかるもの、それから、社会福祉協議会関係からの指定管理者からの返還金の計算書、朝霞地区一部事務組合、朝霞福祉会からの負担金の計算書、地域活動支援センター運営金補助金の内訳、療養介護医療給付費の内訳、介護給付・訓練等給付費負担金の内訳を請求いたします。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

この際、暫時休憩します。

（資料配布）

（午前９時６分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前９時７分）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　それでは、社会福祉費に関してお伺いします。

まず、128ページから131ページ、職員人件費ということで、予算というか、それより大きな減額修正なんですけれども、これは人員体制としては何か変更があったのかどうなのか、単に給料が変わっただけなのか、人員体制が途中でいらっしゃらなくなったとか、そういうことがあるのかお伺いします。

それから、あとこれは130、131ぐらいになるかと思うんですけれども、福祉部福祉課関係の職員がスキルアップのための研修、どんなことを行われているのかお伺いしたいと思います。

それから、130、131で民生委員、児童委員の関係ですけれども、活動費が前年に比べて減っているのではないかと思うんですけれども、何かあるのかどうか。

それから、130、131、地域福祉計画活動事業の地域展開、去年イベントされたと思うんですけれども、地域の方をいろいろ呼んで、いろいろな、一生懸命やっている取り組みというのを多くの方々に聞いていただいたと思うんですけれども、その後、例えば溝沼の町内会の地域防災をうちでもやってみたいとか、あと子育てサークル、マンションのお母さんたちがやっていらっしゃるのをうちでもやりたいとか、そういう御相談があったのかどうなのかお伺いしたいと思います。

それから、次に社会福祉増進事業、130から133にかけてお伺いします。

１つは社会福祉協議会の戻ってきた精算金というのが結構いろいろな部分であるんですけれども、障害からやがては子供のほうもあとで議論しますけれども、個別はともかくいいとしても、全体として、余剰金を出すような、全体として余剰金がたくさん出てきてしまうような経営方針っていうのは何かあるのかどうなのかお伺いしておかなきゃいけないなと思います。

それから、あと最近、民生委員・児童委員の専門性が高まりを求められるスキルが高まっていて結構大変になってきている。彼ら無給であるということで、本当は単なる地域の連絡員的な、早期発見のための連絡員的な役割だと思うんですけれども、やはりそれと役所の間にバッファーに入る人がいないというのがきつい状況になっているんじゃないかなと思うんです。それで、最近注目されているのがコミュニティソーシャルワーカーだと思うんですけれども、そういうものを配置することに関しての検討というのは何かされているのか、これはちょっと前の民生委員のところに戻るんですけれども、そういう民生委員を支えるための専門職というのをどうやって置いていくのかということに関しての検討されているのかお伺いしたいということ。

それから、地域保健福祉活動振興事業費のことなんですけれども、ことしで縮減されて、今年度から大幅減になったということですから、昨年度の段階で縮減するに当たっていろいろ検討されたと思うんですけれども、その縮減をするに当たって、代替手段というのは考えられなかったかどうか。

例えば介護保険の地域活動支援費とか、あるいは子供にしても多分子育て支援のいろいろなそういう活動の支援とか、そういう専門、それぞれに応じた移行は考えなかったかというのを、福祉でこの中で全部ちゃんぽんでいっちゃうんで、担当課が福祉課になっていて、実は専門で見ると子供だったり、高齢者だったり、障害であったりするのが、全然専門家とつ

ながらないで、結果としてその専門家とそれぞれの専門の担当している課と福祉団体が全然連携がいっていなくて、福祉課窓口になっちゃうので、何となく連携が、地域保健福祉活動振興事業費の使い道のチェックに終わってしまっているというようなところは感じるんですけれども、そういったところの検討というか、移行に対してのどんなこと考えられたのか、まず社会福祉総務費でそのあたりでお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　では、１点目のまず人件費についてお答え申し上げます。ちなみに、社会福祉費は、昨年度までは福祉課と障害福祉課で一緒でございましたので、決算においても合算した額で計上はしております。

　福祉課の地域福祉係及び現在の障害福祉課の障害福祉係の体制でございますが、これはそれぞれ合計して25名ということで体制に変化はございませんでした。ですので、給与の額で約300万円、人件費全体で約350万円ほどの減額になっておりますが、主な減額の理由は平成26年７月からの臨時特例に伴う職員給与支給額の減額による影響と考えております。

　人件費関係については以上でございます。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　続きまして、民生委員活動費が前年に比べて落ちているけれども、これはどのようなということですけれども、民生委員に対する補助金、活動費の交付金について変更はございません。25年度開始当時、定数159名に対しまして155人で活動が開始されたわけなんですけれども、その年、12月１日に３年に１度の一斉改選がありまして、新しい民生委員が12月１日の時点で140名という形になりましたので、そのあと、次の任用が４月１日まで延びましたので、その間、140名で動いていた関係で予算が残ったという形になりますので、交付に関しては一切減額等はしておりません。

　続きまして、去年、地域福祉計画の関連で、初めてになりますけれども、地域福祉講演会を開かせていただきました。簡単にまず概要をお話しいたしますと、去年の10月５日に産業文化センター２階の研修室兼集会室におきまして、うちのほうの進行管理委員会委員長であられる東洋大学の山本美香准教授に、基調講演といたしまして、地域福祉はとも、ともというのは友達、共通の共、あと伴うをかけあわせてとも助けという講演になりまして、今私たちが取り組めることということで、基調講演をしていただいたあと、委員お話があったとおり、地域での活動の紹介ということで、支え合い活動といたしまして、溝沼第２町内会、子育てを通しての交流活動ということで子育てを楽しむ会、あと体験を生かしたボランティア、福祉教育の推進ということで、朝霞市の教育委員会の指導主事の方をお招きいたしまして講演会を開催しました。先着140名ということで募集をかけましたけれども、100名の方、実際会場が満員になるぐらい盛況に、第１回目行うことができまして、アンケート等についても結構、とても内容的にはわかりやすかった等のアンケートをいただいております。１回で終わらすのはということで、今年度も計画はしております、同じような内容で。

　実際、先ほど委員からお話がありました、その後、各地区のほうで立ち上げに向けて紹介等はないのかということなんですけれども、直接福祉課のほうにはお話は入っておりません。社協につきましては、最初の溝沼第２等は社協の事業の中の一環でもありますので、それをそれぞれ小規模の活動をするときの参考事例等に活用しているというお話は聞いております。

　続きまして、ちょっと順番が飛んでしまいますけれども、民生委員のコミュニティソーシ

ャルワーカーの方にですけれども、関西のほうでコミュニティソーシャルワーカーはかなり発達しているというお話は私どもテレビ等の報道で知っておるんですけれども、まだ埼玉県内で活動が活発化はしていないような状況です。県内ですと、たしかさいたま市のほうで社協を通して各地区ごとにコミュニティソーシャルワーカーを置くような制度を始めているところが、大規模なのはさいたま市ですか、あと二、三の市で小さく、１カ所はたしか市でもやっているという、市に１名担当者を置いてというような話は伺っているんですけれども、ちょっとまだなかなか全体的にはなじみが薄い状態ですけれども、今後、このあとにも出てきますけれども、第３次の地域福祉計画等につきましては、県のほうもコミュニティソーシャルワーカーについて、いろいろと会議等でもお話が出てきますので、具体的に施策としては挙げていかなければいけないなとは感じております。

続きまして、85万円に今回減額となってしまったんですけれども、地域福祉活動のほうの補助金の関係なんですけれども、170万円で今まで行っていたものを平成26年度から縮減ということで半分になった関係がありますので、そのままではやはり同じような支援にはならないということで、まず第一に行ったのが補助金の要綱のほうの見直しということで、今までうちのほうからの補助対象となる事業につきまして、他から補助金を受けている場合には対象としないという文言があったんですけれども、少額でもいろいろなところから補助金をもらって活動するというのは十分活動費を賄えると思いましたので、今回要綱のほうから、他からの補助金をというところを消しました。なので、例えば社協等と共同で補助金をいただいて活動費に充てることができるような運用をしやすいような形にさせていただきました。

もう１点は、やはりうちのほうで補助金をほかと併用していいよと言ったからには、補助金の対象となるような何か紹介がきたときには広く教えて差し上げて、補助金が活用できるようにして差し上げるべきかなと思いまして、今年度に入りまして、１回、ＮＰＯ関係の補助金の民間団体に対する交付をするというような通知が町内にも回りましたので、そのときには今回、活動団体全てのところに、使えるようであれば各団体のほうから紹介してみてくださいということで内容の通知を送らせていただきました。

あと、前々からやってはおりましたけれども、うちの事業を行うために施設等を借り上げる場合の優先的な貸し出しのお手伝いということで、それについて行うことで予算が交付金が減額になっておりますけれども、そのほかの面で今後も対応させていただきたいと考えております。

○松下昌代委員長　福祉課主幹。

○岩城光夫福祉課主幹　それでは、御質問のございました職員のスキルアップについて御答弁申し上げます。

平成25年度につきましては、予算額は一応１万円ほどとっておりましたが、実態のほうは回数は行っておりません。執行額はゼロです。ただ、年度当初に埼玉県が主催します研修というのがございます。新人ケースワーカー研修、新人ＳＶ研修、新人管理職研修というのが４月に入って早々に数回、もしくは数週間にわたって行われます。それにつきましては、それぞれ就任しましたケースワーカー、ＳＶ、管理職が行っているような次第でございます。有料の研修のほうには参加はしておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　社協の指定管理の精算金のうち、指定管理の中の精算金が余るという精算金ですね、総合福祉センターの経費についてお答えさせていただきます。

　総合福祉センターで精算金が今回余りましたものは、人件費と需用費等なんですけれども、人件費につきましては、先ほど市の人件費のほうでも出ましたけれども、社協全体で７月から市にあわせて給与の減額をいたした関係がありますので、それで人件費の残が出た形になります。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　コミュニティケースワーカーはまだ詳細がよく見えてこないところあるのであれなんですけれども、やはり最近ちょっと民生委員さんがひいひい言っているというのはいろいろなところで聞くし、また何かあると民生委員さんは何やっていたんだということで言われてしまったりすること、それから、あと何も民生委員さんと市役所だけの関係だけじゃなくて、地域の中のいろいろな助け合いの輪をつくらなきゃいけないとか、そういうこともあったりとかするので、ぜひ前向きに考えていただけたらというふうに、来年度に向けて思います。

　それから、あと地域福祉計画の講演会は全く効果がないとかそういうことは全然思わないし、むしろかえってよかったかなと、去年みたいに地域の人に出てきてもらって、自分たちのやっていることをレビューしてもらって、反応は確かに問い合わせなかったとかあるかもわからないけれども、自分たちの地域でできるんだということが見えていくと、次に次に多分広がっていくと思いますので、ぜひこれは金額もそんなかかっていないので、続けていただけたらと思うんです。

　それで、ちょっとやはり気になっているのが、今の答弁の中で一番気になったのは職員のスキルアップで、予算が１万円しかなくて、毎年当初にある種、業務研修的なことしかやっていなくて、先進地も見ていなければ本を買うお金も恐らく自腹ですよね、いろいろな先進事例とか。そうすると変な言い方をすると、こういう外野だけがどんどん先進事例を知っちゃって、中で本当に中身のこと知っている人たちがよく見えないで、インターネットとか、そういうところでとった情報でしか福祉の先進事例というのを見られないという状況というのは、ちょっとこれはきついなと。本当はやはり10万円でも20万円でも使ってきちっとあんた勉強して来いという職員をつくって、それで行ってもらって、うちのまちに合うかどうか、できるかどうかというのを実感を持って調べてきてくれて、それでやってみようというふうにならないと、何か外野と言っては悪いんですけれども、市議会議員の市役所の中身とか、実際、実業務とか見えていないで、外を見てこういうのあるからいいよねと言うでしょう。言うけれども返事にならないじゃないですか、そういうときは。やはりだからそういう意味では何か核になる職員を育てて、先進地を見せて送り出すとか、そういうことを少しやっていく予算というのはどこかでつくっていかないとかえって無駄じゃないかなと思うことがあるので、その辺は、これは部長に聞いたほうがいいのか、問題意識はないんでしょうか、そういうあたりは。

　特に保育とか障害とか高齢とかだと実業務に結びついていろいろな先進事例があるんだけれども、福祉総論みたいなことになると、やはり地域づくりと絡んでいるので、やはり実際に地域を見てみないとわからないようなところは結構あると思うんです。そのあたりの問題

意識をお伺いしたいということと、それから、もう１つはさっきの補助金の関係なんだけれども、確かに出すのは福祉部でもいいと思うんですけれども、それぞれ福祉事業の中身を見て、関係課にきちっと連携させるということをおやりにならなくていいのかどうなのか、その辺も、どっちに聞こうか、部長に聞いたほうがいいのか課長に聞いたほうがいいのか、部長に聞きましょう、お伺いしたいと思います。

〇松下昌代委員長　福祉部長。

〇三田光明福祉部長　まず研修の関係なんですが、朝霞市の場合は職員課のほうで実は職員がみずから申し出て有料のいわゆる研修を受けるというシステムがございます。結構これは予算もかけておりまして、私も以前行かせていただいたこともあるんですけれども、他課にいたとき、結構何万という単位というものがある。ただ、残念ながら日本経営協会ですとか、いわゆる福祉分野の、一応職員課のほうでモデルで、この中から選んでいいよというような指定があるんですね、その分野の中に、今おっしゃられたような福祉関係とかという部分が少ないということは否めない、余り正直見かけないかなとは思っております。

　ただ、朝霞市ではそういうふうに全体的に職員のスキルアップというのは捉えていますので、各部でなかなか今、職員のほうのいわゆる業務的な研修というのは当然受けさせていただいていますけれども、そういういわゆる職員個人のスキルアップにもつながるような研修というのは、各部で持つとか各課で持つというのは難しい状況で、多分そういう意味で集約されていますので、そういうところであれば、今後職員課のほうとかも、総務部のほうともよく話し合いをして、そういう枠、福祉に関する研修等も取り込んでもらえるような形での話し合いをちょっとしていきたいなと思っております。そうした中で、あとは逆に職員自身がそれを使っていく、これは公務で行けますので、そういう方法もあるのかなというふうに考えております。

　それと、地域保健福祉活動振興事業費の関係でございます。今おっしゃられたように、現状では先ほど補佐のほうで答弁したとおり、今年度減額したところでもあるので、使いやすくするという意味では対応はいろいろさせていただいていますが、おっしゃったように非常にまたがっているんです。またがっているということで、団体さんのほうは、逆にいうとこの分野だから私ここよとか、障害福祉のほうの課じゃないといけないよとかというような、なかなか市民の方にわかりづらいという部分は、逆にまとめていることのメリットが相当あるんじゃないかとは思っています。

　ただ、今度は逆にそれを評価したり支援していく段階では、当然おっしゃられたように、各課との連携というのは必要になってくると思いますので、今後我々のほうの補助金の窓口である福祉課のほうが中心となって、各課と団体がどういう課と連携していくか、または支援が必要かというのは、それぞれの場面場面で相談させていただきたいと思っております。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　研修のほうも、講座型の与えられる研修というよりは、むしろ現場を見に行ってほしい。先進地とか、そういうところ行って、そこの市役所の当事者等の方とか、そういう方の話を２日ぐらい徹底的に聞くとか、そういうことをやったり、あるいは現地に足を運んで実践しているところとか、そういうことがないとなかなか、講座の勉強だけだと、実業務にとってどれだけ役に立てるかという観点だけで、うちのまちをこう変えていこうという、そういう自分の中でのインセンティブがなかなかつかないので、これはもう本当にえこひい

きになっちゃうと思う。１年に１人とか２人しか多分受けられないと思うので、えこひいきになってはしまうけれども、そういう人をつくっていかないと、なかなか未来指向の福祉になっていかないかなという感じがするので、ちょっとそのあたりを今後じっくり考えて、すぱっと決断していただきたいというふうに思います。

活動補助金もそういうことなので、やはり担当する課と補助金もらっているところ、もらっていないところ関係なく、市内のいろいろな福祉活動をやっている団体の方があったら、なるべくそれをコーディネートするように動いていただけたらなというふうに思うんです。これから介護保険なんか特にそうですし、それから、子育て支援なんかも保育とか期間のある部分以外はどんどん市民との連携ということが言われてくるので、そのときにやはりお互いに勝手にやっている状況というよりは、お互いに手に手を取り合って補い合うような関係をつくっていったほうがいいのかなというふうに思っております。

それで、次に、障害福祉のほうに移っていこうかと思うんですけれども、１つは障害者虐待の対応状況をちょっと教えてください。どういうふうになっているのか、今どんな件数でどんな体制でやっていらっしゃるのかお伺いしたい。それから、家庭内と施設といろいろあると思うんですけれども、それがどうなっているのかお伺いしたい。

それから、２つ目は認定調査員の働き方ということで、表向き時給1,580円で相当高いと、この間ちょっと近隣市で朝霞市の認定調査員になりたいという方が電話で中身、内実どうなのということ聞かれたんだけれども、私もよくわかんないのでいろいろあれしたんですけれども、どういうふうな働き方になっているのかということをお伺いしたいなというのがあります。

それから、ごめんなさい、ページを言うの忘れました、総務ですから、132から135、それから135から137になると思うんですけれども、ことし４月からの制度改定、障害者給付に関するいろいろな制度改定があって、いわゆるカットがいろいろされましたけれども、その合意形成はこの障害者プラン、障害者福祉計画推進事業、この中でしか恐らく合意形成というのは公的にはできないと思うんですけれども、されているのかどうなのか。もう既に聞いていることでありますけれども、改めて再確認をしたいというふうに思います。

それから、今回、決算の審査で非常に苦労したのが、前年度と予算を組み替えしているんですけれども、そのあたりの考え方、額が合わせるのに非常に苦労したんですけれども、組み替えの考え方がどういうふうに整理されているのか、本当は予算で聞いているかと思うんですけれども、もう１回お伺いしたいというふうに思います。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　まず、障害者虐待について御答弁申し上げます。

障害者虐待につきましては、平成24年10月に障害者虐待防止センターを設置しまして、通報等の受け付けを行っております。昨年度、平成25年度につきましては通報件数はゼロ件でございましたが、今年度につきましては、通報に至る前の相談のようなものが２件ございました。

それで、受付体制につきましては、土曜、日曜につきましても警備員室で受け付けておりまして、警備員室のほうから障害福祉の担当者のほうに連絡が入る体制となっております。

以上です。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係主査。

○井島守障害福祉課障害福祉係主査　続きまして、認定調査員の業務について御回答いたします。

　認定調査員につきましては、１回の調査で３時間という計上をしておりまして、時給1,580円の１回３時間で4,740円となっております。平成25年度の実績につきましては118件の調査を行いましたので、4,740円を118回ということで55万9,320円支払いました。また、埼玉県の研修参加につきましては時給920円で精算しまして、３時間研修に参加しましたので、2,760円支出しました。こちら合わせまして60万1,152円支出いたしました。

　以上です。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それでは、さまざまな制度の削減の関係を御答弁させていただきます。

　これは本年度のことでございますけれども、さまざまな事業、縮減、半減等をさせていただいてございます。この合意形成ということでございますが、例えばプランとの整合性というお話がございました。これは今年度、障害福祉計画というものを策定しております。これは来年度からの３年間の障害福祉サービスの供給量などを定めるものでございます。高齢者プラン推進委員会の方々にさまざまな御意見を伺いながら策定するものでございます。この中で、やはり当市は大きな削減をさせていただきましたので、それにつきましても御意見を承ってまいりたいというふうに思います。その上で、また新たな展開などを検討できればというふうに思います。

　それから、予算の組み替えについて御質問いただきました。こちらは障害福祉サービスは御案内のとおり、さまざまな事業をさせていただいてございます。いわゆる朝霞市全体としての総合振興計画に基づきます実施計画というものがございます。こちらとの整合性を図ったというのが大きな点でございます。障害福祉サービスは医療とか手当とか、さまざまな事業がございますので、それを実施計画調書と合わせるというようなことを目的としてやらせていただきました。

　以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　予算の組み替えに関しては恐らくそういうことなんだろうということと、あと国のカテゴリー分けとか、そういうこととの整合性とか、いろいろなことがあるんだろうと思うんですけれども、ちょっと私もこれは失敗したなと思うのは、その辺の整理をしてもらえばよかったかなというふうに思って、非常にちょっと今回分析するのに苦労しました。

　それで、さっき言った障害者虐待からなんですけれども、障害者虐待なんですけれども、これはゼロ件という認識をしていらっしゃるのかどうなのか。今、子供虐待で大変苦労されている職員がいらっしゃいますけれども、恐らく15年ぐらい前までは、あるだろうけれども、認知件数はゼロ件というような認識をされていたと思うんです。だから、今そういう意味ではどうなのか。土日はそういうのは勤務時間もいろいろありますし、職員の休みの必要性もあるから、そういうことは余り言いませんけれども、子供虐待のようにある程度専門担当みたいに置いているのか、それともそうじゃなくて、それぞれの職員が機会に応じてやるというような形になっているのか、そのあたりをお伺いします。

　それから、あと虐待に対応するための研修とか、そういうものは何かされているのかどう

なのかお伺いしたいと思います。あるいは子供のほうの虐待のほうと情報交換しながら、こういう問題特有の事務処理というのは何かあるかとか、そういうことの調査はされているのかお伺いしたいと思います。

それから、認定調査員なんですけれども実働じゃなくてエリアで払っているようなところがあって、考え方としてはわかるんですけれども、そうであるならちょっと雇い方が違うんじゃないか、嘱託職員的な雇い方になったほうがいいんじゃないか、パート、アルバイト、非常勤、臨時職員的な位置づけよりは、専門家に頼むとか、専門業務をやっていただく人に頼むというか、そういう形の雇い方に変えなきゃいけないんじゃないかという感じがしているんですけれども、いかがでしょうか。それから、県の研修も移動時間は人件費に入っていないというふうに捉えていいのかどうなのかお伺いします。

それから、これは言い積ったら本当にそちらは積んじゃうと思うんですけれども、障害者福祉の制度改革の中に、やはり条例で出てきたのほんのちょっとだけだったわけです。残りはみんな要綱で変わっていくから私ども全く判断できなかった。そうすると、障害当事者はただでさえ自分で意思表示をしにくい障害当事者が不利益変更されるときに、いいも悪いも言えない間に制度が変わるというようなことが、法律上は一方的な給付だという位置づけだからいいですけれども、そもそも自治体の成り立ちとして、民主主義というのは治者と被治者の一致というふうにいうわけですから、その治者でもある障害当事者の方々が全く関与しない、文句も言えないまま決まっていくということが本当にいいのかどうなのかということでは、しかも障害者プランの最終年度としてのところでの、これがプランが本当に変更して、変更した年から制度が変わるというなら、それは障害者プランの策定過程にかかわった障害当事者の課題だと思うんですけれども、少なくとも最終年度だったと思うんです。そういう中でどうだったのかということに関して、これからの同じようなことが起きた場合、上げるにしても下げるにしても、改善点というか、そういうことは何かお考えではないか。委員会、あるいは障害者プランの推進事業の改善として何かお考えはないかお伺いしたいと思います。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　障害者虐待について御答弁申し上げます。

こちらにつきましては、障害福祉課の障害福祉係の担当者が２名で担当しておりまして対応に当たっております。今年度なんですけれども、障害者、養育者による虐待が疑われる案件がありまして、そちらにつきましては市の職員と、あと実際、警察の方と一緒に現地に赴きまして状況等の確認等をしたんですけれども、最終的には虐待かどうかというのが疑われるという形だったんですけれども、最終的に虐待かどうかというのが確定がちょっと難しい状況というのが１件ございました。

それから、あと研修でございますけれども、年に２回ほど県の主催の研修がございます。その２回のうちの１回は窓口対応、そういったことを中心に行うような研修がございます。それから、あと他課との情報共有ですけれども、必要に応じて他課と連携するように行っております。

以上です。

○松下昌代委員長　小笠原係長、済みません。先ほどの答弁に関して、委員のほうからはまずゼロ件という認識でいいのかということと、あと専門の担当がいるのかという質問だったと思うんですが、そちらに関してお願いします。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　専門担当というのはいません。件数としてはゼロ件ということで、こちらのほうで認識しております。

以上です。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係主査。

○井島守障害福祉課障害福祉係主査　続きまして、認定調査員について御回答いたします。

現在、認定調査員は１名と契約しておりまして、この方につきましては、障害者支援施設に以前職員として働いて方と契約しておりますので、障害に関してある程度、知識のある方と契約しております。

続きまして、研修につきましては、去年度の研修につきましては、市役所に１回出勤していただいて、そこから、職員も参加しました研修で、公用車で県のほうに出張しまして参加してきました。こちらの３時間につきましては会議の時間になります。

以上です。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それでは、最後に制度の削減につきまして御答弁いたします。

当事者の方々からどのような意見を聞いていくかという御質問であったかと思います。先ほども御答弁いたしましたけれども、今、障害福祉計画を策定させていただいておりまして、アンケート調査をさせていただいております。当事者の方、御家族の方等にアンケートさせていただいて、今、回収がほぼ終わりまして集計をさせていただいております。その中で、さまざまな制度についての御意見、利用の意向なども伺っております。自由記載欄などもございまして、さまざまな御意見をいただいているところでございます。今それらを集約しておりまして、また委員の皆様にも御提供して御意見を伺うというようなことで、来年度以降はそれらをできるだけ反映できるような形を考えてございます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　虐待に関しては多分始まったばかりなので、子供虐待も大体最初はそうだったと思うので、だんだん体制が整ってくるとむしろ問題がちゃんとわかってきて対応の仕方がわかってくると思うので、本当に頑張っていただけたらというふうに思いますけれども、少し今どきやはり状況が厳しい方多いので注意を払っていただきたいなというふうに思いますのと同時に、もう一つ、家庭内に関しては多分問題意識があるのかと思うんですけれども、施設とかそれから、支援者による虐待とか、そういうことがあった場合、本人にどうするのかというシミュレーションも少ししていただけたらというふうに思います。虐待に関してはもっと詳しい方があるんで、またあれだと思います。

それから、あと認定調査員の方なんですけれども、この方は朝霞市だけの仕事をされて、単価でいうと高いんですけれども、件数がないので、どうしてもやはり総額でいうと少ないので、朝霞市だけのでやられているのか、あるいはほかの介護とか何かと兼務されながらやっているのか、なかなか専門性を育てていくためには、一定程度この人が食べていけるとか、そういう保障がないといけないんだろうなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどんな感じになっているのか、余り細かくいうとプライバシーに入っちゃうんで、１人しかいないので、プライバシーに入っちゃうのでちょっとあれなんですけれども、答えられる範囲でお願いします。

それから、あと要するに昨年の障害者プランの推進委員会で何が議論されているんですかということを聞いていると思うんですけれども、新しいプランで削減については一応文句は出ていないみたいな感じですけれども、これで見ると障害福祉計画でいったら最終年度の事業、やるはずの事業をカットしたわけですよね。だから、そういう意味では、アンケートというのはあくまでも行政が自分の施策を判断するための情報であって、合意形成とは違うわけです。以前、審議会とか委員会について形骸化しているとかそういう議論があって、確かにそういうものもあると思うんですけれども、最低限、議会以外でいうとそこぐらいしか当事者が集まって市役所との間で議論して、これでいいよとか、これでだめだよとか、感想だけでもいいから聞ける場所、生声で聞ける場所はないと思うんです。そういうところの運営についてどうなのか。例えばリサイクル推進委員会だとリサイクルの補助金に関していろいろ問題はあると当事者が聞くというんですけれども、一応諮ったわけですよね、リサイクル推進委員会に。そういうことは本当は必要じゃないか、もちろん当事者が反対して、それでできませんといえば一番美しい姿だけれども、当事者が反発したにしても、そこできちっと議論して話を聞いてもらうということが大事なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、終わったことは終わったことなので、未来に向けてどうされるのかお伺いしたいと思います。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係主査。

○井島守障害福祉課障害福祉係主査　認定調査員の勤務状況につきまして御回答いたします。

現在、認定調査員につきましては、本市の障害認定のみの仕事をしていると聞いております。

以上です。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それでは、制度の削減につきまして御答弁いたします。

当事者の方の御意見を伺っていくということでございますが、1つはプランを策定したあとは、毎年度その進捗管理をさせていただいております。その中にさまざまな制度も位置づけられておりますので、それらの評価検討という観点から委員の皆様にも御意見を伺っているところでございます。なお、当事者の団体、協議会に集まられる場ですが、あるいは年度当初に各団体が総会など催されておりまして、私ども参加する機会をいただいております。そういう中でお時間をいただいて、このような御説明を丁寧にさせていただくようにして、御理解を賜りたいというふうに考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　なかなか考えを改めるということ言わないので、ちょっと私はいら立っているんですけれども、やはり当事者主権という言葉があると思うんです。マイナスになるにしてもプラスになるにしても、やはり当事者がある程度納得して、あるいは納得までいかなくても世の中はそういうものだよねというところまでいった上で制度でいじらないと、特にこういう弱者に対してやることに対してはならないと思うんですけれども、御説明するというさっき言い方だったと思うんですけれども、本当にそういうスタンスでいいのかどうなのか。最終的には納得されなくて、決裂に至ったとしても、決まったものを御説明するということじゃなくて、こうしたいんだけれどもどう思うかとか、これで生活が立ち行くかとか、これで代替手段はほかにあるかどうかとか、そういうことを当事者に聞いた上でないと、この障

害福祉計画のほうの途中での制度変更は基本的には余りすべきじゃないだろうというふうに思っているんです。

このプランとか障害者福祉計画だって、結果としては、これ自体つくるのも合意形成しながらやっているわけです。だから、説明じゃなくて合意形成というか、特に不利な状況に置かれた人に関しては、そこをいろいろな異議申し立てとか、あるいは議員への働きかけとか、そういうことが簡単にできる人たちだったらいいんだけれども、そういう人たちではないわけですから、そこは慎重に本当はやるということがないと、ちょっとこの運用はまずいんじゃないかなというふうに私は思っています。

もちろん、障害者プランに直接計画の本文にかかわる問題じゃないんだけれども、ただ、計画に書いてあることをやっているかやっていないかチェックすることですね、やっているところを突然やめられたときに、御説明しました、それでいいのかどうなのか。そこはやはりこれほかの計画も多分そうだと思うんですけれども、そこの手続というのを特に障害者は慎重にやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、もう１回ちょっと答弁を求めます。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　今、課長のほうからもちょっと御説明した部分で足らない部分があったかとは思うんですけれども、おっしゃるように計画途中での変更に今回至ってしまっているということはあります。流れとしては、こういう計画をつくった場合には、今、進行管理というお話を申し上げて、その中で途中途中での報告をしながら、年度末には事業評価をしていただいてという部分はあります。ですから、絵としては今回変更をかけて、その結果、それがよかったか悪かったかという最終的な市民の方の評価というのはそこで出てくるとは思うんですが、ただ、それ以前の問題として、今、委員がおっしゃったように、計画をつくりました、それを今後変更するときに何か手続を経たのかという部分のお話になるかと思うんですけれども、確かにその部分はちょっと弱い部分があったのかなと思う部分もあります。ですので、これから、先ほど課長のほうでもお話したとおり、新しい計画をつくっていくという中では、そういうことも、どういうふうに表現できるかというのはあるんですけれども、きちんと計画の中での変更の手続とかというのも考えていかなければいけないのかなと思っております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　わかりました。今後ちゃんと考えていただけたらというふうに思うんですけれども、次に、これもちょっとまたあれですけれども、朝霞地区一部事務組合の負担事業、それから、朝霞地区福祉会への負担事業ということで、134、135ページ、それから、費目はどこになるんですかね、障害多機能施設、地域活動支援センター、障害居宅介護事業、社協に指定管理に出している障害福祉の関係ですけれども、これらいただいた資料を見ると、主に昨年の公務員への給与の特例減額と横並びした給与改定に基づく減額だというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　おっしゃるとおり、それが主なものとなっております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これも、相手先に組合も職員会もないので一方的にカットということがやられ

ちゃっていいのかなという疑問はありますけれども、そういうことを問題意識を思いながらちょっとやっていただけたらというふうに思うんですけれども、次にお伺いしますけれども、介護給付・訓練等給付費負担金、つまりこれは142、３のあたりになると思うんですけれども、いただいた資料で中身を見てみるとおおむね昨年並みと思うんですけれども、急増したところが幾つかあると思うんです。急増していることが悪いとかそういうことじゃなくて、急増しているということは何か認知されたりとか普及したりとか、そういうことがあるかと思うんですけれども、例えば自立訓練とか、それから、あと宿泊型自立訓練とか、それから、あと就労支援Ａ型とか、それから、計画相談支援の業務、そのあたりが急増といったらあれですけれども、急増していると思うんですけれども、このことというのは何を意味しているかとか、どういう傾向が出ているかとか、そういうことはわかりますでしょうか。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　今の御質問は介護給付費等の増減、ふえたものという御質問でございます。まず、就労継続支援Ａ型事業でございます。こちらはその下のＢ型とともに、いわゆる福祉的就労というものでございます。一般就労までいかない方に対するサービスでございます。こちらは人数で見ますと65人から90人にということでふえてございます。

この事業は、いわゆる労働法が適用される事業でございまして、例えば最低賃金を適用するとかということになってございまして、事業形態としてはまだ余り少ないサービスでございます。ただ、このところふえているところでございまして、やはりこちらに移行されるという御希望の方は多いというふうに考えております。なるべくＢ型よりもＡ型のほうがやはり賃金も高いということもございますので、御本人の御要望に応じてどんどんふえていくというように考えております。

それから、計画相談支援でございますが、こちらも大きく伸びてございます。これはサービス等利用計画のことでございまして、サービス等利用計画をつくった件数ということになってございます。介護保険事業と同様に、障害福祉サービスもケアマネジメントを導入するということになっております。ということで、いわゆる介護保険でケアプランに相当するサービス等利用計画をおつくりしてサービスを御提供するという流れになってございまして、こちらもふえているというところでございます。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係主査。

○井島守障害福祉課障害福祉係主査　宿泊型自立訓練等につきましては、主に心身に障害がある方を対象としています施設の入所になります。こちらにつきましては、在宅での生活は現状困難な方を対象に、こちらの宿泊型、自立に向けた訓練を行うことで、今後地域生活を目指していくことを目的としておりまして、今回こちらの施設に入所された方がいましたので増加しました。

就労移行支援につきましては、朝霞市にも朝霞台にも就労移行支援事業所がありまして、そちらの利用者がふえたことや、あと朝霞市から通える範囲での池袋等にもこちらの施設ができてきまして、そちらへの通所者がふえたことにより、利用者がふえました。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　それぞれありがとうございます。

Ａ型と就労移行支援は障害者の社会参加が拡大したというふうに理解してよろしいのか。

例えば就労支援センターとかいろいろできましたよね。そういうことを含めて、社会参加に向けていろいろ働きかけが成果が上がっているというふうに捉えてよいのかどうなのかということ。

それから、あと計画相談支援はこれはケアプランをつくっていくということなので、必然的にふえていることなのか、選択的に利用している人がふえているのかということです。

それから、あと先ほどの宿泊型の自立訓練というところでは、ちょっと気になった、最近やはりちょっと社会問題化しているようなところあると思うんですけれども、これが急激に急増したというのは、恐らく主体的に急増したということなのか、今までの精神の社会的入院みたいなものが移行してこういうふうになっているのか、そのあたりの評価をちょっとお聞かせください。

〇松下昌代委員長　障害福祉課長。

〇菊島隆一障害福祉課長　委員御指摘のとおり、やはり就労は障害のある方にとって大きな問題、課題でございますので、利用者も徐々にふえてございます。それらを反映して利用者ができた、それに対して御要望して利用されているという社会参加の流れでございます。

それから、計画相談支援につきましても、御指摘のとおり法定されました、こちらはつくらなければいけないという義務化されましたので、こちらもふえていくというものでございます。

〇松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係主査。

〇井島守障害福祉課障害福祉係主査　宿泊型自立訓練につきまして御回答いたします。

こちらにつきましては、１年間の延べ件数で28人ふえました。こちらの数字はおおむね利用者としまして、実人数としましては２人から３人の利用がふえました。こちらにつきましては御本人の希望と、あと空きがちょうど空きましたので入所することができました。

以上です。

〇松下昌代委員長　福川委員。

〇福川鷹子委員　今いろいろな結果を教えていただいたのでちょっと恥ずかしいんですけれども、素朴な質問をしたいと思います。

宿泊型自立訓練も二、三人ふえた、本人の希望ということですけれども、大体年齢層としてはどれくらいの方なんですか。それぞれ就労継続支援のＡ型とかＢ型も計画相談支援もそれぞれ年齢的にはどれくらいの人が主にこういうふうにされているのか、そこだけちょっと聞かせてください。本当に素朴な質問で、失礼ですが。

〇松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係主査。

〇井島守障害福祉課障害福祉係主査　宿泊型自立訓練の利用者の年齢層につきまして御回答いたします。

個別の済みませんが今、年齢はわからないんですが、現在おおむね30代ぐらいの方が入所しています。施設としましては18歳から受け入れは可能ということで聞いておりますが、18歳ですぐにという利用は朝霞市ではまだありません。

続きまして、就労移行支援の年齢層につきまして、こちらもおおむね18歳以降、利用できるものになりますので、学校を卒業されてすぐに通所される方もいれば、一度社会参加して、そこで一度会社などをやめてしまいまして、そのあと社会復帰までの間にこちらの就労移行支援事業所で訓練をしまして社会復帰を目指すという方になりますので、やはり30代や40代

の方が多いと考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　ちょっと全部教えてほしかったんです。就労の継続の支援、Ａ型とかＢ型も全て、どういう年代層か全くちょっと見えていなかったので、申しわけないですけれども、あとこれは25年度の決算の認定の会議なので、そこまで勉強していなかったので、ちょっと恥ずかしいですけれども、あと計画相談支援のほうも教えていただければと思います。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それでは年齢層ということでお答えいたします。

詳細に把握していることではございませんので、そういう範囲でお答えいたしますと、まず就労移行支援ですけれども、先ほど御答弁したように、一旦就職をしておやめになってこちらで訓練するというような方で、やはり若年の方、20代から30代ぐらいの方が多いのかなというふうに思います。

それから、就労継続支援Ａ型につきましてはＢ型からのステップアップというようなことでございますので、やはり若年の方を中心とされているのかなと、30代、40代ぐらいかなというふうに思います。就労継続支援Ｂ型は、先ほども申し上げましたが特別支援学校を卒業されてすぐ入られる方ですと二十歳ですとそのような方。それから、やはり長く御利用されている方もいらっしゃいますので、50代の方、60近い方さまざまでございます。

それから、計画相談支援につきましては、こちらは障害者サービスをお使いになる方は全員おつくりになるということですので、いわゆるホームヘルプサービスなどはお子さんなども使えます。それから、高齢の方も使えます。高齢の方は介護保険サービスを優先して御利用になりますので、そこは少ないかなと思いますが、こちらはさまざまな年齢層でお使いになっているというところでございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　128、129ページの職員人件費のところで、ダブらないように質問しますけれども、ここでいつも聞いているんですけれども、時間外のことでお伺いをしたいんですけれども、福祉課が非常に毎回、今回、危機管理なんかも多かったんですけれども、福祉課は全体としていつもトップの時間外の状況というのが大体トップで、福祉課の中でも多いのが年間525時間という状況なんですけれども、３係あって、多分、生活援護係は後ろのほうですと言われると思うんですけれども、一緒にここで３係ちょっと聞いちゃって、あとのほうでは聞かないようにしますので、関連があるのでお伺いしたいんですけれども、１つはいつも月に60時間を超える状況にある方たちはどれぐらいですかというような質問をするんですけれども、今回は60時間を超える職員の実数はゼロですという状況を事前に伺いました。でも、見ると60時間ぴったりだった人が11人、59時間という人が１人とか、これはちょっと圧力をかけた、私は別にそれをぴったりするようにというようなことでもなく、ただ60時間を超えるということが余りに健康面も精神的な健康面も、それで翌日また仕事がリフレッシュしてできるかという時間ではないということもあって今まで言ってきたわけで、特に生活援護係は９人全員が60時間ぴったりで、それもみんな３月ということで、ないとは思うんですけれども、時間を見ながら、もう超えそうだからちょっととか、それが余り進むと民間企業なんかでは書かないでやっちゃうみたいなことがあってはならないというふうに、あったとは言

いませんけれども、あってはならないような時間の出方が、今まで何度も言われたのでこうやって改善して60時間以内におさめましたというのでしたらいいんですけれども、実態としてはどうなのかということと、いつも業務改善とか仕事のシェアとかをお話をしているんですけれども、こうまで３月に60時間ぴったりの人が９人もいるともうシェアのしようもないような、ましてや課が分割しているので、生活保護のケースワーカーの仕事をほかの係の人とかほかの課の人ができることではもちろんないと思うので、そのあたりは実態と改善方法というのはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　主に生活援護係の時間外を中心に御答弁申し上げます。

まず60時間がぎりぎりだというところでございますが、実際上、私４月から見ておりますが、かなり60時間に近い時間をやらないとこなせない、職員にもよりますが、業務であるところは事実でございます。ただし、60時間を超えるとと委員もおっしゃっておられましたが、精神的、肉体的な負担も大きいところでございまして、その部分は職員課等からの話もございますので、昨年度におきましても60時間を超えることはないようにということで調整をしながらやってほしいというふうには話はしてございました。

あと、３月に60時間区分という話をいただきましたが、３月は生活保護、４月からの基準の改定がございまして、そのときで事務は非常に多くなるものでございます。ですので、３月についてはどうしても60時間に迫る、もしくは60時間ぴったりまでの残業時間外はするような状況になってしまうのが現実でございます。

実際、私も４月から見ておりますが、60時間、月にということは１日に20日と計算して３時間、それをフルに１カ月するというのは非常に肉体的に厳しいものがあると思いますので、その部分は連続してその時間をとらないようにという話は現在私のほうでも職員各自には伝えて、無理しての時間外をしないように、ただし業務をその分やらなくてよろしいというわけでもございませんので、調整しながらで、ベテラン職員等もなかなか手伝うということも個別の担当持っての業務ですので難しい部分もございますが、今後に含めても状況を見ながら、係内等の連携を深めて時間外もやっていきたいなとは考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　今の答えの中で、60時間を超えることのないように調整してほしいという、この調整というのが、そんな意図はないとは思うんですけれども、それは上司からの言葉とか、議員の言葉もそうなので、私自身もいろいろな話をするときに、そうとられないようなちゃんと説明をするようにはしているつもりなんですけれども、調整してほしいというと、何か帳尻を合わせてほしいみたいにとれなくもないようなことで、さっき言った援護係でいえば９人の方が60時間だと、それがほかの人の、ベテランがフォローに入ればといったら、残業のつかない人がフォローに入れば済むかというとそういうわけでもないでしょうし、援護係で年間多かった例が525時間で、12で割っても44時間とか、もうそれが３月だけの話ではないのと、かと言って、３月に基準の改定があるといっても、これはまたこの年だけの話ではなくて、改定はいろいろな次から次にあって、それは毎年のようになっていくということで、国のほうもそれがぎりぎりにならないと出さないとかというのもあって、前からわかっていればできることなんでしょうけれども、ぎりぎりになってやるというのが続いている

中で、やはり年度末の話だけではなくて、何らか改善していかなければ職員の皆さんの、それでなくてもいろいろなケースワーカーの皆さんの市民の方への対応で、本当に神経を使うことが非常に多くて大変なお仕事だと思いますので、やはりさらに改善はしてきているんでしょうけれども、さらなる改善が必要なのではないかと思いますので、もう一度お伺いしたいのと、生活援護係だけではなくて、障害福祉係のほうでも60時間が２人と59時間が１人ということでの状況で、同じ状況にありますので、そちらのほうも同じく答弁をお願いしたいんですけれども、ここまでくると部長にまた答えていただいたほうがいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　お答えします。

先ほど課長のほうでも生活保護の関係は御答弁申し上げたんですけれども、職務の内容が個々のお客様を対応するということで、いわゆるシェアができないというふうに考えております。ですので、どうしても基準改定とかという、基準改定そのものもシェアができない、私も前ワーカーをやっておりましたので、当時とやり方は変わっていないので考えますと、そういう状況がありますので、物理的に仕事量を減らすということを考えざるを得ないのかなということで、毎年度、職員課、いわゆる人員要求をさせていただいております。それはケースワーカーの増員もそうですし、あとケースワーカーを指示、指揮をとるＳＶと呼んでいる査察指導員、いわゆる係長級の職員の増員等もお願いして、その点については少しずつではあるんですけれども、朝霞市の場合はその増員要求が少しでも認められて、毎年１人でもふえてきておりますので、逆にそういう部分ではそういう改善を続けていくしかないのかなと、あとはもちろんいわゆるその基準改定とか、そういう部分であれば、例えばシステムの改造だとか、いわゆる職員の手をできるだけ煩わせなくてもいいような、計算だけの部分とかというもちろん事務改善というのはやっていかなければならないんですけれども、それもある程度、正直、システムも大分入れさせていただいて、何回も改善もしていますので、限界にもきているというところであれば、やはり人をふやすというのが一番よろしいのかなということはございます。

これは障害福祉の担当のほうもやはり障害福祉と一口に言っても多岐にわたっておりますので、やはり同じようにケースワークという部分もあるし、事務の仕事もあるしということで、これだけの残業になっているのかなとは思っております。

特に、生保の場合ですと、１人80世帯という目安があるんです。ですから、人員要求は正直しやすいんです。全体の世帯数がこれだけふえたら、これだけ足りませんよということで、我々も交渉の手段がしやすいんですけれども、障害の場合ですと何人というのが余りないんですね、何世帯持っていいよとか。でも、突発的には先ほどの虐待のお話であったり、精神障害の方で難しい方が出たりとかということで、お客様と接する時間が非常に長引くということは事務処理もふえるということなので、そうした積み重ねがこういう時間にも反映しているのかなと思います。どうしても年度末はそういうものを何とかその年で全部クリアしようとするところで、３月とかが多くなっております。

そうしたことも踏まえると、やはり障害福祉の分野についても、基本的には増員をさせていただくということが１つの改善策かなと思います。

あとは、もう１つの部分では、先ほど黒川委員のほうの御質疑にもお答えしたんですが、

職員の、いわゆる仕事に対するスキルアップというのも、やはりあわせて図っていく、スキルアップを図って職員自身の能力が上がれば、少なからず、例えばどういうふうにやっていったらいいのか、ケースワークに限る時間のことが、例えば１時間今までかけたものが30分で済むとかということにつながっていけばなということもありますので、そういった幾つもの方法を重ねて改善を図っていかなければならないというふうに考えておりますので、これは随時担当部署のほうにはお願いをしております。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　それでは、131ページで地域福祉計画推進事業のほうで、推進というか策定というかに関連してなんですけれども、職員の皆さんの先進地視察の状況を事前に調べさせていただいたんですけれども、その中で地域福祉計画にかかわるところでは新座市と戸田市に視察をされていて、主に市の計画と社協の計画の共同みたいなような内容の視察なのかなというふうに思ったんですけれども、それでその視察を受けて、朝霞市でそれぞれの市の状況を、まず視察なので、それでどのように朝霞市の今後の計画策定の中で生かせるという点で視察の成果として考えていらっしゃるのかお伺いしたいのと、それとあわせてもう１つ聞いておきますけれども、133ページの社協の補助金のところで、先ほども説明がありましたけれども、減の経緯は臨時特例に伴うというようなこと、経緯というか理由はなんですけれども、それを社協の職員に適用することになった経緯とその影響額についてお伺いをしたいんです。

　影響額は、これは多分、社協の入り口のところにいる方たちの人件費であって、この年はたしかまだ正職の方で、それぞれの事業に入っているところはそれぞれの事業のところで予算的には入っている、今は多分、一緒になったんだと思うんですけれども、入っているときだと思うので、どのような形で影響額があらわれているのか、あわせてお願いします。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　それでは、地域福祉計画推進事業の中で、前年度、先進地視察を行ったことについてお答えいたします。

　朝霞市の第３期地域福祉計画というよりも、今現在の第２期が平成27年度で時期が来ますので、平成28年度からの５カ年計画を新たに第３期として策定の準備に入らなければならないわけなんですけれども、現在、埼玉県のほうから盛んに社協との協働での策定というお話がよく聞かれます。ただ、この協働につきまして、何をもって協働にするかという具体的なお話は特になくて、近隣市で確認し、なおかつ直近で新しい計画を策定したところが、県のいわれている社協との協働で何を協働としたかというのを確認するために近隣市にお伺いした形になります。

　これにつきましては、社協の担当の方と一緒に現場を見に行ったわけですけれども、まず新座市を選んだ理由ですけれども、新座市の地域計画につきましては、社協との合冊というんですか、１冊に市の計画と社協の計画を半分ずつ、最初のページが市で、あとのページが社協という形で、１冊にまとめてつくるという計画でございました。それをもって、当然冊子をつくる関係がありますので、綿密に策定段階から共同で事業を行ったというお話でございました。

　戸田市につきましては、逆にいうと冊子につきましては、今までの流れとして分冊ですけれども、当然お互いに策定期間中に小まめに連絡をしあって、計画に対して社協がどうやっ

て受けていけるのかとか、その辺をよく話し合う、策定に向かって密接に協議していくという形での共同ということでございました。実際、担当が社協の職員とその後いろいろ何回か打ち合わせをしたんですけれども、今のところまだ係内での検討ではございますけれども、戸田市のように当面は、冊子につきましてはやはり市と社協別々で従来どおり行うものとしましても、策定に向かって合算することによって、経費なり期間なりを短縮できるようなところは、例えばアンケート調査等を社協のものも含めてやるなりするような形で、事務処理の中で共同していこうかというようなところで今話を進めているところでございます。

続きまして、社協の補助金の減額につきましてですけれども、事務レベルでは直接お話を伺っているわけではないんですけれども、社協として市と同じようにされたいという申し出があったと伺っております。社会福祉協議会の補助金は臨時職員等はいらっしゃらないので、その中は市と同じという形の下がりなんですけれども、指定管理のほうの臨時職員の賃金については、それに伴ってまた減額したという話は聞いておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午前１０時３４分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前１０時５０分）

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　さっきの地域福祉の策定のところで、社協との協働を県からいろいろ言われているということで、でも今の答弁だと何かそのほうが経費が節減できるみたいな話だったんですけれども、確かに２冊より１冊のほうがとか、アンケートを２回とるよりは１回でということはわからないでもないんですけれども、よく、やっぱりこの策定のときに、素朴な市民の方からの声で、市もつくって社協もまた同じものをつくるのかみたいなのとか、またやっているけれどもそれはどうなのかみたいなその違いがわからないというような、本当に素朴な疑問が出て、そうだなと思うのと、一緒に計画をつくって一緒にやったほうがいいのかなとも思ったり、でもそれぞれの独自性を持って、社協にしかできないようなことをたくさん盛り込む、でもその中でも市の計画の中に社協の役割とか発揮すればいいのかなとか、私も何が正解で何が不正解なのかというのは、私自身もこうすべきみたいな意見というのはやっぱりまだ今の時点ではクエスチョンなところがあって、この視察での考察というのを見ても、新座市は町内会の加入率とかがすごく高くて朝霞市との現状が違うとか、市長も市の会議にはほとんど出ていて市の考えがはっきりしているとかと書いてあって、朝霞市の市長はそういう会議になかなか出られないですから、そういう点で雰囲気そのものもきっと違うんでしょうけれども、でもまたこれからいよいよ策定で、アンケートをとらなければいけないとかという時期は間もなく来るわけですから、その時点で、そのほうが経費が安いとかというような視点ではなくて、委員の皆さんとどのような計画を一緒につくるのか、その時点で、前は急がされてつくったりする時期もあったのかもしれないんですけれども、何がベストかというのはやっぱり十分に話し合って計画の策定に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、その点をもう一度答弁をお願いします。

それから、社協の補助金のところで伺ったのは、社協として市に倣ったということだったんですけれども、その経緯ですよね、でもそれは理事会なりに市の職員の人件費がこういうふうになりますというような例えば報告があって、私も経緯を知らないので教えてほしいんですけれども、それで社協の理事会としてこういう意見があってこう決まったのか、多分そんなことはないと思うんですけれども、市がこうしなさいみたいなことでのことになっているのか、その経緯をまずお伺いしたいのと、それと、影響額は社協の補助金のここの項目の中には、あそこの事務部門というかそこの方たちの人件費で、例えば社協の正規職員というのはいろいろなデイサービスや多機能型施設や児童館などにも配置をされていて、その方たちも含めて同じ正規職員としての給与を受け取っているわけで、その方たちも含めて人数と影響額はどのようになっているのですかということをお聞きしたかったので、答弁をお願いします。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　地域福祉計画でございますけれども、先ほど言葉として経費という言葉を使ってしまったんですけれども、もちろん協働というのが経費ありきのことではもちろんありませんので、あくまでも密接に事業をお互いにやっていくことによって、よりよい地域福祉を目指すということになりますので、そちらを念頭に考えております。

実際、地域福祉計画の中の各種事業を充てていくときに、その中の実行というんですか実施事業として社協の地域福祉活動計画が出てくる形になると思いますので、これにつきまして実際に具体的に今後５年間で進められるのかとか、どうなのかということを今までになく密接に打ち合わせしながら協働策定していきたいというように考えております。

続きまして、社協の人件費の補助金につきましては、担当レベルでまことに申しわけないんですけれども、第４期の補助金申請時に市に合わせて社協のほうでも減額となっているので、当初の補助金の額と減額になった分の差し引きの部分を第４期として請求させていただくというお話をいただいただけで、私たちのほうで特に決まったいきさつについて聞くことをしませんでしたので、ちょっと申しわけないんですけれども、全体の流れについて私は把握しておりません。

社協の補助金につきましては一応15人分、事務局の地域福祉課と、あと理事と事務局長ですか、15人分の人件費ということで、うちのほうから出ている分につきましては、特に人事異動というよりも退職なり何なりで途中でやめたという方もないので、７月からの特例による減額分だけが戻ったという形になります。

また、指定管理におきまして総合福祉センターの人件費につきましても５人分の人件費と、あと臨時職員１人分ですね、人件費でいうとその分が委託料の中に入っているんですけれども、人の変更もありませんので、実際は残った額は単純に７月からの職員の分の人件費の残になります。ただ、人件費分として、今回全体で不用額は157万円ほど出ているんですけれども、そのうち人件費が42万円ほどになるんですけれども、実際はもっと大きくあったんですけれども、内部で光熱水費等が去年高騰いたしまして、値上げ等で人件費から流用を行っているので実質の額は42万円ほどになっております。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　もう一回言いますよ、３回目ですけれども。

終わりにしたいんだけれども１回聞けば終わることなので、さっきも休憩時間に言いましたけれども、つまり臨時特例に伴うというか、市に倣ってという説明だったので、でも市に倣い方はいろいろあると思いますので、社協としては何を幾らカットするというふうに決めたのかというのを答えてくださいというのを言いましたよね。それと、わからないならわからないで答えてくれればいいので、後で調べますと言えばいいのにそれを答えないから、わざと答えないようにしているのかなと勘ぐってしまうようなちょっと答え方なので。

市に倣って何を幾らカットしたんですか、１つ。それから、その何とかも含んで、何とかと言えばいけないですけれども、純粋にその社協の、これは正規職員の人に限ってのことだったと思うので、正規職員の方たちがその指定管理先も含めて、ほかが５人と、指定管理先に正規職員５人ということはないんじゃないかなと、ちょっと私も、児童館だけでも館長とかのことも、そこだけで、あとは違うということはないと思うんですけれども。それが社協としての正規職員の方が何人いて、その方たちが市に倣っての減額によって、総額として幾ら減額になったんですかということを聞きたかったのが２点です。

社協が決めたことなのでいきさつがわかりませんということなんですけれども、そんなことでいいんですか。指定管理者にお金を出していて、ふやしたときは何でふやしたんだとかと聞くと思うんですけれども、減らしたときにはああそうですかといって戻してもらっているわけではないと思うので、理事会とかで決定していないんですか。市の場合は議会で決定しますけれども、理事の人とかもこの中にいるんじゃないかなとかと思うんですけれども、その人たちはきっと聞いていて、ちゃんとした決定の中で、これだけの組織の、朝霞市の福祉を担っている人たちの人件費が削られることが市のほうもいきさつがわからないと、私たちそういうふうに言われましたと、市民に聞かれたときにはとてもそんな説明では納得できないので、この点についてはその３つを今、さっきから何回も聞いているので、その点を答えていただきたいのを言っています。

新たに聞きますけれども、臨時職員の方たちはこれとは別に賃金の改定がありましたよね。それぞれ職種ごとに平成25年度の予算で時給が幾らなのか、まず１つ。職種ごとに時給が幾らになるのか。

それと、これもちょっと事前に聞いたときに、市としては時給を70円上げるということで最初話をして、当初予算のときの指定管理料の中には全部人件費の臨時職員分はプラス70円という改定をした予算を社協のほうに渡していたというふうに聞いたんですけれども、実質改定額は20円だったというふうになって、その返金もあるというふうに言われたんですけれども、それはどういう経過だったのか。プラス１つ、４点目にお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　答弁不十分で申しわけございません。

まず、市に倣ってというところで社会福祉協議会の正規職員の給与減額につきましては、申しわけないんですが改めまして調べましてお答えさせていただければと存じます。

それから、まず社会福祉協議会の臨時職員の単価の関係でございますが、委員おっしゃられたとおり当初で70円値上げするということで予算を計上いたしましたが、職員の経験等を踏まえて、３年間で70円引き上げるということに最終的にいたしまして、平成25年度はその70円の約３分の１の20円を上げることにいたしました。ということで、執行額の時給当たり50円の差額を生じたということでございます。

個別の賃金の種別ごとに金額をお伝え申し上げたほうがよろしいでしょうか。では、まず一般事務の庶務事務でございますが、平成24年度は850円、実際上は20円値上げということで、平成25年だけで、わかりました。平成25年度870円。

それから、一般事務の受け付け事務が860円、この事務で手話通訳事務が1,020円、障害者相談支援事務が870円、保育事務において児童館業務で資格のある者について940円、同じく児童館業務で資格のない者について930円、児童館業務の学生さんにつきましては830円、放課後児童クラブの産休代替につきましては970円、同じく放課後児童クラブで資格のある方につきましては920円、同じく放課後児童クラブで資格のない方が900円、あと放課後児童クラブで学生さん、長期休暇等の代替の短期が830円。

続きまして、介護支援事務におきまして、障害者施設の多機能作業所におきましては900円、障害者施設の地域活動のほうで920円、高齢者施設のほうで同じく920円。

続いて、ヘルパー業務でございます。出社型の身体介護1,480円、出社型家事介護1,020円、出社型の業務事務800円、同じくヘルパー業務で直行型身体介護1,630円、家事介護1,170円、業務事務800円。

以上でございます。

あと減額の影響額のほうはちょっとお待ちください。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　いきさつにつきましては、市のほうから特に要請はしておりません。ただ、社協さんのほうで情報収集といいますか、市のほうの職員の給与については当然情報共有はしておりますので、市のほうが７月１日から臨時特例減額ということを申し上げた、やるということで内容もお伝えしたと。それに対して社協のほうの判断としてなさったというふうに考えておりますし、手続としては先ほどお話があった、当然予算のことですのでそれぞれ評議会、理事会ですか、そういうものに諮ってお決めになっているかと思います。

また、非常勤職員のほうの関係についても当然、社協のほうの判断で、当初、お申し出は70円の値上げということだったんですけれども、先ほど課長のほうで御答弁申し上げたとおり、職員の経験等によってバランスが崩れるというのがあったので、一度に上げると。それを３年間に分けたいというふうな申し出をいただいたと記憶しております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　社協への補助金の関係で人件費、今回の分での減額分ということですけれども、319万1,999円、補助金をこの分、第４期除いたということになりますので、その分になります。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　今の宮課長補佐が申し上げたのは、福祉課においては人事異動等での影響額がなかったので、純粋に臨時措置で減額した額、社協の補助金の中ではその額が影響額ということでございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　あそこの事務部門の人たちは異動がないから、異動の影響がないので319万円というのが、給与の減額によるものが純粋に319万円ですよということですね。もうほかの指定管理の委託のところに入っている部分については、人事異動等があるからわかりませ

んというところで、それぞれの指定管理のところで聞いてほしいということでいいんですね。

それが１つと、それと先ほどの臨時職員の70円の予算をとっていたにもかかわらず20円だったということで、経験等を踏まえてという言い方だったんですけれども、先ほどの話だといろいろな部門について970円とか830円とかという時給があって、経験のある方は70円上げたということなんですか。それではないですよね。でも、放課後児童クラブの指導員もそうですし、児童館の職員もそうですし、もう十数年そこでやられている方たちもいる中で、そんな経験年数がないなんて何をおっしゃるというように言われる方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思って、全部が新採用の人たちがたまたま平成25年度だったといえば話はわからないでもないですけれども、その経験年数を踏まえてという説明が、ちょっとそれはどうなのかと思っているのと、市としてはそれがふさわしかったというふうに思っていらっしゃるのか、その点をお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　ちょっと御説明が足りなかったかと思うんですけれども、社協のほうでは最初70円を一度に上げたいというお話だったんですけれども、実際その上げるシミュレーションをされたときに、個々の人とのバランスで、正規職員の実際の給与の問題もありましたし、そういう部分で一度に上げるということが非常に差の調整とかが難しくなるということが御判断であったようで、それで今回はそれを３年間に分けて、さまざまな是正をかけながらいきたいというお話だったので、今年度は20円の値上げにということで変更されたというふうに伺っております。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　申しわけございません、先ほど社会福祉協議会の指定管理部分の、現状の福祉課では総合福祉センターの管理の部分だけを指定管理で管理しております。その部分についての減額影響額でございますか。

そちらにつきましても人事異動等はございませんでしたので、人件費の不用額イコール給与の引き下げの影響額ということで、金額が148万5,746円ということでございます。

以上です。失礼しました。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今の70円の云々の件につきまして、僕の理解が間違っていたら大変申しわけありませんけれども、実は市の職員について従前、臨時の方についても一時金が出ていて、条例云々かんぬんがあって、ある一定の人以下は出ないと、一時金が。出ないから、出ないかわりに単価を上げていくという政策を職員についてはとられたんですよね。それとこれは連動しての話なの。つまり、一時金を常勤的臨時職員でない方については出すことは違法だと、だから市は出せませんと、あのときたしか6,000万円ぐらい市は一時金をカットして利益があったんだよね。それに対して執行部としては一時金が出せないかわりに単価を見直しますという形で、市の臨時の方が単価上がってきたでしょう。これとこの70円の話は全く連動していない話。その質問が１個ね。

今回の70円という方については、当然一時金も出る話なの、出ていらっしゃるの。今回の影響ある方については、一時金も出た上で単価が上がっているのか、一時金が出ていない方なのか。２つちょっと質問、教えてください。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　今のお話の単価の方につきましては、一時金は出ております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、その方については一時金が出ていないと、従来一時金を出していて、判例等があって一時金を出せない方については早急に単価を見直すというような方針を転嫁したんだけれども、社協の場合はどうなの。その点について、社協は全員が一時金もうずっと出ているの。現在も、将来も。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　指定管理の委託の部分についての積算上は、一時金が臨時職員についてはついております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　では、質問を変えますね。

　昨年度、行旅死亡人は何人ぐらいあったんですか。133ページ。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　平成25年度につきましては２人の方が対象になっております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　この委託費の行旅死亡人についてかかる諸経費をどこかが一元的に負担しているからその委託費としてお金を出している、それとも病院とかいろいろなところが亡くなった方を世話されて、その経費を申請してくるのがこの委託費なのか。この行旅死亡人の方の委託費はどんな扱いでどう処理されているかということ、中身を見てもわからないので教えてください。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　行旅死亡人につきましては、読んで字のごとく昔からの法律の流れで、旅先で急に亡くなって引き取り手のいない遺体に対して、法律上、県が最終的には経費を見るということで、市が立てかえで葬祭費を払って遺体を安置する作業をすることになっていまして、そのときに１回、御本人確認がもちろん必要になりますので、通常は身元が不明な場合は告示ですか、官報に告示をして身元を尋ねて、それでも確認ができない場合は、市で今契約しているお寺のほうにお骨を預かっていただくことになりますし、身元を確認したところで家族の方、親族の方があらわれた場合は、基本的にはその方に引き取っていただくんですけれども、その方が引き取らないといった場合はやはり公費で処理する形になります。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　質問趣旨はそうじゃなくて、名目では委託費となっているので、どこに委託しているかというのが質問趣旨です。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　葬祭会社に委託しております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ということは、これは葬祭費、葬式のお金という意味なんですね、委託費というのは。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　葬祭に伴う経費になります。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　では、質問を変えまして、成年後見制度が141ページにあるんですが、これは過去に朝霞市が成年後見を市長申請されたケースは何件ぐらいあるんですか。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　平成23年度に成年後見制度なんですけれども１件、それから平成24年度につきましては実績がございませんでした。それからあと、平成25年度については２件の申し立てを行いまして、そのうち成年後見制度利用手数料につきまして１件の利用がございました。

　以上です。

○松下昌代委員長　平成25年度だけで大丈夫ですので、よろしくお願いします。

○小山香委員　恐らく朝霞市では多分市長申し立てを行うようになったのは平成17年ごろからでしょう。10年で結局市がお金を出したのは２件だけだというふうに聞けばいいですか。あるいは統計がないかな。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　こちらの数字につきましては、障害福祉関連の数字のみでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　成年後見制度導入したのは10年ぐらいたっているんだけれども、市が負担したのは２件ぐらいですかと、10年間でという趣旨です。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　おっしゃるとおりでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　私が質問したこの先あるんだけれども、なぜ世の中に判断できない方、これはたくさんいらっしゃって、後見人、保佐人、補助人とありますよね、パターンが。日々民生委員の方が皆さん接している中で、なぜ10年間で２件しかないのか、その原因はどう考えていらっしゃいますか。もしわからなければわからないでいいですよ。僕なりの仮説があるんだけれども。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　件数が少ないという御指摘でございます。

　私ども、これは必要性などを判断するのはケースワーカーの日常の業務でございまして、やはり身寄りのない方で所得の少ない方で、御自身でできないというような方という判断をまずいたします。それで、御本人や御親族に御相談した上で御利用いただくという流れでございますので、余り数的にはやはりいらっしゃらなかったというのが現状だと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　朝霞市はこれは要綱でやっていますよね。何でこれは条例でやらないんですか。僕は条例でやっていないので一般的に市民が知る機会がないと思いますよ。だから、僕は１つの仮説として、市民に需要があっても、朝霞市がこういうことをやっていることは皆さんが御存じない、つまり身内で、あるいは第三者に本当に意思判断に困っている人がいらっしゃると。自治体によっては市長申し立てあると知っても、朝霞市はないと、ないのかとこう考えてしまって、でも要綱という、たまたまこれは時期になって探ることがわかったから探れたけれども、一般の人たちは要綱なんか探ることはできないです。もちろん要綱だったと

どこかで書いたらいいですよ、市長申し立てが後見がありますということであれば。でないと、僕はだからいわゆる制度があっても制度を広報されていない、その原因は私はこんな大事な制度を要綱にとどめている。僕は条例に引き上げないといけないと思うんですが、いかがですか。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　この制度の条例化でございますけれども、まず、私どもはこの制度があって手数料を給付するとかいうものがまずは趣旨でございまして、そうなると他の補助金と同様に要綱で定めさせていただいているのが市としての現状でございます。特に条例までは定めるというような必要性を感じていないところでございます。

なお、ＰＲにつきましては委員のおっしゃるとおりさせていただかなければいけないものでございますので、広報ですとかホームページですとか、障害者のガイドブック、それから窓口での御案内とかさまざまな形で御案内をさせていただきたい。現に御相談もいただいていることもございますので、それは制度全般の御説明なんかもさせていただいているところでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　つまり、多くの方は障害者もしくは年をとれば判断能力が低減してくるのは明らかですよね。そうすると、この市長申し立ての後見制度があるということは、僕は市民の権利であると思う、権利ね。権利はやっぱり条例化すべきであって、要綱は穏健でしょう。つまり要綱というのは定義によると職員の方の内部の連絡の一つでしょう。それでもって市民の権利義務に関するようなことを皆さん方が議会に全然諮らずに自分たちの思いだけで、この場合こうしましょうとか、お金をこうしましょうとか、いきましょうとか、市民に大事な権利問題のところを要綱にとどめておく理由がわからない。いい制度なんだから知ってもらいたい。だったら議員の方にも関与してくれと、こういう制度、そういった自治体もありますから。

つまり利用者が少ないという原因は私としては、市民の知るすべが、要綱にはある、要綱を余り見る人はいないじゃないですか、一般論として。また、議員にも要綱ということでなかなかこれが議員も知られていないと思うので、やっぱり僕は条例化に検討していくべき時期に来ている。朝霞４市の中でも条例を持っているところあるんですよ、実は。持っているところあって、実は朝霞市は条例がないかなと、びっくりしましてこう質問しているので、やっぱり今の流れとしては条例化としての流れなので、そういった前向きに研究するようなことはいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　今の御質疑につきましては、この市民後見人だけではなくて、市民の方の権利は条例化すべきだという御意見だと思いますので、これについてはそういうお話をこの場で承ったということで、またそういうことも踏まえて市のほうで研究なりするということになるかと思います。個別の案件としては御了解させていただきましたので、条例化すべきであるという御意見いただいたということで、持ち帰ってさせていただければと思います。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　145ページの育み支援バーチャルセンター事業についてなんですけれども、この事業に該当するお子さんの数を就学前と小学校、中学校に分けて教えていただけま

すか。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　個別療育指導を受けた人数、参加者については11名なんですけれども、年齢の区別というのはちょっとこちらのほうでは把握してございません。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今の関連なんですけれども、11名ということですが、これはそれぞれの施設から上がってきた数の11名なのか、それとも個人的に育み支援バーチャルセンターを知って相談に行ったのか、その辺はどういうふうになっていますか。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　先ほど御答弁申し上げましたのは、障害福祉課のほうで担当しております発達支援の事業の中で個別療育指導を団体にお願いしてやっている事業の範囲でのお答えでございまして、また別に健康づくり課のほうで全体的な、保育園に巡回指導とかは別にやってございます。その中での御答弁でございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　個人的なことですね。団体というか、例えば公立保育園とかはまた別のところで出るということですね。別ですね。

（「はい、そのとおりです」と呼ぶ者あり）

○福川鷹子委員　では、個人的でもどういうふうにしてこの育み支援バーチャルセンターの事業のことを知るのか。ＰＲとかその辺はどういうふうになっていますか。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　どのような形で御利用になっているかということでございますが、まず、広報をさせていただきます、この事業開始に当たって広報で募集させていただいて、その団体の代表の方に御連絡が参ります。それで御相談の上、御利用になられたい方は御利用いただくというような流れになって、個人的な御相談の上でということになってございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　11名といっても年齢もわからない、何もわからないと、変ですよね。ある程度、小学校、幼稚園とか就園前の子とか、そういうのは多少わかるんじゃないんですかね、受けているのだから。それをもう一度教えてください。

それ以外にもあるけれども、後で聞くから。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　申しわけございませんでした。

対象が小学生以上18歳未満、いわゆる未就学児の方は除いた児童の方と。大体このあたりの年齢の方がこのような発達障害というものが発見されて、必要性が生じてくるということになってございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　せっかく145ページまで進んだんですけれども、ちょっと戻らせてもらって、133ページの負担金、補助及び交付金のところの埼玉県更生保護観察協会朝霞支部負担金92万円と出ているんですけれども、これはどういうところに納めて、どういうメリットがある

んですか。ちょっと気になって、名前から大体想像はできるんですけれども、ちょっと教えてください。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　埼玉県更生保護観察協会朝霞支部負担金につきまして御答弁させていただきます。

こちらのほうは交付先を埼玉県更生保護観察協会朝霞支部に対して、４市がそれぞれ人数割で交付しているものでございます。保護司の活動費として交付しているものでございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　人数の負担割合ですよね。朝霞市はこれは92万円というのは大体何人の負担割合になっているのかということと、あと、今、保護司の話が出ましたので、その保護司は朝霞市は何人今いらっしゃるのか聞きたいです。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　こちらは予算をとる前年の11月１日現在のそれぞれの市の人口に対して７円を掛けたものとなっております。

続きまして、朝霞地区の保護司会４市の合計人数が83名でございます。朝霞支部、朝霞地区保護司会の中に朝霞支部といって朝霞市の保護司さんの会がありますけれども、そちらのほうは28名でございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　では、28名の人で今、更生のために活躍していただいているんだと思うんですけれども、今度、今年度はまた１人かわるとか、わかりました。

大体どういう活動をしていらっしゃるんですかね。お祭りのときに何か配布物を配って、あれは人権だったね、更生のほうはどういうお仕事をされているのか、ちょっと内容を聞かせてください。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　保護司につきましては、ふだんの仕事といたしましては、保護観察処分を受けた者、刑務所から仮釈放された者、指導監督や就職の援助、あと宿泊所の提供など、更生保護の活動をしております。

また、朝霞支部といたしましては、先ほどお話にも出たように、市民まつり等にも御協力させていただいております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　最後にしますが、更生のこの仕事に当てはまるというか、平成25年度は何人ぐらいいたかわかりますか。更生させていただけた人というか、更生しなくちゃいけない人というか。わかればでいいです、わからなければいいです。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　事件件数につきましては、こちらのほうには出てこないので申しわけありません。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　141ページの障害者生活支援事業の中の相談支援事業委託料というふうにありますけれども、この相談の件数、平成25年度を教えてください。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　平成25年度につきましては2,314件というふうになっております。

　以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　ではまた戻して133ページなんですけれども、ここでは多分、社協の人件費の中に事業としては事業費とかと上がっていないのでここに含まれると思うんですけれども、ボランティアセンターの活動についてお伺いします。

　特に件数などはお伺いしませんけれども、今、登録してもらって要請があれば御紹介するみたいな活動で活動されているんだと思うんですけれども、その活動の中でちょっと私も気になったのは、この間のはあとぴあの運営協議会の中で委員さんの中からの質問があって、水害のときにボランティアセンターとしてはどのような活動をされたんですかという質問があって、そのときの答えが、ヘルパーというか、高齢者のヘルパーを派遣されている先のお宅が被害があったのでそこに行きましたみたいな話で終わって、それは当然のことで、ボランティアセンターというよりもヘルパーの業務の中でそこに行って、社協の別の人も応援に行って片づけなどを手伝うというのは当たり前の業務であって、ボランティアセンターとしてやったとかということでは全然なくて、そのときにはそれ以外のお答えはなかったということは、そういうときに機能がしなかったのか、そこがボランティアセンターとしての仕事の出番だというふうに思わなかったのか。あのときの床下、床上の数とか、今いろいろな地域でも、広島ほどの被害ではもちろんないですけれども、本当に大変だったと思って、お手伝いをしたいという方もやはりたくさんいらっしゃったんじゃないかなというふうに思うんです。そういうときに力を発揮できる場であるべきところなんですけれども、そのボランティアセンターの活動の中で、そのような災害のときの役割みたいなものというのは社協任せなのか、市としてもこういうようなときに連携するとかというようなことを考えていらっしゃるのか。

　そのときのことで言えば、長寿はつらつ課の皆さんとか環境保全課の皆さんとかが消毒とかもうすごく回って大変だったという話があって、それはもちろん市の職員の皆さんとしての仕事ですけれども、でも最後の片づけまではやっぱりおつき合いはできるものではないですから、そういうときこそというふうに思いますので、その点どのように考えていらっしゃったのかお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　市と社協とのボランティアセンターとの連携というんですかね、災害時のことになりますけれども、今回につきましても、市の職員のほうが出てすぐにいろいろと消毒なり片づけ、福祉課の職員も若手の者が出て汗を流してきたんですけれども、その後につなぐボランティアということで、福祉部といたしまして社協と連携を図りまして、部で庁内にメールを出しました。ボランティア、福祉的に体等御不自由なり高齢によりというような方でボランティアが必要な方については、福祉課を窓口として社協とつなぎますので、福祉課に連絡を送ってくださいという形で庁内宛てにメールを出し、社協との連携を図っております。

　ただ、今回たまたまなのかあれなんですけれども、その後、社協に連絡が行ったのは２件程度という、なので実績が伴わなかったんですけれども、一応社協と市ではそのような形で

連携を図りました。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　どちらかというと市のほうがイニシアチブをとって、市として把握しているボランティアが必要ではないかと思われる人でというのが、市の職員から上がってきたのが２件だったということかなと。

ボランティアセンターの存在そのものもどれだけ浸透しているかという問題があるかもしれないですし、それが、その被害を受けたり、床下までいかなくても、例えば入り口のところで大変だったとかいろいろなところがあって、そういう方たちがボランティアにできれば来てほしいとか、そういうことを知らない、ボランティアセンターがあるということを知らない人たちが、あそこに行けば自分たちがそこで力をかせるんだ、何かできるんだというようなところの活動という意味では、今の話はちょっとまだまだ入り口のところで、それは本当に要援護の人たちの話でとどまっていたかなというふうに思いますので、それはちょっと、そこでよしというふうにはならないんじゃないかなということなんですけれども、そういう反省も含めて、今後、部長のほうでどのようにお考えなのかお伺いをしておきます。

それと、もう一つあわせて聞いておきますけれども、135ページからのところで、障害者プランのところで、先ほどもその質疑があったのでそのことを踏まえてなんですけれども、そこで承認を得たみたいな話だったんですけれども、いつの会議でどのような報告をされたのかという点が私はちょっとわからなかったのでお伺いをします。

それからもう一つ聞いておきますけれども、139ページの特別障害者手当等とありますけれども、これは多分年金なんかと同じで減額になっているかと思いますので、等なので、障害者手当だけじゃなくて幾つかの手当が含まれていますけれども、それぞれ平成25年度の額、それから、平成24年度から幾ら減額になったのかと、その人数を答えてください。お願いします。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それでは、障害者プランのほうの御質疑にお答えいたします。

今年度のさまざまな事業の削減について、このプラン推進委員会の皆様にお諮りしたかという御質疑であったかと思います。誤解でありましたら大変申しわけありませんでした。先ほどの答弁を訂正させていただきたいんですが、特に個別にこれをそれぞれ削減させていただいたという御説明、委員の中では、委員会ではしてございません。ですから、御承認をいただいたというような形式にはしてございません。

私が御答弁したのはそれ以外の場面で、障害者団体協議会との懇談会とか、あるいは年度当初の各団体様のほうの総会がございまして、そちらに出向いたときにそのような御案内をさせていただいたということで、特にプラン推進委員会で個別にこれをこういうふうに削減しました、御了解くださいというような御説明はしてはございません。申しわけございません。

○松下昌代委員長　障害福祉課専門員。

○今井寿障害福祉課専門員　特別障害者手当等の平成24年度、25年度、26年度の支給額ということで、平成25年までお答えさせていただきます。

まず特別障害者手当、こちらは平成24年度が２万6,260円、年度末の受給者数が36人、平成25年度が２万6,080円、年度末受給者が34人です。

続きまして、障害児福祉手当、こちらについては平成24年度１万4,280円、年度末受給者49人、平成25年度支給金額１万4,180円、年度末の受給者数44人です。

次に、経過的福祉手当、こちらについては平成24年度１万4,280円、年度末受給者数が３人、平成25年度支給金額１万4,180円、年度末の受給者数がやはり３人です。

もう一つ、特別児童扶養手当、こちらは平成24年度、まず支給金額が１級の方が５万400円、年度末の受給者数が90人、２級の方が３万3,570円、年度末受給者が55人、平成25年度５万50円、こちらが１級の方が５万50円です。２級の方が３万3,330円、２級の方が70人が対象者です。１級の方が言い忘れましたが年度末受給者数は84人です。

以上でございます。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　ボランティアセンターの今後の考え方でございますが、今回の水害が発生した時点でも福祉課が社協との窓口になっておりますので、災害対策のほうと連携をとりながらお話をさせていただいたんですが、考え方としては、通常、災害ボランティアセンターというのをこういう災害のときに立ち上げるという考え方を持っておりまして、要するに先ほど委員がおっしゃったように募集をかけるような形かと思うんですけれども、その判断が非常に難しい部分がございます。というのが、今回の場合ですとゲリラ豪雨ですぐに職員がまず対応いたしました。被害状況を確認していくという作業の中で、被害がどれだけかというのがなかなかつかみ切れないということです。

先ほど御相談させていただくにしても、その辺がやはりボランティアセンターを開くか開かないか、通常の体制の中でやるかという判断になってくると思いますので、その辺の連携、今回の場合もうすぐに連絡させていただいて、ボランティアセンターは結果的にはそういう形での立ち上げは、募集等はしなかったんですけれども、いつでもできるようにはしていただいておりましたので、被害状況の中で、今回は職員対応を非常に、先ほどお話ししたように健康づくり部、福祉部、都市建設部の職員の若手職員がみんな出まして、現場に出てそういう片づけなんかの対応もしました。通常、市民環境が消毒をするというような、これはもう決められた中でのお話で対応していたんですけれども、今回異例な形ではあったんですけれども、ゲリラ豪雨そのものが非常に異例でしたので、まず職員対応ということで動きましたので、その分恐らく社協のボランティアセンターとかボランティアの要請というのは減っていたのかなとは思っております。

ただ、今後については、社協との連携、情報共有、市のほうが情報提供する中で、市として例えばボランティアセンターを立ち上げてほしいという場合もあるでしょうし、社協独自に考えをまとめて立ち上げましたという場合もあるでしょうし、その辺はそういうのが両方で判断はしていく、ただ、情報は必ず共有していくという流れになるのかなと思っています。今後もその辺だけは注意しながら、また、現状で今そういうふうに話はしているんですけれども、さらに社協のほうとも、もっと具体的にどんどん話を、今回こういう事例がありましたので、進めていく中でいい方法を考えていきたいとは思っているんですが、現状では今そういうふうに考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ボランティアの問題につきまして、市民が手伝っていただいて、万が一災害が起きる場合、２次被害、そういうのを想定して、その場合何らかの形の対応、何か想定され

ていますか。それともそれはボランティアの自己責任だと、市が災害で立ち上げて募集して、けがをしようとボランティアだから自己責任だという方針なのか、何か想定されていますか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　社協のほうのボランティア登録される場合には、ボランティア保険のほうに加入されると思いますので、２次被害はあってはいけないんですけれども、そういう対応になるかと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、ボランティアの方々にはボランティア保険、たしか四、五百円、これを出してくださいと。出すのは自由だと、でも出さない方については自己責任だと、出した方は出ますという形でボランティアを受け付けるときにそういう説明をされるんですか。それとも、保険料ぐらいは市が社協に出してあげるのかという質問ですよ、私のほうで。ボランティアをやっている方については、来た方に最初に説明しまして、ボランティアは本来自己責任なんだけれども、自己責任が嫌だったらお金を払ってくださいということを説明するのか。それぐらいは市が災害時の場合は補填してあげるかということの質問ですけれども。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　現状ではボランティアでございますので、災害時、災害時以外のボランティアも当然あるかと思うんですけれども、市のほうでその分を保険料をお支払いしてということは、今は想定しておりません。あくまでボランティアという活動の中でのお話になるかと思いますので、その部分は負担はしていただいておるのが現状だと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　１点、僕の意見ね。

　場合によっては、本来、市の職員がする業務を市民がやって、市の職員がやれば公災で保険が出て、市民がやれば出ない。これはアンバランスかと思われるので、平時のボランティア活動はそういうのは自己責任だけれども、緊急時のボランティア活動というのは本来市が手があったらやるべきことなので、それは課題として研究してください。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　もうボラセンのことは市民の中からもいろいろあって、災害だけじゃなくてやっぱりふだんからの動きがどうなんだということはいろいろなことを言われているんですよね。それで、災害時がいいチャンスだと思うんだけれども、さっきみたいに被害の全貌がわからないと動かないとか、これは阪神・淡路大震災の教訓ですよね、被害の全貌がわからないから動かなかったというのが。それは役所はそれでいいんだけれども、ボランティアはそうじゃなくてあれだし、市民の、さっき石川委員が言ったけれども、僕のところにもありましたよ、何かしなきゃという声が。そういう人たちをちゃんとつなげて、もうほんのちょっとでいいんですよ、もう１回２回泥をかき出すだけでもいいからこうやって動かすことをやらないと、ふだんのときのボランティアにつながっていかないだろうなという感じが逆にしていて、関西なんかへ行くとやっぱり今でもボランティアとかＮＰＯとか一生懸命やっている人たちというのは阪神・淡路大震災のときに駆けつけていったその訓練がきいているというふうに言います。

　だから、何かやっぱりもうちょっと、社協のボラセンが動きがよくなるようにふだんから、こういう非常事態があったらぱっと動くというくせをつけたほうがいいのかなと思うんです

けれども。何かそのあたり聞いていませんか、例えば朝霞市とか新座市とか比べると、障害者の周りについているボランティアの数が全然違うし、そんなあたりとかも、何かこういう問題があるんじゃないのということは市民から意見いただいていないですか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　市民からという形ではないんですけれども、先ほど石川委員のほうにも御答弁した、今後考えていく中の話というのは、今のまさにそういう部分があるのかなとは思っております。

　昨年、社会福祉協議会のほうでも実は夜間にボランティアセンターの立ち上げ訓練というのを独自にやったんです。これは市のほうも全く要請しなくて、社協独自にやりますよということでお声をかけていただいて、私のほうも現場を見させていただいたんですが、職員の方、全部夜間、自分の関係の仕事をしている方も含めて、仕事を終わった後にすぐボランティアでというような形で集まって、立ち上げ訓練をなさったということもあります。

　それで、その中で課題とか問題点、どれだけ時間がかかってどれだけ問題があるんだということもやっていらっしゃいますので、そうした取り組みをもう社協もされていますので、先ほどおっしゃられたような被害を想定できなかったという判断の１つというのは、先ほどお話はしたんですけれども、どういうところでどういう判断をするかというのはやっぱり研究はしておかないと、研究じゃなくて具体的に決めていかなきゃいけないという意味での研究はしなければいけないとは認識しています。それは社協さんのほうも認識しているので、そういう活動をもう既になさっているのかなと。

　ですから、そういう活動であるとか、社協との打ち合わせの場面というのはたくさんありますので、そうした中でお互いに話し合いをして形をつくっていきたいというふうには考えております。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午前１１時５８分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後１時）

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　141ページの相談支援の業務委託料のところで、先ほど件数について質問があったんですけれども、相談の状況を見ると、もう私が答えちゃいますけれども、年々増加していますよね。2,314件、平成25年度あったということなんですけれども、24年度が1,578件、23年度が1,341件で、その前は志木市との合同だったので、この３年間を見ても1,000件ぐらい相談がふえています。

　相談がふえるということはとてもいいことというか、悩み事がふえるのはよくないんですけれども、相談できる場所があって、多くの方が何度も相談できるようになったということで、あわせて職員の増員もされてきたということについては、相談がたくさんいただけるということはいいことだというふうに思うんですけれども、それについて、増員したとはいえ、まだまだ今の職員体制でどうなのかなというのがありますし、あわせてサービス等の利用計画を今度はつくらなければならないということでの話を聞く中では、それが間に合わないみ

たいなところもあって、サービスを利用される方全員のをつくらなければならないんだというふうに思いますけれども、それの対応策というのはどのようにされているんでしょうか。

あわせて、相談件数が急増している中での十分な対応がし切れているというふうに評価をされているのかどうかお伺いします。

それと、あわせてお伺いしておきますけれども、先ほど社協の人件費のところで伺って、指定管理に人件費が入っている部分はそれぞれのところで聞いてくださいというふうな答弁だったんですけれども、あと幾つも出るのに毎回一個ずつそれを聞くと時間もかかりますし、そこでまた明確な答弁が返ってこなければ困りますので、社協の補助金として出している部分での、先ほど答弁がなかった具体的に幾ら、どのように給与が減額になったのかその内容と、その人数と金額と、あわせて法定福利費なども合わせての減額になると思いますので、その減額の金額が幾らなのかということを、社協の本体の補助金の部分と、それぞれ各指定管理料に含まれている正職員の関係で人数と金額がどのようになっているのかをまとめて答えていただきたいのと、それぞれの臨時職員の賃金について聞きましたけれども、それぞれの人数はどのようになっているのかを、この議案が終わるまでの間のところでいいので、まとめて後で答弁をしていただければ時間も短縮されるかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、ここでお伺いしたいのは、143ページの多機能型施設で、利用者の工賃が推移がどのようになっているんでしょうか、それをお伺いします。もし減っていればどういう影響なのか、ふえていればどういう影響でふえたのかをあわせてお答えください。

それから、145ページの地域活動支援センター補助金で、これは皆さんが出されている事業評価シートの中で、特別支援学校の卒業生の受け入れ施設として受け入れ人数の拡大等のサービスの充実を図ることが課題であるということでの決算での評価をされていますけれども、それは具体的に課題だということはわかったんですけれども、お考えは、計画はあるんでしょうか、お伺いします。

それから、その下の発達障害支援事業費補助金の育みバーチャルなんですけれども、人数とか、いろいろな方法はわかったんですけれども、それも事業評価シートの中で、内容を精査して、補助金について検討する必要があるというふうに書いてあって、大体精査すると補助金が減るというのが今までのパターンなんですけれども、それについては、補助金が縮小となって、今後についても必要な事業であるために適切な事業の見直しを検討していくという、ちょっとわかりにくいんですけれども、どのようなことを考えているのかお願いします。

あわせて聞いておきます。

総合福祉センターのところで、３点お伺いしますけれども、これは毎回予算と決算で聞いているんですけれども、防災の備蓄の関係と、備蓄については前回聞いたときには、置き場所の問題があるというふうに、備蓄そのものもちょっと足りないというのがあるので、今後どうするのかと、備蓄の置き場所についてはどのように考えているのかということと、防災マニュアルについては、前回伺ったときに、やっとできたけれども、ちょっと内容的にも不備があって、それを直していかなければいけないというお話だったんですけれども、その点についていかがなのかということと、あと、会議室の貸し出しをされていますけれども、会議室の貸し出し規則というのがあって、１カ月前にしか申し込めないというので、利用する団体の方たちが先の予定が立てられなくて、人に声がけができないというような状態で、改

善していただきたいという声がはあとぴあの運協の中でも上がっていました。それはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

それから、これも前回お聞きました磁気ループの貸し出しの状況はどのようになっているんでしょうか。これは非常に設置するのが難しいという問題と、運ぶのも大変、設置するのも難しいという問題があって、例えば社協が行って設置をするようなお手伝いができないのかということも含めて、今まで言ってきましたけれども、その点はどのようになったのか、お願いします。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害給付係主査。

○赤澤由美子障害福祉課障害給付係主査　先に工賃についてお答えさせていただきます。

はあとぴあ障害多機能型施設の就労継続支援Ｂ型につきましては、平成24年度の平均工賃月額１万2,813円に対し、平成25年度は１万3,703円と増加しております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　相談支援センターに関連しまして、直近のサービス等利用計画の状況を御説明いたします。

まず、計画策定必要数、対象者が、平成26年７月25日現在、障害福祉サービス受給者で610名、計画策定済みの件数が194人、達成率は31.8％でございます。

それから、障害児通所サービス受給者につきましては、計画策定必要数、対象者が92名、計画策定済み88名、達成率95.7％でございます。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　今、御説明しましたとおり、達成率は31.8％というふうに余り思わしくないというところでございます。これは全県で見ましても、やはりこのぐらいの数字前後でございます。そうは言っても、今年度中にサービス利用者についてつくるというふうに国も言ってございますので、私どももできるだけ頑張ってつくっていきたいと思います。

なお、事業者としては、社協に委託しておりますはあとぴあ障害者相談支援センター、そちらとＮＰＯ法人のコーヒータイム相談支援事業所に近隣ではお願いしておりまして、その他、地方の施設に入っている方々については、その地域の事業所にお願いしてございます。

これにつきましては、相談支援専門員を県が養成しておりまして、この事業者以外の方も手を挙げて研修を受けていただいているところもございますので、そういうところに事業、開所については私どもとしては養成を依頼していくということで、目標を達成させていただきたいというふうに考えています。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　それでは、総合福祉センターの防災の備蓄品についてお答えを申し上げます。

平成25年度から備蓄品の購入を始めまして、一応福祉課といたしましては３日分、通所者に対して３日分の備蓄品を置くことを目的に、毎年１日分ずつふやすような形で毎年予算を計上していく予定でございまして、25年度が１回目として、アルファ米を50個入りのものを４箱、あと災害用の飲料水を102本購入いたしました。これは通所者用ということになりますので、福祉避難所の関係も今後出てきますということもありまして、平成26年２月に危機管理と調整を図りまして、別にアルファ米を１箱、１箱50個入りなんですけれども、あと、

毛布を20枚、あと、大人用の紙おむつを１箱、これは16枚入りが３パックなんですけれども１箱。あと、子供用の紙おむつにつきましては、78枚、63枚、54枚、Ｓ、Ｍ、Ｌというものを入ったものを１箱。スペースの関係があるので、ひとまず最低限ということで入れさせていただきました。

委員のほうからお話がありましたとおり、実際、スペースの問題でそろえていくためには、スペースが必要だということで、社協の施設のほうと、月に１回の定例会がありますので、その都度いろいろと相談していったんですけれども、まず置き場所として、どうしても施設の管理側としても総合福祉センター内に置く場所はないと。外に防災倉庫を建てて、そこで物資を保管していきたいという考えにたどり着きました。

我々と施設のほうと総合福祉センター内の空きスペースを見て回ったんですけれども、最終的に多機能の前にバスが定期的に入ってくる駐車場がありまして、あの奥に向けてであれば若干のスペースがあるので、その辺に防災倉庫を置く方向で、今検討に入っています。

防災倉庫自体、結構高額になるものなんですけれども、社協のほうで、一部、内間木の施設のほうに大きな倉庫が一つありまして、それが移動させなきゃいけないということがあるそうなんで、それを逆に言うと、社協のほうとしても総合福祉センター内に置くことによって、お互い共用で防災倉庫も兼ねて使う方向で検討してみてもらえないかという話を今もらっていまして、そちらの方向で今検討しているところです。

続きまして、防災マニュアルにつきましては、たしか１回出していただいた時点で、ちょっと文言なり中身について不足の部分がかなりあるというお話が出まして、ことしの２月の定例の会議のときにこちらからもお話を出させていただいて、中身について検討していただきました。基本的には火災、震災、風水害まで含めた形の防災計画をつくってほしいというお話を出しまして、社協のほうから、その部分を含めたものが平成26年５月の22日で、今現在、最高のものではないけれども、そこまで含めて改めて作成し直したということで御報告をいただいております。

続きまして、会議室の貸し出しについてなんですけれども、委員おっしゃるとおり、運協で利用団体側からお話をいただきました。貸し出しにつきましては、朝霞市の総合福祉センター設置及び管理条例の施行規則の中で、昼間の貸し出しについては１カ月前から、夜間については３カ月というふうにうたってあるんですけれども、この貸し出しの中で、指定管理が特別の利用があると認められるときはこの限りではないという一文もうたってあるんですけれども、この１カ月を２カ月にしてくれというようなお話ではなくて、あくまでも定期的に月に１回借りている利用団体の方が、翌月借りるときに、暦の関係で二、三日、１カ月に達しないから手続ができないというのがもともとの趣旨、要は延ばしてほしいという趣旨でございましたので、許可をするのを１カ月たってからすれば、内部的にも問題がないんじゃないかというようなことで施設側とも今お話をしていますので、そちらの方向で話が進むと考えております。

最後に、磁気ループの設置でございますけれども平成25年度の磁気ループの貸し出しの状況でございますけれども、平成25年度は２件の貸し出しを行っております。１回目が６月に東弁財の方たちで、年金者の組合定期大会で使用されるという目的でお貸しいたしております。もう一回が８月に、幸町の団体の方に、社協の出前講座に使用するということでお貸ししております。

両日とも、磁気ループの設置について社協の職員は出向いてはおりません。貸し出し時に説明を、操作と設置の説明はしたということなんですけれども、社協のほうも昔と違いまして、わかりやすい取扱説明書を施設のほうでつくり直してあるものがあるので、一応それを使うと設置ができたというお話にはなっております。

以上です。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それではあと２点ほどございます。

まず地域活動支援センターの補助金につきましての御質問をいただきました。その中で、特別支援学校の方が卒業されて、そういう方が通所される施設にもなるということで、今後の課題とか評価というようなお話であったかと思います。

現在、市内５カ所でＮＰＯ法人がやっていただいている地域活動支援センターの補助をさせていただいております。その中で、昨年も新たに１カ所開所したというところでございます。

課題といたしましては、利用者の確保というところがございます。定員がどうしても小規模ですので少ないという、10人程度というところがございますけれども、やはり開設している以上は一定の利用者を確保して、今後も存続していただきたいというところがございます。

それから、評価という観点からいきますと、私ども補助金を出している関係上、監査等で運営状況をしっかりと見守っていきたいと、適切に補助金が支出されているのかというところはしっかりと監査していきたいというふうに考えてございます。

それから、もう一点、発達障害児の方の個別支援事業についての御質問であったと思います。

こちらも補助金を出させていただいている事業でございますが、検討して縮減とか見直しをというようなこともございますけれども、逆に実態をお伺いしますと、利用希望もふえていると、お問い合わせもかなりあるというふうなことも伺っております。消費税も増税されているということもございまして、療育指導の専門機関にお願いする単価も上がっているようなことも伺っておりますので、市の方針としては削減という大きな前提はある中で、こういった事業はむしろ利用者増に伴いまして増加させていただきたいというふうなことも担当としては考えてございます。そのようなことは要請していきたいと思います。

以上でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　今お答えいただいた中で、サービス等利用計画についての策定率が31.8％ということで、施設の利用の方は施設のほうでやられるのでスムーズにいくのではないかなと思うんですけれども、31.8％で非常に低くて、それも今年度中にやらなきゃいけないというので、それで間に合うのかなというのがちょっと非常に心配で、ちょっと聞いた話では、もう二つのところで受けていて、一つがはあとぴあで、一つが別の民間の方にお願いしているという話だったんですけれども、もうはあとぴあの相談支援センターではこれ以上受けられないというようなことを言われたとか言っていたというような話が、それは本当かどうかも含めてなんですけれども、そうなると、その31.8％しかなっていない残りの方たちがどうなっているのかということと、またこのサービス等利用計画をつくらなければならないということそのものもまだ余り知らない方もいるような話もちょっと聞いて、それはどうなんでし

ょうかという、大丈夫なんでしょうか。どのようにやって達成されるおつもりなんでしょうかということを一つお伺いしたいのと、先ほど相談件数が、やはり非常にふえているということで、特に25年度は前年度比で800件とかふえていますよね。1.5倍ぐらいになっていて、中には相談員の方がお忙しくて、相談に行ったけれどもちょっとと、そんなにお急ぎですかみたいな話になって、そのことについてはそれ以降、市のほうで丁寧な対応をしていただいたので、そのことをどうこう言うつもりはないんですけれども、それは私が聞いたケースのほんの少しの話で、多忙のために十分に時間をかけてお話を伺わなければならないところが、十分に聞かれていないというケースがほかにもあるのかもしれないということを思えば、今の相談体制、また利用計画のおくれ、ましてやサービス等利用計画をつくるにも、社協の相談支援センターに行ってももう受け付けは終了しましたみたいな話を今から言われたというんだったら、その方たちはどうなるんでしょうかということを非常に心配しておりますので、その点のお答えをお願いします。

それから、利用工賃が、今の説明で上がったということですけれども、それは全体的な仕事がふえているということで見ているのか、その分析はどのようにされているんですかというふうにお聞きいたしましたので、そのお答えをお願いします。

それと、地活のほうで補助金を出していると、ちょっと私も聞き方も悪かったんですけれども、社協でやっている多機能型施設や、もとの福祉作業所、そこのところの定員拡大ということを考えていらっしゃるのですかということをお伺いしたかったので、もう一度お願いします。

それから、総合福祉センターで備蓄品は徐々にそろえていただいているということなんですけれども、防災倉庫を川の土手のそばに建てるので大丈夫なのかなというのがちょっとあって、多分水害のときは、防災マニュアルを見ていないからあれなんですけれども、防災のときは多分２階とか３階に皆さん逃げるんじゃないかなと思って、備蓄倉庫が外の川の土手のそばにあるというのは、アルファ米がもう御飯になっちゃうみたいな、極端に言うと。毛布はぬれて運べなくなるとかいうんで、それが地震のときも液状化になるんじゃないかと言われるところで沈んでしまったということを考えると、高台にある学校の校庭とかはいいと思うんですけれども、そうじゃないところにあるもので、果たしてそこの場所がいいのか、もうちょっと上のところで、でも上に建てると建築基準法がとか、もしかしたら言われるのかもしれないんですけれども、だからといって一番危険な川のそばにつくるということは、水害のときは諦めるという前提なのか、分散して置くとか、そういうことを考えないと非常に心配なんですけれども、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

それと、磁気ループの貸し出し実績はお答えいただいたんですけれども、１件は私が頼み込んで、ちょっと借りてみてくださいといって、貸し出し実績がゼロだったので、どういうものか利用された人の声を聞きたいのでぜひ借りてみてくださいと頼み込んで借りていただいて、でもそのときは軽自動車で行ったら、もう運ぶのが大変なぐらい荷物がいっぱいで、元エンジニアの人とかもいたんですけれども、設置が難しくて会議の開始時間がおくれちゃったという話もあって、それをはあとぴあの運協で私が話したら、そこにいらっしゃった人が、じゃ借りてみようかしらといって、そのもう１件のほうは借りてくださって、それは多分遠藤さんが設置したんだと思うんですけれども、簡単だったとか言っていましたけれども、エンジニアじゃなくても器用な方はね。

でも、高齢者の皆さんが使うという前提であれば、決してそういうすごく得意な方がいらっしゃれば別ですけれども、やっぱり非常に難しいんじゃないかなと思って、社協のほうでも設置に当たってはお手伝いなどはできないんですかという話をはあとぴあの運協でしたときに、私たちも使ったことがないのでどんなものかわかりませんと、そのときは帰ってきて、それはちょっと困るなというふうに思ったんですけれども、なので、随分前に買ったものなので、この装置がどうなのかということも含めて、もっと今はいいものがあるのかもしれないですし、はあとぴあができたときに買ったという話をちょっと聞いたので、それがどうなのかという問題もあるし、たくさん利用していただくためには、設置をするときのお手伝いをやりますよというふうに言っていただけるのかどうかというところにもかかってくると思いますし、また市のほうでも、例えば長寿はつらつ課のほうで高齢者の皆さんに何かの説明をするような場のときに、それを使って補聴器の方の席みたいなのを設けていただいて、やっぱり補聴器のぐあいで聞こえるか聞こえないかで、どうせ行っても話が聞こえないからといって、高齢者の皆さんがそういう場に行きたがらなくなるというのは本当によくある話で、そこで、物すごくよく聞けて、本当にうれしかったという声もやはりありますので、市の主催するそういう説明会とか会議とか学習会とか、高齢者の方たちが出席されるということが想定されるような場合には、そういう席を設けてそれを活用するとか、その中で今のこの磁気ループの機械が古くて、もうちょっといいものにしたほうがいいんじゃないかという声も出てくるんじゃないかと思いますので、そうしていただきたいので、そのこともあわせてお答えをお願いします。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害給付係主査。

○赤澤由美子障害福祉課障害給付係主査　工賃の件についてお答えさせていただきます。

工賃が平成24年度から25年度にかけて上がったことについて、全体的に就労支援事業の収入がふえております。こちらは過去３カ年においても右肩上がりでふえているんですけれども、理由としましては、仕事量がふえたというのが一番大きなもので、これは平成24年度から26年度の３カ年で、国・県で工賃向上計画というのがございまして、それを受けて、市としましても障害者優先調達推進方針というのを平成25年度より毎年度定めるようにしておりまして、市の事業としましても障害者の施設から優先的に調達するような、また、あわせまして平成25年10月から市役所においても販売会ということで、自主製作品を販売する機会を設けるなど、工賃の向上に向けて、施設も市も一緒になって努力を進めているところでございます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　障害福祉課長。

○菊島隆一障害福祉課長　それでは何点かございましたので、御答弁いたします。

まず、社協に委託しております相談支援センターについて御質問いただいております。

御指摘のとおり、サービス等利用計画の進捗状況はなかなか進まないという現状がございます。私ども社協のほうにはつくるようにというふうに依頼はしているところでございます。

そういう中で年内に、これ以上推進していくということになりますと、一つセルフプランという方式がございまして、ケースワーカーが指導する中で御自身がつくるサービス等利用計画というものございますので、それらを導入して、目標値に近づけていきたいと思います。

そうは言っても、相談支援センターも増員を図っているところがございますので、サービ

ス等利用計画の作成は引き続きお願いしたいと思います。徐々につくっている状況ではございます。徐々にふえている状況ではございます。

それから、個別の事例で御相談が断られたという、余りよろしくない状況があったということでございまして、これにつきましては内情を少しお話しいたしますと、ある方が御相談になって、たまたま今、職員３人、臨時職員１人という体制になっているんですが、先ほどもお答えしたように、相談件数もふえておりまして、たまたま電話に出ていたとか、なかなか対応できなかったということがございます。大変申しわけなかったんですが、その後、その方は市のほうにいらっしゃいまして、市のほうのケースワーカーのほうで対応させていただいて、必要な支援に結びついていただいたというところでございます。引き続き、こちらの方には支援していきたいと思います。

これは、社協のほうにも私どものほうで指導いたしておりますので、今後はこのようなことがないように、丁寧に対応するようにというふうに言ってございます。

それから、多機能型施設ですとか、福祉作業所の定員について御質問いただいたと思います。

今、御指摘いただいたように、両施設とも定員に近い状況、これ以上余り利用できないような状況にございます。福祉作業所につきましては、朝霞市社会福祉協議会が運営しておりますけれども、私どもやはりそういう施設の定員拡大ということは常々社協とも協議しているようなところでございまして、今、協議中でございまして、土地そのものが無償でお借りしているというような地権者の方もいらっしゃいますので、社協と私どもと地権者の方々と協議する中で、そういう方向性が見出せれば、建てかえを新築して定員を増員するという方向性に持っていきたいというふうに今考えてございます。

○松下昌代委員長　障害福祉課障害福祉係長。

○小笠原清障害福祉課障害福祉係長　それからあと、磁気ループについてでございますけれども、こちらにつきましては、社協におきまして広報紙「社協あさか」やホームページなどで貸し出しの周知は行っているんですけれども、市主催の講演会等にも利用していただけるようにということですので、各課に今後周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　福祉課長補佐。

○宮一郎福祉課長補佐　防災倉庫の件なんですけれども、確かに委員おっしゃるとおり、川が氾濫した場合はということも確かに考えたんですけれども、屋上スペース等もあるんですけれども、逆に今度、震災等でとりにいけなくなることもあるんじゃないかという話も出ていまして、なかなか屋上は難しいのかなと。

先ほどお話が出たとおり、１カ所でだめになるということもありますので、分散で、今でも若干であれば施設内で保管できていますので、危機管理の面からも、それも併用した分散した形であの中に器材を置く場所、また場所が離れちゃうとどうやって持っていくんだという話にもなってしまいますので、中でうまく施設の管理側と相談しながら分散配置をしていきたいなと考えております。

○松下昌代委員長　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、社会福祉費についての質疑を終結します。

次に、第２項高齢者福祉費について質疑を許します。

144ページから159ページまでです。

黒川委員。

○黒川滋委員　144ページから159ページ、冒頭なんですけれども、資料の請求をしたいと思います。５点。

一つは健康づくり部の組織図です。それから二つ目はシルバー人材センターの経費がどういうものなのか。あるいは積算がどういうものなのかということを示す資料をいただけないか。それから介護保険の負担軽減の内容別、段階別の対象者と金額がわかるようなものがあれば。それから、自立支援事業の内容別対象者数と金額がわかるようなもの。それからあと、高齢者施設の指定管理料の精算金の内訳を資料として請求します。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　冒頭、まず本当は職員体制から聞きたいんですけれども、ちょっとシルバー人材センターについてお伺いしたいと思っています。

いただいた資料は、これは各市の割掛費用しか書いていないんですね。毎年毎年同じ額を請求されているのに、その中身がちょっとわからんということだと、どうなんだろうというふうにまず思っています。中身はどんなことに使っているのか。1,802万円、これは各市からまた戻ってくるお金があるので、朝霞市負担分は718万円ですけれども、どんな使途になっているのか。ほかの施設は、毎年戻ってくるお金を入れると変動しているのに、ここはずっと固定しているのは何かあるのかということをお伺いします。

それから、市の孫請の仕事はどれぐらい受けていらっしゃるのか。市が一般競争入札でとった民間企業に出した仕事を、労務の提供だけで出していらっしゃるケースがあるとこの間、６月定例市議会でそういう議論があって、そうすると、本来出している設計、労務単価を相当割り込んだ金額でシルバー人材センターが受けているということは、これは逆に言うと、高齢者の劣悪雇用を蔓延させているようなところがあるんじゃないかということで、本来だったら高齢者雇用として職安に仕事を出して、民間企業がそれで本来だったら設計、労務単価の何掛けという金額が市中に高齢者雇用として回るはずだと思うんですけれども、それを代がえしちゃっていいのかどうなのか。

さらには、労働組合法、労働基準法、そういうものが適用されないということでの問題点とかあるんですけれども、そのあたりの実態と問題意識をお伺いしたいと思います。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　シルバー人材センターへの補助金の算定根拠なんですが、現在、その根拠は平成21年度のシルバー人材センター事業執行方針に基づいて算定しております。

こちらが国庫補助対象経費を上限として補助金の算定を出すことになっておりまして、こちらの21年度の補助金の上限額が、現在補助を出しております1,797万円となっておりまして、そちらの上限額を補助として出しております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　シルバー人材センターの補助金の使われ道なんですけれども、先ほどの国庫補助を加えましても、人件費ですとか、その他の費用に不足が生じる場合を見込んでということで、市のほうからその不足分を出すという形で補助をしておりますので、基本的には人件費であったり、運営をするための費用に充てられているというふうに考えております。

それともう一件、孫請の件なんですが、申しわけございません、今、資料をとりに行っておりますので、戻りましたらすぐにお答えさせていただきます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　それで、社協に指定管理に出しているものとか、それからここの委員会の管轄ではないけれども、施設管理公社、文化・スポーツ公社に指定管理に出しているものとかは、余った分を返せとやっているわけですよね。それから当然委託料も何年かに一度にきっちり見直しをやっているということなんだけれども、人件費はともかく、それも例えばさっき言ったように、社協なんかはあわれ市の職員と一緒に引き下げられたりとかするわけですよね。そういうこともあるのに、ここだけなぜ毎年一定額なのか。それから運営費に関しては毎年変動するわけですよね。その辺も毎年一定なのはなぜかというあたりが、ちょっと同じ外郭団体的な運用でも、社協と朝霞地区福祉会とシルバー人材センターと扱いが違うのは、これはどういうことなんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず社協との比較ということでございますけれども、シルバー人材センターにつきましては運営が３市の朝霞地区ということで、朝霞市、和光市、志木市の３市の合成、合議、何と言ったらいいんですか、３市で構成されておりますので、その中で、先ほどの金額につきましても協議をした上で決定しているということと、返還の部分につきましては、人口で案分をしているということで返還がされていないんではないかという、あくまで想像になってしまいますので、こちらにつきましては、申しわけないんですけれども、今後どうして返還をしないですとか、そのあたりもシルバー人材センターのほうと話し合いをしっかり進めてまいりたいというふうに思います。

それと、先ほどの孫請に出ているところ関係ですけれども、今こちらのほうで把握しているところですと、中央公民館の清掃、資源リサイクル課のプラスチックの手選別業務、文化財課の清掃、湧水代官水の清掃、旧高橋家の清掃、図書館の清掃、まちづくり推進課の放置自転車等撤去業務が、市が発注したところから、さらに孫請としてシルバーが受注している業務として把握しているところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　私、返還金を否定しているんで、基本的には返還金はともかくとしても、使途が何かよくわからない。今の人件費、その他運営費だという答弁しかなくて、ほかのところ

は出てくるわけですよね。だから、それを言うと何だろうなという感じがしています。

だから、返還金を求めるというよりも、使途をきっちり見せてほしいというのが本質的な課題だと思います。

高齢者がちゃんと地域につながって、何らかの形で仕事を通じながらつながるということが本来の目的だと思うんですよね。だからそこはきっちりやっていただくのと同時に、本来高齢者がもっと自立できるような仕事があるんだったら、そっちに仕事をきっちり回していくというのが、そこまで取ってまでやるということじゃなくて、それだったらハローワークへ行って、仕事がありますからということでやるのが本筋だと思うんですよね。

この孫請になっている経緯、要するにここはシルバーが受けないとできないという理由は何かあるんでしょうか。それから落としている金額ですね。落札している金額からシルバーが受けている金額との差がどのぐらいなんですか。その辺はわかりますか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず、今の金額の件につきましては、ちょっとこちらのほうで金額までは、シルバーが幾らというところは把握できておりません。

それと、シルバーとハローワークのというところでございますけれども、やはりシルバー人材センターに登録されている方、シルバーのほうで業務を探してくる、探してくると言ってもその方のためにではなく、高齢者が受けられるような業務を開拓してくるわけですけれども、なかなか若い人と同じような単価で雇ってくださいというお話をしても、同じ単価を出すなら若い人を雇いたいというようなことで、なかなか適正な金額といいますか、若い人と同等の金額をもって、それでもいいよと言ってくれる業者さんがいらっしゃらないということで、いろいろな形での契約、お年を召していられて、多少速度が遅くてもお仕事していただく、そのかわりに金額については少し下がってしまいますよというようなこともあるというふうには伺っているんですけれども、高齢者の方に広くお仕事をということで、そちらにつきましてはまた新たな、ちょっと一般会計と離れて介護保険のほうとかでも、高齢者の方の生きがいづくりの中で就労とかそういったことも含まれてきますので、そちらのほうもシルバーのほうと少し話をさせていただいて、就労の機会をつくれるようになればというふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　高齢者に特化して仕事をつくりたいというんだったら、やり方がちょっと違うと思っているんですよね。結局シルバーに出すことによって、業者はその差を、マージンを大きく取っているわけですよね、一般市中に出すよりね。それは本来高齢者に渡るべきものなわけですよね。どうしてそうならないかということが一番大事で、シルバーが受けるにしたって、恐らくボランティアの延長ということでの孫請を受けていることによって、本人に渡らないわけですよね。だから、そうしたらやっぱり、幾つかのシルバーがやっているように派遣事業に切りかえるとか、そういうふうなことでやっていくということは必要だと思うんですが、その辺はどうなのかということと、もう一つは、要するに高齢者に仕事の場をつくるということは、発注する側の市も、そのことを含みおいてシルバーをあっせんしているのかどうなのか、そのあたりをお伺いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○関口豊樹長寿はつらつ課専門員　ただいまの派遣に切りかえてはどうかというところについてお答え申し上げます。

派遣につきましては、シルバー人材センターにおいても常に検討している項目ではございます。派遣に切りかえることで最低賃金が守られ、また年休なども付与されるということで、労働者にとっては非常に有利な方法ではないかということで検討はされております。

しかしながら、派遣法の改正等によりまして、３年間派遣で勤めた場合に無期の雇用を申し出た場合は拒否できないという項目等々もありまして、近隣の状況などを見ますと、一方的に契約が破棄されている場合などもあり、なかなか積極的に今動けない状態でございます。

また、派遣料の問題もございまして、現在、シルバーに頼みますと配分金プラス、シルバー分として７％が上乗せされて支払われますけれども、派遣の場合におきますと、県が主な事業者になりまして、派遣手数料が20％上乗せになりまして、なかなか雇用する側でも躊躇せざるを得ないのでないかというような危惧もありまして、派遣業のほうには今のところ手を出していない状況でございます。

以上です。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　高齢者の就業の機会をふやすために、意識して仕事を出しているのかというところでございますけれども、市の中の業務で一部の除草であるとか植木の剪定につきましては、シルバー人材センターであるということで発注しているものも幾つかはあると思います。実際、数までは把握できておりませんけれども、それ以外の孫請のところまで行ってしまいますと、ちょっと私どものほうでは発注した担当課として私どものほうからそういう形で発注しておりませんので、それぞれの課が発注して、孫請がシルバーになっている状況について把握できているかどうかということも、こちらのほうとしては、申しわけございませんが、把握できておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　最終的には、今、シルバーで働いている人のところに仕事が落ちれば、落ちることが前提なんだけれども、そこは制度をきっちり運用しなきゃいけないし、シルバーに落としたいんだったら、やっぱり直でシルバーに落としているところと同じような運用に本当はすべきだろうし、それがなくて、間に業者が挟まったほうがいいというんであるなら、やっぱりそれは一般業者が労働者を雇うことを前提にこっちは発注しているわけですから、それを前提とした仕組み、シルバーが入るか入らないかはともかくとしても、入るとしてもやっぱりそれなりの仕組みにしていかないと。シルバー自体は労災の問題もあるし、一番大きいのはそれですよね。

それからさっき言ったように、いろいろな労働的な権利を制約されて、ボランティアという位置づけになっちゃっているので、そこはシルバーという機関を使うにしても、少し整理なされたらいいのかなというふうに思います。

とりあえず一回ここで。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今の質疑を聞いておりまして、シルバー人材センターの、どこかが落札して、シルバー人材センターに発注している実態は、何か偽装請負みたいな感じだね、偽装請負。

つまり、もう我々暗黙に指揮命令を受けている実態を知りながら、経費的には請負でないんでしょう、一人親方の扱いなんでしょう。それは実態と形式はもう乖離していると思うんだけれども、いかがですか。

つまり、もし今の実態で、働いている人たちがけがしたときに、俺は指揮命令を受けていると。時給これで仕事をやっていると、時間は朝からこうだと、もしそうだったらまさしく労働者でしょう。にもかかわらず労働者扱いしなければ典型的な偽装請負で、何とか違反になるんじゃないかと思うけれども、いかがですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○関口豊樹長寿はつらつ課専門員　ただいまの御質問にお答えいたします。

偽装請負に関しましては、労働基準監督局からも厳しく指摘されておりますし、シルバー人材センターのほうでも特に気をつけている事項ではございます。

近年、景気もよくなり、さまざまな仕事が舞い込んでいるという話を聞いておりますけれども、やはり場合によっては、これは指揮命令が生じるのではないかというような事例もありまして、そうした仕事に関しましては、残念ながらお断りしている状況でございますので、請負という雇用の形態は守られているものというふうに感じております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　余り深く聞きませんけれども。そうすると、普通、請負というのは、仕事の完成とお金がリンクするわけだよね。したがって、いつ仕事を始めても終わってもいいわけの話なので、シルバー人材センターの方に仕事をやってもらうときに、この仕事があると、完成したらこれだけ払うと、もうそれだけで発注しているの。

請負契約とはそういうものでしょう。仕事が終わったら、完成したら後払いだと。あと指揮命令はしませんと、御自分の判断でやりなさいと。だったら請負なんだけれども、実際はそうでないんでしょう。どうなの、実態は。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○関口豊樹長寿はつらつ課専門員　その件につきましては、シルバーから幾つかお話を伺っているところによりますと、まずは請負の形式をしっかりしなければならないために、一日の勤務時間ですね、これは定められているということになりますと、スタンプを押したり、タイムカードを押したりですとか、指揮命令が生じる可能性がありますので、仕事が一つ、一日の仕事が与えられて終わった場合には、特に時間を気にせず上がってもよいという職場もございます。

しかしながら、なかなかその辺をしっかりと請負でやられている、厳密にやられているというところも少ないようでして、その辺が最低賃金の話が出てくることも、基本的には賃金の話ですので、請負の話とはまた変わってきてしまう場合もありますので、その辺はシルバー人材センターのほうとしましては、労基等々と相談しながら、どのように書類等々の整備も含めてやっていけばいいのかということを進めているところというふうに伺っております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　関連でちょっとお聞きしたいと思います。

今、小山委員のほうから、請負なのかどうなのかという、私も以前に、来ていただいたことがあって、非常に制度がきちっとしていない。契約はしますよと、でも契約書もきちっと交わしたわけでも何でもないし、適当という言葉しか残っていないんですね。

それで、一応こっちの要望はこの時間からこの時間までしてほしいと言っても、本人がお仕事をしていて、きつくなると、私はここまでは勤められませんからやめさせてくださいとすぐ言うんですね。何のために仕事に来ていただいたのかなと、ちょっと寂しい思いをしました。そういうこともありますので、やっぱり今後においてはきちっと書類で交わすとか、書面で交わしていくとかいうふうなあり方をしていただきたいんですが、それはどういうふうになっているのかが一つと。

それとシルバーに登録されている方はたくさんいらっしゃるんですね。今現在、どのぐらいの方が登録されているのか。それで登録されていて、誰かがどこかの部署をおやめになるから次に入っていただかなくちゃいけない、もうすぐ即してくだされぱいいのに、すごくたくさんの人がその場所、仕事場に行きたいと思って願っているのに、希望も出していらっしゃるのになかなか回ってこない。やっと回ってきたと思うと、電話で次は来月から来ていただきますよと言って電話で約束したのに、二、三日後には、やっぱりあれは間違っていましたと、そういうやり方はいかがなものかなと思うんですね。

もう登録していて、自分の番が来て仕事ができるという思いになっていたのに、突然ただ電話一本で、やっぱりあれは間違いでしたみたいな、そんなのはどういう、人権を無視しているというか、大の大人が一生懸命、第二の就職を探して登録をして待っているわけですよね。それを、だめでしたよみたいな電話一本で片づけるって、そんないい加減なことではいかがなものかなと。これだけのたくさんの補助金も出しているのに、きちっとした会社組織みたいにはなっていないのが、私はすごく腑に落ちますので、その辺はいかがなものなのか。それから、今後どういうふうにしていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そういう例はお聞きになっていませんか。よろしくお願いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○関口豊樹長寿はつらつ課専門員　御答弁申し上げます。

まず契約書がしっかり交わされていないという状況に関しましては、これはしっかり直していかなければいけない問題でございますし、仕事の基本のことでもございますので、しっかりとシルバー人材センターのほうにも伝えまして、事務改善に努めるように申していきたいというふうに思います。

また、もう一点、ただいまの電話で順番が回ってきてというお話ですけれども、事例については伺っております。まず、背景といたしましては当初、仕事が終わるはずの会員が実は事務局のほうで年限のカウントミスで、実は満了にならなかったということで、急遽その方の後任の方を入れるわけにもいかなくなってしまいまして、おわびのお電話を申し上げたというふうに伺っております。

その辺の全体的な仕事の進め方、また、会員ですけれども、会員に対する接し方、接遇の仕方に関しましては、まだまだ改善の点はたくさんあるかと思いますので、こちらもあわせましてシルバー人材センターのほうには伝えてまいりたいというふうに思います。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　登録状況につきまして御答弁申し上げます。

平成25年度末実績になりますが、男性が1,310名、女性が619名、合計で1,929名の御登録をいただいております。

また、就業状況なんですけれども、受注件数が2,145件、就業人員が実人数で1,591名、就

業率といたしましては82.5％の就業率でございました。

以上でございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今、関口長寿はつらつ課専門員のほうから答弁いただきましてよくわかりましたけれども、やっぱりきちっと口頭約束とかじゃなくて、問題が起きたときにここここういうふうな契約でやっていましたよねとはっきりと交わせるように、大至急書面で契約を交わすなり、雇用の問題もそうですけれども、ちゃんとした書面で交わせるように、すぐに改善をお願いしたい。要望にしておきます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　シルバー人材センターって無料じゃないんですよね、お金がかかるんですよね。幾らかかるんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　３月にも御質問いただきまして、会費として年額600円、月額ですと50円で、その件について、就業できなかった方に返還できないのかということで、申し伝えますということでシルバー人材センターのほうに申し伝えましたので、実際600円というのが破格に安くて、他市ですと保険代も含めて平均2,000円以上はかかっている。朝霞市の場合、保険料はシルバー人材センターのほうで負担をして、会費だけ600円で、会報を年２回発行しているので、600円は申しわけないんですけれども、その分でというようなことでお話を受けております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　全員が仕事があるんだったら、600円は仕事があった人にとってみれば合理的な金額になるかもわかりませんけれども、仕事がない方にとってみれば、お金ないならですよ、お金というやつは相対的なものですからね。いっぱいある方と、ない方にとってみたら、なけなしのお金を出したんだけれども仕事がなかった。それはやっぱり負担感があるので、それはやっぱりそういう方にとってみたらシルバー人材センターで仕事があると思って、600円は安いと思ってお金を出したんだけれども、幾ら見ても仕事がこなかったら、その方にとってみたら納得できないじゃないですか。だから、僕はやっぱり広い意味の福祉政策としてやっているんだったら、基本的には仕事見つかってからとか、そうしないとそういう方にとってみたら、別に市としては何とか細工しているわけじゃないと思うんだけれども、でも結局は、本来は俺なんか仕事がないのに、気楽にそんなあるようなことを言って納得できないと言う方もいないわけじゃないと思われるので、政策的にはきちんと仕事があった方から取るとか、それはやっぱり私はそうやってほしいので、鋭意、また中で議論してください。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ちょっと私、今の話とかも聞いていて、やっぱりシルバー人材センターが仕事とボランティアの峻別が全くついていなくて仕事になってしまっているところに問題があるんだろうなと思っていて、もともとは生きがいづくりで、対価を若干お小遣い程度にもらえればいいよねという制度としてスタートしたわけで、だからそういうところからすれば会費を払うのは当たり前なんですよ。仕事が来ようが来まいが。要するに生きがいをつくる場所としてのシルバー人材センター。

ところが、どんどん市の事業を受けて、あるいは市の孫請事業を受けて、それが救貧対策なのか、生きがい対策なのか、ちょっとごっちゃになっているところがあって、やっぱりそこは救貧対策としてやっている事業のところは、それはそれできちっと仕事として、さっき言ったように契約書もあり、労働法制の適用されるような形をとり、そういうことで高齢者にちゃんと生活していけるような環境を整備すべきところと、もう一つやっぱりボランティアはボランティアとして、きっちり生きがいづくりの支援になるような、仕事と言ったら変だな。何か業務というか、朝霞地区の何かの役割を与えられるという、そういうやっぱり整備しないと、何かそのあたりの矛盾が、金を払っているのに仕事が来ないとか、すごい瑣末な話になってしまったりとか、その辺が少し整理されるのが必要なんだろうなと、これは要望にしておきます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　では147ページで、高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定事業というところでお伺いをしたいんですけれども、介護保険の福祉計画そのものは今年度までにまた見直しなので、この真ん中の年になるかと思うんですけれども、先ほど障害者のところで、障害者の施策を見直す場合にどのようにいろいろな計画との整合性とか、そういうものをとっていくかという意見の中で、障害者プランの会議などもありましたけれども、高齢者の会議だとここぐらいしかないのかなと思うんですけれども、その中で高齢者の方への一般施策の中での見直しがあった場合の報告とか、そういうことを今、検討しているとかというような中身の話とか御意見を聞くという場はあったのかどうか。あったとしたら、いつの会議でどのような報告があって、どのような御意見があったのかをまずお伺いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今年度、補助金ですとかいろいろな政策の見直しを行いましたけれども、申しわけございませんが、高齢者福祉計画等の会議では諮っておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　この会議には諮っていないということで、諮っていないということは報告もなかったということでいいんでしょうか、事後報告とか、それもお伺いしたいのと、障害者のほうは言いわけのように聞こえましたけれども、総会なんかに行ったときのお話をしたという話。総会が全部その時期に総会をするわけないだろうになとちょっと思って聞いていました。これは感想ですけれども、高齢者の方たちについては、今、老人会の組織率もそんなに高くはないんですけれども、どういう機会で当事者の方たちに説明をしたのか、あわせてお願いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今回、見直しをさせていただいた中で、特定の団体への補助というのは老人クラブの補助金だけでございました。そちらにつきましては、老人クラブ連合会の会長さんのほうに、スポーツ大会のほうですけれども補助金が減になりましたということで御報告をしています。その他の個人向けの施策につきましては、こうした会議体等で報告はしておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　わかりました。

151ページに行きますけれども、デイサービスの業務指定管理料があるんですけれども、その中でちょっと気になったのがデイサービスの利用者の方にアンケートをとっていらして、その回答などがあるんですけれども、その中でちょっと気になった設問があったんですけれども、新規事業についてということで、これはレクリエーションの内容だと思うんですけれども、「行きたい場所はありますか」、これはいいんですけれども、「入場料がかかっても参加したいですか」「参加いただける金額は幾らまでですか。1,000円、2,000円、3,000円」というのがあって、そういう設問があるんですね。ということは、もうこれはデイサービスの方たちのレクリエーションの実費負担でということをもう考えていらっしゃるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　デイサービスの中ではさまざまな自主事業を行っております。朝霞市のデイサービスの中で比較的そういった保険以外の費用をとるものというのはないんですが、やはり外出時、あとは以前は果物狩りであるとか、そういったものに一緒に行ったりだとかということも以前はしたことがあるんですけれども、やはりそういった中で有料なものというのはやはり出てきてしまいますので、そういったことにつきまして確認をさせていただいたものと理解しております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　ずばりと答えていただければすぐ終わるんですけれども、つまりそういう有料なものを取り入れて、実費といってももう3,000円とかになるとかなりの額になるんじゃないかなと思うんですね。そうなると、参加するという人もいますし、参加しないと書いている方たちもいて、デイサービスに行ったけれども、きょうは、行きたいところいろいろ書いてあって、ブドウ狩りの人は3,000円かかりますけれども、それに賛成の人は行きますけれども、そうじゃない人は部屋の中で過ごしましょうみたいな、何かそういうデイサービスになるのか。もう全員参加で、その日はもう絶対3,000円ですとかとなると、もうその日はお風呂を我慢するから行かないでみたいな話になるのか。

もちろんお金を払って参加したい、3,000円でもいいという人も中にはいらっしゃいます。そう答えていらっしゃる方が。でも、別のアンケートで、朝光苑のほうで行ったアンケートでは、利用回数についてどうですかという話の中に、もっと利用したいけれども、これ以上利用すると費用負担が大変で、今の現状で頑張りたいみたいな答えもあって、デイサービスやショートステイの金額を払うのもやっぱりいっぱいいっぱいでやっていらっしゃるという方たちが圧倒的なんだろうなと思っていて、その中でいろいろな、私も入所施設の請求の内訳とかを見て、何に使うんだろうってわからないような娯楽費とかあって、でもそれは日常的な消耗品の中で何百円とかかるのも仕方ないのかなとは思いますけれども、そのレクリエーションがやっぱり高額になるとか、さらに実費負担がふえると、それを払わないといけなくなる、払わないで施設で１人待っているみたいなことにならないようにやっぱり考えていっていただきたくて、もうこういう一般的にアンケートをとると、そんなになるんだみたいな話で、前、児童館で有料の事業でも参加しますかという設問があって、私も言ったことがありますけれども、まさにこれも、社会福祉協議会は全体的にそういうふうに考えていらっ

しゃるということなんでしょうか。その点いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　このアンケートの金額等の部分につきまして、特に社会福祉協議会のほうから指定管理を出している私どものほうに対して、こういう事業をやっていいかというお伺いも来ておりませんので、現状で行われることはないと考えております。移行するのであり、あるいはこういう少し高い金額の参加料を取って自主事業を行うんであれば、当然私どものほうに相談があるべきだと考えておりますので、現状すぐになるとは思っておりません。

今後につきましては、このアンケートの趣旨ですとか、実際にやる予定があるのかという、そのあたりも含めて社会福祉協議会のほうと話を進めていきます。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　児童館のときも、児童館運営協議会でいきなりアンケートの結果が出されて、それを見て私もえっと驚いたんですけれども、一緒に参加していた当時の子育て支援課の人も、えっと一緒に驚いたぐらいのアンケートを社会福祉協議会がとっていて、児童館で有料化するんですかと言ったら、いやちょっと聞いてみただけですみたいな話で、でも、こういうアンケートをとると、もう払っても参加したいとかという声があると、それはもう瞬く間に広がっていくようなものなので、だってこれは払いたい人だけじゃなくて全利用者に聞いているわけですよね。そうしたら、もうこの3,000円のレクリエーションに参加するために、月４回行っていたのを月２回ぐらいにしようかみたいな話にやっぱりなっていくわけで、何を聞くかは向こうが勝手につくるのかもしれないんですけれども、そのときにやっぱり、もしかしたら、想像の範囲ですけれども、もう経費を減らせみたいな話が先走って、娯楽費とかそういう費用はなるべく削りなさいみたいな市からの圧力があって、その中で、その有料部分をふやしてもやろうみたいな話になりはしないかということもありますので、それは今のところはきっとないんでしょうけれども、もうこんなアンケートが出てしまったということについてはやっぱり重く受けとめていただいて、それによって利用できないという方たちが出ないようなことは徹底していただきたいと思いますけれども、部長、お願いします。

○松下昌代委員長　健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　今回、社会福祉協議会のアンケート、この趣旨、本意については私どもはお聞きしておりません。今後のこれの利用の方法につきましてもお聞きしておりませんので、この辺の趣旨、本意についてはただすとともに、市として経費を削減しろとか、そういう圧力もかけてございませんので、その辺のことについては今後協議を進めさせていただきたいと思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　毎年聞いていることばかりなんですけれども、ここの部分は余りそんなに大きな大問題があるとかそういうことではないので、いろいろ資料を見て確認できたところがあるので、そこはそれでいこうかと思いますけれども、一つは、先ほどと同じように認定調査員の働き方について福祉課に聞いたのと同じような趣旨です。どういう報酬体系になっているのか、働き方はどのくらいなのか、どのくらいの業務量があるのかというあたりをお伺いいたします。

それから、安心見守り事業について、これの事業内容を見る限りでは一戸建てか木造アパート中心の対策だと思うんですけれども、分譲マンションなり、あるいはオートロックつきの賃貸アパートですね、そういうところに住んでいる人に対しての対策というのは、まだ始まっていないという認識でよろしいんでしょうか。

〇松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

〇堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず一点、認定調査員さんの関係をこちらでお答えしてよろしいのかというのがございまして、特別会計のほうで雇用しているので済みません。

もう一点、見守りの関係で分譲マンションですとかオートロックマンションの関係でございますけれども、うちのほうで地域包括支援センターの今年度の事業目標の中に、マンションにおける見守りということで、マンションとの連携を図る事業を進めてくださいということで、今のところまず個別に管理人さんがいるところということになってしまうんですけれども、ちょくちょく顔を出して管理人さんとの人間関係をつくって、中にいる高齢者の状況ですとかというお話が聞ける関係をつくろうということで、少しずつ進めております。

細かく今の時点でどこのマンションとマンションとというデータはいただいていないんですけれども、そういったことで分譲マンション、オートロックマンションについても今後、高齢化していくということが目に見えておりますので、そちらの対策についても少しずつですけれども取り組んでいるところでございます。

以上です。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　認定調査員の件は、また特別会計でやります。

それで、今、地域包括センターにそうして出していただいたということはよかったかなと思うんですけれども、ひとまずはまずは管理人だと思うんですけれども、やがてはやっぱりマンションの中の自治というところに展開していかないと、管理人任せだと、やっぱり管理会社次第というところになってくると思うんで、そうは言っても管理人さんが一番よく見ていらっしゃるので、それはそうかなと思うんですけれども、何か自治的な動きをつくらないと、もうずっとこのお客様市民のままで、助け合いとかそういうことに乗ってこないので、ぜひそういうところも視野に入れてお願いできたらと思います。

それから、続いて敬老祝い金の今後の状況というんですか、去年の決算を見て、もしあれを下げなかった場合どうなったのか。それで、下げていった現状として、この先どういう展開をするのか、そのあたりをお伺いしたいのと、それから敬老事業については、ことしちょっといろいろあるし、去年も台風でつぶれたということで、やっぱり大箱に有名人を呼んでやるということのリスクって大きいんじゃないかなという感じが、特に９月は台風がいっぱい来るので、大箱に高い講師を呼んでやるということじゃなくて、もう少し地域でということを去年言ったと思うんですけれども、そのあたり、２年連続こうなった状態において何か課題は感じていませんか。

〇松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

〇堤田俊雄長寿はつらつ課長　敬老会につきまして先に御答弁申し上げさせていただきます。

敬老会につきましては今回のこともございまして、本当に２年連続ということで、市の損害、そういうことから考えますとかなりの額にもなってしまいます。そのことについては本当に申しわけないと思っています。

今後のあり方としましては、やはりまずキャパシティーの問題で、もう収容し切れなくなってきているということがございます。それと、市民会館が耐震補強をしなければならない施設ということで、こちらのほうでそのあたりも懸念を持っているところでございます。ただ、こちらについては、今回も中止の件で、きょう午前中だけで60件近く問い合わせがあったということで、今の形態を楽しみにされている方がいらっしゃるということもやはり事実ということで捉えておりますので、そのあたりも含めまして、もう少し慎重に検討させていただけたらと考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　敬老祝金でございますが、委員おっしゃられますように、ことし大幅な見直しを行いました。

見直し内容といたしましては、平成25年度、昨年度までは77歳に１万円、80歳に２万円、88歳に３万円、90歳に４万円、99歳に５万円、100歳に６万円という形で支出しておりましたものを、今年度から77歳、88歳、99歳に該当される方にそれぞれ１万円を、100歳の方に３万円を支給するような形に切りかえております。

そのまま継続した場合の金額の比較というのは済みません、行っていないんですが、昨年度の支出といたしまして4,358万円の支出がございました。今年度の支出の予定額なんですが1,523万円になっております。ですから、金額としては約３分の１の額に減額しております。

また、年度比率だけで見ますと、大体年間で1.1％の上昇がございましたので、単純に比較というわけにはいかないんですが、仮に昨年度の制度で行っていた場合なんですけれども、約4,800万円程度の支出になっているんではないかと見込まれます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今度は社会福祉協議会の各高齢者向け事業なんですけれども、人件費の戻りの額がいろいろ、ちょっと若干戻り方が違うなと思っていて、通所介護と訪問介護と老人センターということなんですけれども、訪問介護はことし４分の１近く、職員給料が予算に比べて少なかったということだと思うんですけれども、これは何か事情があったんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　訪問介護なんですが、年度当初、正職員を２名、あと嘱託職員を２名予定しておりました。ただ、そちらの嘱託職員２名が７月で退職をいたしまして、１月まで正職員２名の体制で行っております。１月に新たに１名正職員を配置しまして、最終的には正職員３名になったんですが、そちらの退職によります減額ということで確認しております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうすると、その７月から１月までいなかったということだけれども、その間は大丈夫だったんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　特に業務としては支障がなかったというふうに伺っており

ます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　153ページの在宅ねたきり老人等おむつ支給委託料の717万691円についての内容をお聞きしたいんですけれども、説明文か何かで見たときに、そのサイズがいろいろ、Ｌ、Ｍとか子供のおむつと一緒で何かサイズがあるようなんですね。ある市民からの連絡があったんですけれども、おむつを支給していただいてありがたい。しかし、誰からかもらったりして、いつもはＬを使っているんだけれどもＭでもいいよというときに、Ｍをもらってかえたいときに、電話で連絡をされたそうなんですが、前には電話でも受けてくださった職員もいるのにもかかわらず、別のときに連絡したら電話じゃ困りますと断られたというようなお話も聞いています。

　だから、サイズを変更していただけるということはとてもありがたくて喜んでいらっしゃるんですけれども、そのサイズ入れかえに届けていただくときに、それはまだいっぱい余っているから、今度申しわけないですけれども違うサイズにというのを電話連絡して、受けてくれる人と受けてくれないというのはいかがなものかと思っておりますので、その辺、どの職員が電話に応じたとしても、ちゃんと聞いて対応していただけたらなと思っています。

　それは市民のほうで、やっぱり来てかえてほしいと要望したいんですけれども、24時間寝たきりの人を介護している関係で、やっぱり抜けて行けないというんですね。

　彼女は昔、車を運転していたので、そのときはよかったんですけれども、ちょっと事故を起こした関係で、もうトラウマになって車は全然乗らなくなったんですね。そうすると電車とバスを乗りかえてくるのには時間がかかり過ぎるから、そういう配慮をやってくれたときもあるのになぜかというようなことも言っておられたので、その辺はどうでしょうかというのが一点と、もう一点は、さっき黒川委員が言ったように敬老会の話なんですけれども、昨年、台風で中止になった、それは仕方ないです。それはもう自然のことですからいいんですけれども、そのときに発生した違約金はどれくらいかかっているのか。今回また電話で何か中止にしろっていう連絡があったから取りやめたようですけれども、今回に関しての違約金はどれくらいかかるものか。

　それと、あとこの敬老会が中止になりましたというのを市民というか老人の方に周知するわけですけれども、どういう周知のやり方でされたのか。去年も周知していただいたにもかかわらず結構当日見えていたということもお聞きしていますので、今回は台風が来ているわけではないので、１人の市民の電話の内容から中止になりましたよね。だから、新聞を見てわかった人もいますけれども、さっきちょっと私のほうに、休憩時間に見たらメールが入っていて、どうしてって、去年もだめでことしもみたいなお叱りのメールが入っていたんですけれども、周知徹底するにはどういうふうにされるのかをお聞きしたいと思います。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　ではまず、紙おむつの事業につきまして御説明させていただきます。

　まず、私どものほうの言葉が足りずに、御利用者の方に大変御迷惑をかけてしまったことにつきまして、おわび申し上げます。紙おむつの変更につきましては、電話での変更も承っております。

　ただ、配達との兼ね合いがありまして、変更のお電話での受け付けを５日までというふう

にさせていただいております。業者さんのほうに確認しまして間に合うようであれば、６日とか７日とかでも確認をした上で承らせていただいているんですが、原則的に５日までの変更という形で受けさせていただいておりまして、繰り返しになってしまいますけれども、お電話での変更も全く問題ございませんので、もしその方にお会いする機会がございましたら、また委員のほうからもお話をしていただければと思います。

以上でございます。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず今の紙おむつの件、職員によって対応が違ったということは申しわけございませんでした。

それと、引き続きまして、敬老会の関係ですけれども、昨年度の中止に伴いまして、演芸委託料のほうが当初契約額の８割に変更契約を結びましたので、８割分は違約金ではないんですけれども、契約料として契約した額としてそのままお支払いをすることになりました。

今年度につきましてはプロダクションのほうと、まだきのう中止の連絡を入れまして、何割で請求がくるのかというところについては決まっておりませんが、今回は人災ですので去年以上に、去年は天災ということで８割だったんですが、今回はもう少しになってしまう可能性が高いというふうに聞いております。

それと周知の方法ですけれども、きのう記者発表をさせていただきまして、その後に自治会、町内会、会長さんのお宅、老人クラブのそれぞれの会長さんのお宅には個別にお電話を差し上げました。それと、全ての対象者の方向けのはがきを昨夜中に作成をしまして、きょう午前中に約１万8,000通のはがきのほうを発送しております。

そのほか、市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレ玉のデータ放送と電光掲示板につきまして、予定をしております。あと、自治会、町内会の会長様のところにおきましては、お電話プラス通知のほうも出しております。

あとは、特別養護老人ホームですとか各施設、いつも来るところで連絡のつくところにつきましては、個別に連絡をさせていただいております。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　おむつの件はわかりました。でも、向こうも５日までということを承知した上でお電話したみたいです。だからそれはやっぱり電話を受けた人が、例えば自分がその場所でなくて、担当じゃなくて、わからなければ「申しわけありません。私、担当じゃございませんので、係とかわりますのでお待ちください」という、やっぱり一言親切な言葉を添えて言っていただければよかったんですけれども、回されたところもいい加減だったみたいで怒っておられました。でも、もうそれは私のほうから注意をするようにお願いした関係で、もうそれは解決済みです。よくわかりました。

それと、老人会のほうですけれども、周知方法を今聞きました。こんなにいろいろな形で手を尽くしていただくにもかかわらず、昨年も出てこられた方がいたようなので。昨年とやり方は今年度も同じやり方で、周知のやり方は一緒でしょうか。そこだけもう一回。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　昨年は中止の決定が前日でしたので、はがき等は当然発送ができませんでした。今回につきましては、まだ来週の月曜日まで日があるということで、はが

きのほうも郵便局に確認をして、２日あれば何とか到着するということで、はがきのほうも出させていただきました。

それと、先ほど申し忘れてしまったんですが、防災無線のほうでもきょうから毎日10時の時点で中止の放送と、当日については８時と正午に２回、職員も当然当日においては市民会館のほうに一日詰めるということと、前日、前々日の日曜日、土曜日につきましても、職員がこちらの庁舎内で待機をして、電話連絡に対応するという体制をとる予定でございます。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　周知の方法の中で、防災無線というお話がありました。これは地域によって聞こえるところと聞こえないところがあるから、ありがたい話なんですけれども、これも慎重にしていただけたらと思っていますが、この10時に防災無線をされると、10時だと小学校や中学校、幼稚園やら授業とかの関係があるので、その辺はどのようにお考えでされるのか、時間を設定されたのか、もう一回お聞きしたいと思います。

それと、はがきを２日あれば出し切るということでわかりました。ここの老人のほうの関係で、何か数週間前か１カ月ぐらい前になるのか、何かでちょっと間違いがあったからというので、はがきの出し直しをされたらしいんですね。そのときに同じはがきを２回もというか、つまり、御主人と奥様２人に来るから、こんな経費を無駄にしないでくださいと怒っていた人がいるんですけれども、今回はもうやむなく一人一人の名前でお出しになる予定ですよね。そういうのをチェックする時間はありませんものね。

その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　申しわけございません。先ほどの防災無線につきましては、小・中学校の授業時間というところまでちょっと配慮する前に、こちらのほうで10時ということで考えて出してしまいました。ちょっともう一度、まだあと３日間ございますので、平日、あす、あさって２日間ございますので、少し時間のほうは考えさせていただけたらと思います。

それともう一点、先ほどお話がありました謝罪の通知の件でございますけれども、８月に出させていただいた通知につきましては、介護保険料の特別徴収の対象の方に対して出した通知の中の文章に一部誤りがございました。こちらのほうで、印刷会社のほうとの校正の原稿については正しいものが上がっておりましたので、そこの部分については納品されて封入・封緘された納品の形になっていますので、そこの部分は中身は開けて確認はしているんですが、何冊か抜き取りで、校正の時点で合っていたので、現物が間違ってくるという認識がございませんで、確認できずにそのまま発送してしまったということで、謝罪の文章を出させていただいたところですが、費用につきましては、私どもほうにも手元に正しい原稿が残っておりますので、事業者のほうで全て、郵便料、はがきの作成料を出していただいた上で介護保険料の謝罪の通知につきましては出させていただいております。費用については、ですので市のほうでは一切、負担はしておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　ありがとうございました。

封入・封緘のほうは、印刷会社のミスということでよかったと思いますが、そういうときばかりにはならないと思いますので、慎重に今後お願いしたいと思います。

放送のほうは、気づいたときに変えていただけるということなので、よろしくお願いします。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ちょっと蛇足ですけれども、敬老会の中止の話なんですけれども、事が事だけに、毎日毎日わんわん放送して逆効果じゃないですか。また来年も同じことをされませんか。相手は愉快犯なわけですよね、ある種ね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　防災無線の関係なんですけれども、確かにその可能性も十分考えられると思います。当日の放送につきましては、回数のほうを減らして２回ということにしたんですが、毎日の放送については、一日一回ぐらいはということで考えておりました。来年以降についても、確かに同様のことが考えられると思いますが、まず周知のほうをできれば優先させていただきたいという部分もございますので、一日に一度は放送のほうをさせていただきたいというふうに考えております。時間につきましては、先ほど御答弁しましたとおり、あす、あさっての放送時間については、変更を踏まえて検討をさせていただければと思います。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　敬老会のあり方についてお話ししたかったのに忘れていましたので、もう一度させてください。

敬老会の演芸委託料でこのお金がかかる、前に私、やり方で敬老会に参加したときに、敬老会に参加している高齢者の方が、こんながんがんマイクを通じて歌っていたら耳が痛くなるよと怒っていて「歌ばかりやめろ」みたいなことを聞いたことがあったので、すぐに高齢者福祉課に行って、アンケートか何かをとっていただいて、いつもいつも歌じゃなくて、歌謡ショーを楽しむ人もたくさんいらっしゃいますけれども、そこに歌とかが嫌いで出てこない人も現実知っていましたので「私は歌嫌いだから、あんた年じゃないけど行ったら」と言って、分けてあげているのも見たことがありましたので、高齢者の方から何かの機会にアンケートをとって、歌謡ショーがいいのか、また笑って楽しめる漫才のような、ああいうのがいいのか、もっと別のものがいいのか、今度施設も耐震化で考えなくちゃいけないと言っておられるので、ちょっと考えていただけたらなと思って、要望しておきます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今、敬老会の問題が上程されておりますので、ちょっと順番に積み刻んで質問していきたいんですけれども、過去、平成16年から現在までの敬老会に来てくれた芸能人の方と、それから参加率なんかもちょっと教えてほしいんだけれども。つまり、対象者の方の参加者のパーセンテージがわかれば、平成16年から現在まで来てくれたタレントの名前と参加パーセンテージをちょっと教えてください。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　平成20年から申し上げます。平成20年、芸能人の方、橋幸夫さ

ん、山川豊さん、出席率、27.2％。平成21年度、三田明さん、島倉千代子さん、22.6％。平成22年度、石原詢子さん、角川博さん、23.1％。平成23年度、山本譲二さん、香田晋さん、23.2％。平成24年度、清水アキラさん、牧村三枝子さん、21.2％となっております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　年々パーセンテージが下がってきまして、大体20％ちょっとぐらいですよね。そうすると、まず判断しなくちゃいけないのは、対象が100％いらっしゃって、５分の１しかいらっしゃらないと。この数字を、政策として継続することがいいという数字と見るべきなのか、ごく一部の人しか恩恵されていないので、費用対効果として検討すべきなのかやはり判断しなくちゃいけないと思うわけですよね。

まず大事なのは、ばさっと福祉予算をカットされたじゃないですか。カットされた対象は、満遍なく痛みを伴っているわけですよ。これは５分の４の方は希望されていない。５分の１の方。対して政策の判断の比重の問題として、過去の数字が出ているのに安易に継続されているような気がして、まして福祉予算を切った段階のときに、見直すときに軽重の問題としてこれは継続させたんだけれども、そのときに、この継続するときに、過去のデータの数字と、福祉予算を切るときに庁内で議論があったのかなかったのか、ちょっと教えてください。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　敬老会につきましては、今年度の予算を要求する段階で議論は行っております。実際、ことしの３月のときにも申し上げたかもしれないんですけれども、昨年度中止になったということで、今年度についてはその分も楽しみにしている方がいるんじゃないかということで、今年度はぜひ残したいということで申し上げさせていただきました。来年度以降でございますけれども、まだはっきりとしたことは申し上げられませんが、もちろん検討はさせていただくつもりでおります。

この形態で続けてきているこちらのほうの理由としては、率で見ますと20％、21％ということですけれども、参加されている方は3,000人以上の方が毎年出席はしていただいているということと、前回アンケートをとった方の中で最も多かったのが今の形態、歌謡ショーの形態を続けていくということが一番多かったというふうになってございます。ただ、時代にそぐわなくなっているんじゃないかという御意見ですとか、今のやり方はという御意見が出ていることは承知しておりますので、当然見直していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　アンケートをとった対象の人たちは、恐らく出席した方にアンケートをとったらそういう意見になるので、出席されない方のアンケートはとっていないでしょう。つまり、休んだ方にアンケートをとって言うんだったら政策的に多分恐らく会場に来た方にアンケートを書いてもらえば、つまり、満遍なく対象に送って、満遍なく来たんだったらそれはこうしなきゃいけない。アンケートって、回答者はどんな方に送ったんですか、アンケートの対象は。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　済みません、アンケートの名称を申し上げませんでした。前回の高齢者福祉計画を策定する際のアンケート調査の中で、敬老会のあり方ということで一般

高齢者向けのアンケートということで出させていただいております。ですから、参加されている方していない方、もちろん無作為抽出で、65歳以上の方に出しておりますので、敬老会の年齢の対象になっていない方も含まれています。そういった形のアンケートの中で、今の形がということが一番多かったというのが、今続いている理由というふうに考えていただければと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そこで政策の判断として、私は20%は、市民のごく一部しか享受していないから僕は政策を見直すべきと思うんだけれども、もちろんそちらの方が20%いらっしゃるんだったら続ける続けないはそれはようという意見とするよりしょうがないですけれども、でも私はやはりきちんと数字を見て政策してほしいということ、その上で次に高額なイベントをするときに普通は保険をかけるでしょう。つまり、万が一のことを考えて。多分どんな大きなイベントでも保険をかけるわけですよ、恐らく大抵のところは。中止になったときに補填してもらうために。その保険をかけることを全然検討しなかったんですか。イベントに関する保険って僕はあると思うんですよ。恐らく、大きなコンサートなんかをするときにリスクがかかるからそれは今回検討しなかったんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　保険の関係なんですけれども、検討しておりません。理由といたしましては、昨年私、初めて敬老会の所管課になったわけですけれども、そのときに、敬老会が今まで中止になったことはなかったと、台風で去年初めての中止ということで、その時点で、確かに今おっしゃるように、来年も台風があるかもしれないということを想像できればよかったんですけれども、申しわけございませんが予算要求をする段において、中止になるということを予測できませんでしたので、今回保険については検討もしておりませんし、予算計上もしておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　次に、敬老会にいらした方って恐らく車をどなたかに乗せてきてもらったり、あるいはそういうケースがあるので、そこでさっきのと関連してくるんだけれども、つまり敬老会利用の中で、市民の方が車に乗って市民会館まで来たときに、事故が起きたときにどうなるのか、そこを今回の敬老会なんかで高齢者に市民会館に来てもらうときに、お家から市役所に来るまでの間に、ボランティアで移送を手伝った方に事故が起きることは、このイベントの中では想定はしていませんか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　参加者の方につきましては保険をかけておりますので、お金だけの問題ということになってしまいますけれども、そちらのほうは手当てできるというふうに認識しております。ただ、心の問題とかそちらにつきましては、傷ついたとかそこまでは申しわけございません。フォローできるのは金額で何とかなる治療費ですとかそういった部分だけは保険をかけております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　質問した趣旨は例えば私が団地に住んでいらっしゃる高齢者の方に市民会館ま

で送ってあげますと、私が運転して事故があって私がけがするなりしたときに、私にも保険がおりるんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　申しわけございません。

付き添いの方のところについては、今確認がとれませんのでお答えできません。参加者については間違いなく、行き帰りでも適用されるはずでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そこで先ほど黒川さんがちょっとおっしゃったんだけど大切なことがあって、実はこの問題は、危機管理をどう考えるかという問題の本当に典型だと思うんです。つまり、いろいろな考え方がありますよ、考え方がね。ちょっと言葉を多くして言えば大げさなんだけれども、世界中の至るところでテロがあるじゃないですか。そのときに、要求するから譲歩するまで身代金を要求されて譲歩する国もあるね。それから、一切そういうことには応じないという国もあるでしょう。したがって、朝霞市の危機管理の問題として、結果的に今言えることはぜいたく、つまり、こんなことで全部要求をのんでいるというようなことも見られるわけね。

ということは、なぜならばまず第一に、いろいろな意味で今の時代、相手方の電話番号がきちんとこちらは受信できるような装置にもなっているじゃないですか。さらに、企業によっては全てテープで録音できたりとなっているじゃないですか、基本的に。あれは次の問題として、仮にというときに、わざわざ危機管理局があるわけでしょう。今回、危機管理の担当者の方に、どうするこうするということを助言を受けた上で決定されているんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今回の決定に関して、危機管理監等には特に相談はしておりません。警察のほうとは相談をした上で、実施するにはどうすればいいかということを検討してまいりました。最終的には難しいという判断で、やむなく中止とさせていただいたところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員、一応これは決算認定なのでお願いします。

○小山香委員　もう一つだけ。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　一、二問ぐらい、これに関連して。

大切なところは、朝霞市にはいろいろな部署があって、専門の危機管理の部署があるわけでしょう。何でそこを飛び越して警察なんですか。警察といえば相談を受ければ、万が一が心配だからそれはこういうことを言うに決まっているじゃないですか。問題は、朝霞市の姿勢として、今の体制として、きちんと、当日そうしたら臨時に来てもらうかは知りませんよ、それは危機管理監の意見を聞いてみて、これは安易にのんでしまったら、またおもしろ犯で同種のことが起きる、起きないと議論をした上でとれるならいいんだけれども、僕は心優しいこちらの方と、やはり毅然たる部署が違うので、そこはやはり、ここの部署はやはり命を大切にして判断することにたけているので、その問題と非常事態の問題は全然別問題なので、やはりこれはそこの部署を連携として、そこで判断されたとするなら私はもう何も言いませ

んけれども、１つの部署でいきなり警察に行かれてどうしましょうということは、いかがなものかなと思うんですがね。いかがなものですかね。

○松下昌代委員長　健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　今回敬老会の関係で、不審な電話の関係で中止をせざるを得ないということになりました。関係機関との連携というところでお答えをさせていただきたいと思いますが、今回、関係の執行部、関係部、それから副市長、市長との協議の中で、警察の御助言をいただきながら決定をさせていただきました。

　危機管理監をその中に、意見をお聞きしなかったのかということになると先ほどお答えしたとおりなんですが、事務分掌の関係等もございます。ですので、今後いろいろなケースが想定されると思います。そういった中で危機管理監を執行部の中でどのような位置づけで意見を聞くのかとか、そういうことにつきましては今後の検討になるかと思いますので、御意見があったことを伝えてみたいと思います。

　以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　昨年、敬老会が初めて中止になったということで、いろいろな皆さんの御意見がありましたけれども、私が一つ気になったのは、敬老会の場はただ単に歌とかをお楽しみになるというのが主な、皆さんそれが目的でいらっしゃるんだと思うんですけれども、今まで聞いていたのは、高齢者の皆さんへの施策のＰＲとか新規の事業とか、そういうものの場です、そこでＰＲしますと、よく敬老会のときにＰＲしますとかと言われていて、皆さんは早く歌が始まらないかなと思って、その話をどれだけ聞いてくださっているのかはわかりませんけれども、でもそれはたくさんの2,000人とかの方たちを前にして「新しい事業がありますが、こういうのをぜひ利用してください」という場は、そういう意味ではそういう役割も果たしてこられたのかなと思っていて、そこが中止になった年は、それのフォローみたいなものは、ことしもそうなっちゃいますけれども、その分、例えばそのときにお配りしようと思っていた物を、では事後こういうふうな形でやりますとか、そこで訴えようとしたものがかわりにこういうところで高齢者の皆さんへのいろいろなＰＲの場をもちますとか、そういうことはやられたのか、もしやっていなかったらどうなのかということと、もう一つは、送迎のことがありましたけれども、町内会でバスを仕立てて皆さんをお連れしたりとかされていて、その場合、市のキャンセル料はわかりましたけれども、それは全部町内会の送迎なんかは全額町内会に泣いてもらうみたいな形でのことでやられたのでしょうか。

　その点だけお伺いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　毎年、敬老会の場では、委員おっしゃられますように、さまざまな制度を市長から説明させていただいております。今年度も一般施策の大きな掲示物をつくりまして、それを入り口に張らせていただいて説明をするということと、あと家具転倒防止事業について市長から御説明をしていただく予定だったんですが、このような形になってしまったので、ちょっと今後どういった形でＰＲをしていくとかというのはまだ未定ではありますが、何らかの形で普及に努めていきたいというふうに考えております。

　以上でございます。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

〇堤田俊雄長寿はつらつ課長　町内会のバスの件でございますけれども、昨年の話として確認をとりましたのは、自治会、町内会の補助金を地域づくり支援課で出している、あちらの中で保険をかけているということで、去年は台風だったので適用になったということで、今回の件については、中止決定後に保険会社に適用になるかどうか確認するということを聞いているんですけれども、その確認結果をこちらのほうがまだ把握できておりませんで、昨年のことについても今回についても、電話連絡をした際に、バスを予約しちゃったんだけれどもどうしてくれるというようなお話がなくて、バスを予約しちゃっているんだけれども大丈夫だよというような方でしたので、もしかすると保険の適用になるのか、あるいはまだキャンセルが間に合うのか、そのあたりは追って確認のほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　敬老会のことで、旗色が悪そうなので、敬老会について感想を言うと、やはり私は「敬老」という言葉の意味をもう一回立ち返って組み立てし直してほしいんだけれども、多分しばらくはないんでしょうねと思いながら、本当にやはり単におじいちゃん、おばあちゃんを集めてするんじゃなしに、やはり地域とか、それからいろいろな人間関係がおじいちゃん、おばあちゃんを敬うような場にしてほしいなと思います。

それで、ちょっと気になったのは、ここを聞いていないなと思ったが、その主要な施策の報告書がもっと上のほうに書いてあるんだけれども、これでいうと154、155あたりかなと思うんですけれども、安心見守り支援事業が結構いろいろ重層的にいろいろな施策を積み重ねて、さっきマンションのことを言いましたけれども、そうじゃないところに関してですけれども、いろいろ１年間回してみて、課題とかこういうこととの接続とか、そういうことが回してみて見つかったことがあったら、ここで報告をお願いしたいと思います。

〇松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

〇二河健夫長寿はつらつ課専門員　現在、安心見守り支援事業、緊急通報から配食、ヤクルト、新聞販売店、連絡カード等、事業を展開しております。その中で、やはりまだデータの収集が少々足りないのかなというところは思っております。こちらのほうに連絡が入った場合に、直接御連絡をとらせていただく、もしくは緊急連絡先にこちらから連絡をとらせていただいて、安否確認に行って構わないかどうかも同意をとったりですとか、そういう形をとりながら動いているんですが、市民の全人口からすると、やはりまだまだ制度の普及が少ないのかなというのは、身にしみているところでございます。

それとあと、やはり昨今、地域の中での互助、共助というところがうたわれておりますが、見守りに関してもやはり地域での見守りというところに、地域の方の力をかりながらやっていかなければちょっと立ち回らなくなってきているのかなというところは感じております。こちらにつきましても、地域包括支援センターと連携をとりながら、弱者の方が、個人情報の問題もありますので簡単にいかないとは思うんですけれども、こちらの方を地域で見守れるようなシステムづくりというものは今後努めていかなければいけないなというふうには考えております。

以上でございます。

〇松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（何事か呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後３時５分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後３時２０分）

○松下昌代委員長　この際、申し上げます。

今回、平成25年度の決算認定の審議をしておりますので、質疑に当たっては議案に関連した質疑をしていただきますように委員の皆様にお願いを申し上げます。

長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　済みません。休憩前に先ほど御答弁申し上げた内容で訂正がございます。

まず、小山委員にお答えしました保険の関係なんですけれども、保険の適用範囲は敷地内ということでございました。スポーツ保険とちょっと私勘違いしておりまして、行き帰りは適用されないということで、敷地の中だけでございます。

それともう１点、バスの関係なんですけれども、地域づくり支援課に確認してまいりまして、今回は人災なので、自治会のほうの保険は適用されないというふうなことでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

小山委員。

○小山香委員　高齢者問題で最後１つだけありまして、虐待問題の昨年度高齢者関係で、特段目立った虐待問題は特になかったですかね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　虐待に関してなんですが、主だった事例でよろしいでしょうか。現在も引き続きかかわりを持っているケースではあるんですけれども、奥様から旦那様への虐待でございます。身体的虐待で、奥様につきましては、精神疾患を患われている方で、旦那様のほうは脳梗塞から半身の軽度の麻痺がございます。それまでは仲がよかった御夫婦であったんですけれども、旦那様の動きが奥様が求めるレベルに達していないというところから、フラストレーションがたまって旦那様に対して身体的な虐待を行ってしまうという行為が繰り返されておりまして、こちらにつきましては、現在、私どもと地域包括支援センターと、あと精神科医であるとか、関係部署でかかわりを持ちながら世帯分離も念頭に置きながら、理想としては奥様がそういった行為がなくなることを願って対応しているんですけれども、最悪の事態も考えながら対応している事例がございます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、今、家庭における高齢者虐待で、施設とかそういったところでは特段高齢者の虐待問題はなかったというふうに聞けばいいんでしょうかね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　市内における施設での虐待につきましては、昨年度うちのほうで確認できているところで、身体的な虐待が１件ございました。その件に関しましては、御

報告のほうはさせていただいております。その状況のこと等について、詳細につきましては、御家族の方から公表しないでほしい旨ありますので、細かな内容につきましては、差し控えさせていただきたいと思います。

そのほかに、身体拘束という車椅子であったりとか、その手のことについては、他の施設でも、それは本人の了解をとらずにという、身体拘束をする場合には、事前に家族、本人の同意を得て、身体拘束委員会というんですか、きちっと会議をした上でやらなければいけないところを、退院してきて病院でその状態だったので、そのまま同じことを施設に戻ってすぐやってしまって、それはうちのほうから指摘させていただいて、虐待に当たりますよということで、施設のほうには注意をしてあります。それは、ベッドから落ちないように車椅子で押さえてしまうことも虐待であるという認識でおりますので、そのあたりについては事業所のほうにこちらのほうから直接指導のほうもしております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今、施設における虐待というのは、家族の意向があってということでお話できないということですが、私は別に特定の誰々ということを気にしているわけではなくて、AとBでもCでも、あるいは抽象的でもいいんですが、つまりそれを共有の問題として解決していきたいので、一般化しても構いませんけれども、特定できなくても、例えば、ある程度できる限りやっぱり僕はそれはこのような虐待であるということで、家族が実際何か言ったら、一切そのことに触れられないということではなくて、朝霞として指導員の税金を使って福祉のことをやっていらしたわけなので、その一環として、もしあるとするなら、公益的な要請もあるわけなので、もう少し特定しない形の、僕は問題を共有することって可能と思うんだ、やっぱり家族がそう言ったら一切それはできないものなんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　ただいまの件につきましては、施設名、家族名を一切出さずに介護保険事業者協議会という協議体があるんですが、そちら50何団体加盟しておりまして、そこでお話をさせていただく機会がありましたので、施設名等を出さずにこういうことが起きたので、施設職員の虐待については十分注意してほしいということで話をさせていただきました。

それと、市のほうで地域密着型の事業所指導の際にも施設名等は伏せて、市内の施設でも虐待が起こっているので、職員に対ししては施設内での虐待の防止について徹底してほしいということで、朝霞市に今細かなしっかりしたマニュアルがないものですから、松戸市に割としっかりしたマニュアルがございまして、そちら松戸市の了解を得て、ダウンロードさせていただいて、うちのほうで表紙だけダウンロードして、各事業所でそれを確認してくださいということと、公益通報保護制度というものがあるので、職員の方はもし自分がそういうことに、見てしまったときに、市のほうに通報してもあなたに何か害があることはないからということで、そのあたりについても、両会議体で説明のほうはさせていただいたところです。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、ある施設で、ある方がとか、抽象的な形である程度説明を受け

ることはできないんですか、ここで。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　特に説明を拒否することもございませんので、名前も何も出さなくてということであれば、市内の施設におきまして、職員の方が入居者の方に対して暴行、暴力を働いたということで、市のほうに連絡がありましたのが１月23日でございました。その後に私どものほうで、そこに勤務される職員全ての方に事情聴取を行いまして、書類検査なども全て行った上で、３月の末に事業所指導のほうをさせていただいております。

被害に遭われた方については、施設の入居者で被害届のほうも警察に出されております。被害、虐待を行った職員についても、私どものほうでも事情を伺わせていただきました、警察の許可を得て。なかなか利用者さんが自分の思ったとおりにいかない。介護拒否があった場合などに、それが何回か続くことで、本人が言うにはついということなんですけれども、殴られた側からすればとんでもない話で、つい殴っていいなんていうことはないので、そのあたりは被害者の家族の方からはそういうお話も聞いております。

以上です。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　157ページの先ほど言っていました家具転倒防止器具設置事業なんですけれども、これは３万円ということで、25年度が多分１件ぐらいの申し込みだったんですかね。だったと思うんですけれども、これは何月から始まったんでしたか確認させてください。差し支えなければ26年度の実績を教えてください。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　家具転倒防止器具につきましては、補助金額が１件１万円となっております。３万円ですので、３件ということになります。26年度、きょうまでの時点で１件の実績でございます。

こちらにつきましては、敬老会でＰＲしたかったんですけれども、残念ながらＰＲできなくなってしまいました。

以上です。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　それで防災大学校とか、防災会議とかいろいろなところで出ていて、絶対これはしたほうがいいと、特に老人が住んでいる環境というのは、今の住居というのはたんすとかは置かなくていいようになっているんですけれども、物に囲まれているのが高齢者の住居環境なので、絶対にこれはＰＲをしてほしいと思いますので、要望します。

済みません、要望しちゃいけないんだ。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　では、148、149ページのところでお伺いします。

後期高齢者医療健康診査事業というところでお伺いしたいんですけれど、後期高齢者の方たちの人間ドックがありますけれども、これは自己負担が私もちょっとこの間聞いたんですけれども、5,000円ということでお伺いしたんですけれども、これは自己負担の値上げというのは行うとか行わないという話はなかったんでしょうか。もちろん、行ってほしいという立場で質問しているのではなくて、値上げ、引き上げは私たちはするべきではないというふうに思っている立場での質問なんですけれども、その中で、これについてはそのときの話に

上がらなかったのか、その理由が何かと、今後はどういうふうにお考えなのかお願いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　後期高齢者の方を対象にしております人間ドックにつきましては、後期高齢者広域連合のほうから補助金のほうをいただいております。ですので、自己負担5,000円を引いた残りにつきましては、広域連合の単価と市の単価の差額分はございますけれども、それを除いた部分については全額歳入として入ってきますので、利用者の方の負担を上げる必要はないというふうに考えておりますので、値上げは検討しておりません。

今後につきましても、補助金として歳入をいただいているものを値上げをする必要はないと担当のほうでは考えておりますけれども、今のところ値上げするという話は一切ございません。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　次は、153ページの高齢者バス・鉄道共通カード給付費についてお伺いをしたいんですけれども、これは見直しがあったのは今年度なので、この年度までは見直しということではなかったかと思うんですけれども、一つ気になっているのが、継続の方の給付率というのは伸びているんですけれども、多分、引きかえというのは新規の方だと思うんですけれども、新規の方の交付率が年々下がってきているのが気になっていて、継続のほうが逆に１回使って、もう１回領収書を持っていくというのは非常に大変なんじゃないかな、継続しないんじゃないかなと思ったんですけれども、そちらの方は多くて新規の方の引きかえが減っているというのは、何か引きかえ方法を変えて面倒くさくて行かないような、交付の仕方を変えたとかそういうことなんでしょうか、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

それともう一つそのページのところで、先ほどもありましたおむつの支給のところなんですけれども、決算に伴う事業評価シートの中で、見直しの余地というところで、流通している商品が多様化しており、利用者からはより多くの品目の要望があるため、対応するべく整理をするというふうに書かれていますけれども、これはどのような内容を示しているんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　まず、市内循環バス、鉄道共通カード、こちらにつきまして、委員御指摘のとおり92.2%が初年度で、２年目が81.7%、25年度が80.1%、確かにちょっと年度ごとに引きかえ率が下がっております。引きかえの手段としては全く変えておりませんので、こちらは想像なんですけれども、分母が実はふえてきている関係があるのではないかというふうに思っております。23年度、年度当初、初年度が1,340名の引きかえがございました。２年目が1,208名、若干落ちているんですが、３年目、25年度が1,368名と初年度を上回った引きかえがございますので、こちらにつきましては、引きかえ人数はふえているんですけれども、それ以上に分母がふえてきているというところから、パーセントとしては落ちてきてしまっているというふうに考えております。

あと、おむつの支給方法の見直しでございます。現在私どものほうでは59セットのリストの中から選んでいただく形をとっております。メーカーとしては４社のおむつのセットになっております。こちらの中から指定していただいたものを、大体20日ぐらいをめどに御自宅のほうに届けるという形で御利用いただいております。ただ、近年、近隣市ではメーカーご

とに実はカタログを作成させまして、そのカタログの中から選んでいただくという形をとっているところもふえてきているというふうに聞いております。確かにカタログを見ながらのほうがより商品がわかりやすかったりだとか、細かい性能を確認できたりというメリットもございます。

一方で、ただ業者側が何社かに限定されてしまうというデメリットもあるようで、あと市町村によってはそのカタログをもとにしてお店のほうに出向いて、金券で支払いをして持って帰ってくるという、いろいろな形のやり方があるんですが、朝霞市としてのメリットとしては、御自宅まで届けていただけるというメリットは、相当大きなものがあるかと思っております。大きな商品を高齢者世帯とかで買い出しに行って持ってくるという手段から考えると、配達をしてもらえるという形が理想的なのかなというふうに考えておりまして、それには、極力１社との契約の中で、そういった仕様を盛り込んだ形でやるほうがそういった形がとれるのかなというふうにも考えておりますので、引き続き、調査、研究は進めていくつもりではございますが、当面はこの形を継続していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　155ページの安心見守り事業の中で、見守りカードについてお伺いをします。登録者というか、配布したということは、もう既に登録しているということだと思うんですけれども、25年は235人ですけれども、その前の年に1,189人登録したということは、25年度時点で合わせて1,400人ぐらいの方たちがもう既にこれを登録されたということでいいんですよね。それで、その事業について、前に伺ったときには、救急のときなども活用されたというようなお話を伺ったんですけれども、その登録数が全体の対象者の中からすれば、今1,400ぐらい登録というのが、それぐらいのものなのか、率的にはもう少し高くなっていかなければならないのか、意外に拒否をされる方が多いのか、その状況がどのようになっているのかというのをお伺いしたいのと、それと、例えば御住所とか電話番号とか、生年月日とかというのは変わらないと思うんですけれども、例えば緊急連絡先が変わる場合、御家族の、多分緊急連絡先って、例えば離れて暮らしている親戚の方とかお子さんだと思うんですけれども、変わる場合とか、あとかかりつけの病院とか、処方されている薬とかという欄があって、それはまさにいろいろ変わっていくものだと思うんですけれども、それが２年、３年たった中で、それが書かれていた情報が古かったがために困ったことが起きたりする可能性もあるというふうに思いますので、そのような、最初はそれを広げるというところで、それ以降の課題についてはどのようにお考えでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　安心見守り連絡カードですが、こちらは75歳以上の独居高齢者の方、もしくは障害をお持ちの方の65歳以上の世帯の方、独居の場合です。そちらを対象として24年度から開始しております。初年度が1,189名で49.7%、25年度が122名で51.9%の申請をいただいております。合計としては1,300名ほどになってくるんですが、やはり登録数としては50%という、こういった見守り制度としてはさらに高い数字を求めていきたいというふうには担当としては考えております。

先ほど、黒川委員からも課題として上げていただいてはいるんですが、やはり私ども行政としてもなるべく多くの方の見守りを必要とされる方の情報というのは収集して、何かのと

きに活用していきたいというふうにも考えておりまして、また、情報が古くなってしまった場合に、特に連絡カードは消防隊の方が見られる資料となりますので、極力直近の情報を提供できればというふうに考えております。

当然、今の時点でも御連絡をいただければ新しい用紙をお渡ししたりだとか、もしくはこちらのほうで情報を入れかえたりだとかという形で対応することは可能ですし、お話をいただきたいというふうにも考えております。

また、今後も地域包括支援センターと協力をしながら、まだ未登録の方については対応していくとともに、データに関して見守りカード以外の事業に関しても、極力新しい情報に更新していけるように、現在設置の方、御利用の方につきましては、声がけをしてデータの更新を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　連絡をもらったら更新するというのは、なかなかかかりつけ医がふえたからとか、薬が変わったから更新をお願いしますと、向こうから連絡をもらうというのはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、もちろんカードをつくって終わりとかというんではなくて、定期的に御訪問して、そのカードを見ながら変わったところはありませんかというような確認を続けていっていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いします。

それから、159ページに行きますけれども、ここでは老人福祉センターの管理のところでお伺いをしたいんですけれども、一つは、これの利用者の方のとられたアンケートの中での御意見で出ているもので、その中では飲酒の問題についての意見がやっぱりあって、飲酒について反対される方と、飲酒はやっぱり続けたいということでの御意見が分かれているというような感じが、飲酒についてはいろいろなトラブルがあるからやめてほしいという意見があって、それに対するセンターの回答は、飲酒を容認する意見が多数あったことから、今後の検討課題とさせていただきますというような答えだったので、私は実際にどういうトラブルがあったのかというのも、これで読んでいるだけなのでわからないんですけれども、そのことについてはどのようになっているのかということと、それから、御要望が多かったのは、マッサージ器が足りない、少ない、２台しかないので、あと故障が多いというようなことがあって、それを楽しみにされているんだと思うんですけれども、それについてはどうなのかということと、あと、もう一つは、送迎のバス停の問題で、三原３丁目地域の方たちがバス停が非常に遠くて、朝霞台は遠過ぎる、多分三原３丁目の方たちは一番近いバス停が朝霞台なんだと思うんですけれども、それについての改善を求める声が、みんな言っているというふうに書いていましたので多いんだと思うんですけれども、その点はどうなのかということと、あともう一つは、喫煙所のことが幾つも出てきていて、多分これは溝沼のセンターのことだと思うんですけれども、喫煙所が外で、外というのはよくあるんですけれども、屋根がないのでせめて屋根をつけてほしい、センターの人に言ったら傘を貸しますと言われたということで、私も自分ではたばこを吸わないですし、どちらかというとたばこの煙はすごく苦手なほうなので、別に喫煙派を応援する意味では全然ないんですけれども、でも余りにも何もないところで傘をお貸ししますというのもちょっとどうなのかなと、高齢者の方が傘を差しながらというのも、そういう声がたくさんありますけれども、その点はどうなんでしょう

か、老人センターの意見からの対応をお願いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　まず、マッサージ器なんですけれども、浜崎に関しては、実は置くスペースが狭かったりだとか、そういったところもありまして、ちょっと制限を受けております。故障につきましては、先日、老人センターのほうからも話をいただきまして、予算の中でリースで新しく組めないかなというような話を今話をしております。今後ちょっと予算の中でちょっと検討していきましょうということで話をさせていただいております。

飲酒についてなんですが、こちらについては、私どものほうにも苦情というか、正当な意見です。お酒を飲んでからまれただとか、そういう話をいただくことがございます。また、月報の中でも報告書の中で上げていただく場合があります。現時点では所長のほうで対応しているところではございますが、現時点で、市のほうでも具体的に飲酒を禁止するしないというような検討もしておりません。今後の課題としては認識はしております。また、老人センターの活用自体、介護保険の制度が変わっていく中で、その介護保険の制度化の中での利用というものも含めて、今後検討していかなければいけませんので、そういったものも含めて飲酒のスペースを提供するかどうかというところは考えていかなければいけないというふうに考えております。

バス停なんですけれども、数年に１度こちらについては見直しをしております。以前、課長補佐であった上篠のほうが１度一緒にバスに乗ってぐるぐる回ったりだとか、そういったこともしたことがございまして、バス停につきましては、貴重な御意見をいただきましたので、今後またセンターのほうと調整をして見直しができるかどうか、検討していきたいと思います。

喫煙でございますが、溝沼の老人センターの場合は、たしか正面を出たところに灰皿を置いて喫煙スペースとして提供させていただいていたかと思うんですが、確かにちょっと正面ですと特に児童の方も使いますし、場所としては決していい場所であるとは言えないと思います。ただ、喫煙する側からすると屋根がないというのも確かに、傘を貸せば済むという問題でもないですし、喫煙は当然認められている権利でございますので、もうちょっといい場所がないかどうかというのは、センターの職員と一緒に検討したいと思います。

申しわけございません。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　その下の特別養護老人ホーム管理運営事業のところでお伺いします。

このところの朝光苑の指定管理料の中で、収支を見ると当初予算と決算額が、人件費のところが大幅に違っているんですけれども、その差はどのような内容になっているのかというのをお伺いします。１つはさっき社協のところで聞きましたけれども、例えば市に倣って人件費を削減するというような、給与を減らすというようなことがあったのかどうかも含めてその理由をお伺いします。

それとあわせてお伺いしたいんですけれども、これも朝光苑の利用者の方のアンケートの中にもあった意見で、全体的には本当によくしていただいているという声が本当にすごく多かったんですけれども、施設については、全体的に暗いイメージがあるのでリフォームをしてほしいというのがあって、築年数も大分たっていて、修理もいろいろな箇所がもう修繕が必要になってやっているんですけれども、つまり、施設全体が暗いというか、それは例えば

照明の問題なのか壁の色の問題とかいろいろあるかもしれないんですけれども、それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

リフォームについては、これでの回答は、電気、水道関連、建物の修繕を優先しつつ、だからそっちでいっぱいで手が回りませんみたいな答えだと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えなのかということと、もう一つは、私も実態がよくわからないんですけれども、デイサービスで土日の送迎をしてほしいという声が幾つかありましたけれども、それはどのような実態の中で、できないとすればどのような、職員の配置上、送迎の職員の確保が難しいところですというような答えになっているので、職員の配置さえあれば土日の利用者についても送迎ができるのかお伺いします。

それから、改修工事にかかわることなんですけれども、予算の審議のときに、このときの先送り事業になったということが幾つかあって、その中に朝光苑の食堂と居室のガラスの飛散防止フィルムを張るという工事が先送りになったと予算の中で説明があったんですけれども、その後にこの実績成果の説明を見ると、居室に飛散防止フィルムを設置となって、居室は全て終わったのか、あと食堂についてはどうなのかというのをお伺いします。

それともう一つ、ここに工事の中に床下漏水撤去作業工事とあって、地下ピット内にたまった水を吸引車による排水作業とあるんですけれども、これは今回補正予算でこの後出てくるものの始まりというか、このときに既に地下ピット内にもう水がたまっていて、この内容によるとたまった水を外に出しただけの改修事業をやったということなんでしょうか、その点をお願いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　まずは、１点目の人件費につきまして御答弁申し上げます。朝光苑の昨年度の予算の人員と決算の人員の差なんですが、朝光苑特養部分で非常勤の介護職員が常勤換算でマイナス2.2名になっております。ショートステイのほうの介護職員もマイナス１名でございます。あと朝光苑の特養部分で非常勤の調理員の確保が常勤換算でマイナス0.5名となっております。

以上、合計でマイナス3.7名当初計画から確保ができなかったことからの人件費の減となっております。

市のほうで７％減額をしたということに対しては、特別朝霞地区福祉会ではそれに合わせて減額をしていないというふうに確認をしております。

あと、デイサービスの土日の送迎ということなんですが、現在朝光苑のデイは土曜日は行っているんですけれども、日曜日は行っていないんですね、もしかしたらこちらはショートステイと、ちょっとアンケートの中で記載が間違っているのかなというふうには思うんですが、デイサービスにつきましては送迎は行っております。ショートステイに関してですけれども、やはり土日で職員の手が少ないということがありまして、それで以前から土曜日、日曜日の入退所につきましては御家族対応で、もしくは移送サービス業者さんの御利用等で対応をお願いしているところでございます。

改修工事でございますが、昨年度は余剰金で窓ガラスの改修工事を行わせていただいております。御指摘いただきましたとおり、居室につきましては工事を行っているんですが、食堂につきましては、現在まだ行われておりません。食堂につきましては今年度も工事を実施する予定はございませんので、次年度以降にやらせていただくことになるかと思います。

最後、床下の漏水工事でございます。こちらにつきましての経過を御説明させていただきます。

昨年の12月30日なんですが、朝光苑から床下、エレベーターのピット、機械室、ちょっと離れたところなんですけれども、そちらでお水がたまっているという報告がありまして、床下をあけましたら、床下ピット内に熱湯がたまっているのが確認がされました。緊急工事ということで、業者さんを呼びまして、そちらのお湯を全てくみ出しまして20ミリの地下ピット内の給湯管のバルブが腐食して折れているところが確認されましたので、緊急修繕で対応しております。

ただ、こちらの施設は昭和61年からの老朽化している施設でもございまして、特に給湯管等につきましては、そちらの箇所が漏水があるということはほかのところでも十分考えられますので、今回全ての地下ピット内の給湯管につきまして補修、交換をするということで、補正を組ませていただいております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　一つ答弁が漏れていたのが、館内が暗いというリフォームの点だと思うんですけれども、施設のほうも老朽化してきております。先ほどの御質問の中で御指摘いただいたように、まずは修理ですとか、しなければならない部分が優先ということでさせていただいております。暗いという御指摘でございますけれども、もう少しの間は急に改修するというのはなかなか予算のほうも難しい状況でございますので、ある程度、朝霞市の体力といいますか、財政力のほうが戻るまで基本的には維持という形、改修という形で進めさせていただけたらと思います。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　一つ最初に人件費のほうで、給与の減額はなかったということだったんですけれども、非常勤職員のほうは変更はあったんでしょうか、ふえることも含めて。それで、非常勤の介護職員というのがマイナス2.2というのは結構やっぱり大きい比率を占めるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その分、多分常勤がふえたということではないんじゃないかなと、同じですね、常勤はね、なのでそれについては市とこの福祉会のほうで話し合いとかいろいろなやりとりというのは当然あったと思うんですけれども、どのような対応策をとっていくということで、現状でそれはもう改善されたというふうに見ていいんでしょうか、まず人件費のほうをお伺いします。

それと、さっきの床下の漏水というのは、平成25年度の中でも地下ピット内の給湯管バルブが腐食しているために交換修理というのをやられていて、25年度にやったけれども、なお別のところが漏れているということなんですか。これは一部のところをやって、腐食していて漏れているところが既にあってやったけれども別のところも既に漏れていて、全部をやらなきゃだめだというところまできているということなのか。これの工事も含めて、次もまた同じような内容でやるという追加の予算が出るんですけれども、これはどこまでやったというふうに見ればいいんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　まず、地下ピット内の漏水工事の関係なんですが、平成22

年度に漏水が発見された箇所が、浴室の脇の洗濯室の地下から漏水がしているところが発見されて修理を行っております。今回が食堂の前の廊下の地下あたりのところなので、漏水箇所としては別の箇所となっております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　朝光苑の介護職員の非常勤の単価のところが、ちょっと今資料が出ませんので、済みません、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　ちょっと単価のほうは後ほど。人員に関してなんですが、現在の人員で、特養の体制としましては、入居者３人に対して１人という体制というのが法で定められております。現在の朝光苑の体制では111名までショートステイと特養と合わせて対応可能な人員は確保できておりまして、実際の定数としましては、特養分が75床でショートが14床ですので、現時点で約90床の施設になっております。ですから、体制としては十分対応できる体制にはなっております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、高齢者福祉費について質疑を終結します。

次に、第３項児童福祉費について質疑を許します。

158ページから183ページまでです。

黒川委員。

○黒川滋委員　158ページから183ページにかけて、まず資料請求をしたいと思います。

一つは、こども医療費と給付の内訳に関して、それから児童相談の内容、家庭児童相談の内容、ファミリーサポートセンターの活動実績、こども医療費の年齢別対前年統計、放課後児童クラブに関しては、指定管理料の返還金の計算書、入所申し込みと待機の状況、入所者数と職員の状況、職員の退職状況、それから障害児放課後児童クラブの補助の実績、保育所の入所保留状況、保育所の入所者数や職員数の内訳の詳細、臨時保育士の配置状況、派遣保育士の配置状況、公設民営の保育所２園の収支報告、保育園の所得階層別児童数、民間保育所の運営費の実績、民間保育所の補助金の実績、家庭保育室の月別の入所者数、家庭保育室の施設側の補助の内訳、家庭保育室の保護者側の負担軽減費の利用者数と内訳、私立保育園就園費補助の内訳、それから私立幼稚園の入所者数の推移、子育て支援センターの活動実績、児童館の指定管理料の返還金の計算書、以上を要求いたします。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま、黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○**黒川滋委員**　まず、児童相談、家庭児童相談の関係なんですけれども、虐待の件数というか、これは発覚、通告件数ですね、増加中ですけれども、人員体制の変化というのはないかどうか、三、四年前に比べると平成25年度は大体1.5倍ぐらいになっているんですけれども、職員体制の中でこれはこなせているかどうかということと、あとは家庭児童相談のほうでいくと、年によっていろいろ伸び縮みはあると思うんですけれども、非常に複雑な事例というんですかそういうのが昔もあったんでしょうけれども、最近はそういうことがわかることになってきたということに対しての対応とはどのようなことをされているのかお伺いしたいと思います。平成25年度で。

○**松下昌代委員長**　福祉部次長。

○**猪股敏裕福祉部次長**　まず、児童相談の関係の職員体制でございます。平成25年度につきましては、旧子育て支援課のこども相談係という形で、係長を含めて４名体制でございました。平成26年度からにつきましては、保健師が１名増員となってございます。あと家庭児童相談員の関係ですが、いろいろ相談の内容については、いろいろ細かな相談事例が確かにあろうかと思いますが、今のところは今の相談員の中で市民の方からお問い合わせいただいています相談内容については対応できている状況でございます。

　以上です。

○**松下昌代委員長**　黒川委員。

○**黒川滋委員**　余り中身もうまくは聞けないと思うんですけれども、平成25年度で虐待世帯数123件ということですけれども、以前事件があったような重篤な世帯というんですかね、一触即発みたいなね状況の世帯というのはどのくらいおありになったのかお伺いします。

○**松下昌代委員長**　こども未来課長補佐。

○**高島美直こども未来課長補佐**　重篤な世帯ということで、私のほうのところで今回123件ということで、児童虐待対応のほうの件数は計上させていただいております。この虐待といいましても、私どものほうの体制の中で申し上げますと、受理会議を開催しまして、その事実の状況等について、この件数については当初の通報連絡についての傷、あざ、またおそれということで出てきております。その中でその重要性、重篤性を判断させていただいているんですけれども、正直、過去の事件のような緊急的な対応というところでは少ないのかなということで、これはあくまでも感想でございますけれども、通告という件数では虐待の通告でカウントしておりますけれども、その中の精査という形の中では緊急対応するところまでは現在のところ数は少ないのかなという印象は持っているところでございます。

○**松下昌代委員長**　黒川委員。

○**黒川滋委員**　虐待については事件のときにいろいろ検証されたということだし、それで報告が出て取り組んでいるということで、ちょっと先に進みたいと思うんですけれども、ファミリーサポートセンターは一般質問で通告しているのでこれは飛ばしまして、こども医療費なんですけれども、平成24年から25年に対して増加しているんですけれども、これは何かあったのか、国保なんかは平成25年のほうが少なかったというような数字が出ていると思うんですけれども、これの差の原因というのはどういうことでしょうか。

○**松下昌代委員長**　こども未来課専門員。

○**望月貢市こども未来課専門員**　平成24年度から25年度の差の原因につきまして申し上げますと、昨年の８月の診療分から支給対象年齢を拡大をさせていただきました。ちなみに支給対

象年齢の拡大分につきましては、金額で申し上げますと約2,415万9,000円、こちらが増大しているところでございますので、原因としては支給対象年齢の拡大というところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これはこれで私もいろいろ問題意識を持っていますけれども、ちょっと心配なのはやっぱりほかの国保とかそういうのと違って医療担当のところがやっていないんで、例えば頻回受診などに対する対策とか、あるいは子供に対する健康予防とか、あるいは症例の特徴をつかんでの対策とか、あるいは逆に言うとそれは児童福祉の担当だからかえっていいのかもわからないけれども、その世帯的な課題というんですか、逆にいっぱい医者に行ってしまう環境の家庭っていうのはどういうものかという特徴をつかみながら、何か対応を打っていくというようなことがいろいろあると思うんですけれども、そういうデータを見た何か対策はとられたのか、平成25年の結果として。それは特にできていなくて、一般的にやっておられるだけなのか、どちらでしょう。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　現状では頻回受診ということも考えられるのかと思うんですけれども、まだそこまでの分析については至っていないのが現状でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　全く無意味とかそういうことを言うつもりはないんで、拡大するときにいろいろそういうことも含めて考えてちょうだいということで宿題を出したかと思いますので、引き続きこれは考えていただければというふうに思います。

それから165ページから167ページぐらい、ひとり親家庭支援事業で、前回の決算の議論か何かで歳末援護だと思うんですけれども、窓口に来ないと給付しないというような運用をされているというような答弁か何かがあったと思うんですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○松下昌代委員長　こども未来課専門員。

○望月貢市こども未来課専門員　遺児手当の歳末援護費についてなんですが、基本的には窓口への申請ということも広報等でお知らせしているところですが、引き続き、前年度に支給されている方につきましては、こちらのほうで、私どものほうで申請書のほうを作成して支給しているところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　次に166、167ページで、子育て情報誌の作成事業ということで、作成されているんですけれども、初版が保護者の自治自助的な組織でつくっていただいたものですけれども、その後そういう方々がいなくなった中で、どういうふうに手を加えて発行されているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　平成25年度につきましては、前回発行いたした2011年版かとは思うんですけれども、そちらの内容について見直しいたしまして増刷という形で単純に作成してございます。ですから特に、別に編集委員とか立ち上げることなく、前回の内容を引き継いだ

形で一部内容を見直しまして増刷した次第でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　次回は制度ががらっと変わるので、きっとやり方そのものがあれかなというふうに感想としては思います。

次に166、167ページですね、放課後児童クラブの関係です。

資料をいただいているのであれなんですけれども、精算金のやっぱり大半は使わなかった人件費だったと思うんですけれども、その人件費がどうして余ったのか、これは放課後児童クラブの職員はたしか社協のほかの職員より相当違う、正規職員とはいってもほかの職員とは違う賃金体系をとっていて、そこもやっぱり特例カットをやったのか、あるいはもともと求めている数が違うのか、想定していた年齢層といってもそんなに年功序列があるとは思えない賃金なんで、想定した年齢より相当若い人が来ているのか、そのあたりをお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　指定管理の精算についてなんですけれども、まずそもそも放課後児童クラブの正指導員につきましては、最初の計画段階で43人を配置するということで計画が出されていたところですけれども、また予算どりについても43人分の人件費が計上されておりました。実際には、平成25年度につきましては、年度末現在で見ましても、産休者を含めて40人の指導員の配置となっておりまして、その段階でも３人の減となっておりました。そういった影響で精算金が発生しているものでございます。

また、先ほど申し上げたいわゆる臨時特例での給与の減額についてなんですけれども、そもそも放課後児童クラブの職員につきましては、他の職員よりも給与体系が低いということがございましたので、ここでさらに臨時特例によって減額にするということが社協のほうでも配慮をするということがございまして、減給の保障をするということで実際には臨時特例で下がりましたけれども、給与の昇格をさせて給与額を維持させているということでございます。昇給の前倒しということです。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　何かよくわからないあれだけれども、とにかく下げなかったということだけはわかったんだけれども、よくわからない対応なんだけれども。３人欠で2,100万円も余る給与水準なのかということと、前から私申し上げているように、現場現場によって有休をとらせないとか、ひどいときは親戚の結婚休暇も行かせないとか、そういうような話も聞こえてきていたので、そういったところの改善というのはされたのかどうなのかということと、もう一つは逆に言うと人材確保難というのがあると思うんですけれども、余り細かく聞いてもあれかな、この平成25年度で児童福祉関係の資格を持っている人はどのくらいなのか、教員の資格の人はどのぐらいなのか、その他の人はどのぐらいなのかわかればお伺いしたいと思っています。

それと、資料で最後いただいているところで、４枚目であるところで、退職状況ということでいうと、相変わらず多いというか、20人ということなんで４分の１、４年に１回、定着率で言うと25％が退職していくので、多分、勤続平均４年ということになってしまうと思うんですけれども、このあたりを延ばしていく取り組みというのは何かされているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、指導員の資格についてなんですけれども、今雇っている40人の方、平成25年度末の方について資格を持っているということは確認できているんですが、何人の方が教職員免許で何人の方が保育士免許とかという内訳までは、今、把握してございません。

あと退職についてなんですけれども、平成25年度で正指導員で10人の方の退職、また臨時職員で10人の方の退職で合計20人の方の退職ということで、その理由につきましては家庭の事情であるとか、体調不良であるとかもろもろがございます。社会福祉協議会としましても、まずは処遇の改善ということで、以前にもありましたけれども、臨時職員の賃金のアップですとか、また正職員につきましても処遇の改善を今検討しているということも伺っておりますので、そういったところに私どもとしても期待をしていきたいというふうに考えてございます。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　昨年の10月１日現在での指導員の資格状況という形になりますが、まず非常勤の方につきましては、資格を持っている方が実際にはいらっしゃいません。学生等でこれから資格を取る予定の方という方が24名いるということに報告のほうをしております。正職のほうにつきましては、保育士資格が24名、小学校教諭のほうが、こちら両方の資格を持っているときにダブルカウントになってしまっているんですけれども、同じく24名という形で、実際は40名の指導員ですので、ダブルカウントの方がいらっしゃいますが、それぞれ資格を持っている方は24名ずつというふうに報告しております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　資料は待機とかそういうのもいただいたので、これはまた条例のところで使わせていただこうと思うんですけれども、ちょっとやっぱり急激に施設を10年ぐらい前にふやしたという経緯の中で、職員さんが結構若いというか順繰りに育っていかなきゃいけない人が一気に主任というんですか各学童の施設長的な仕事をさせられているようなところがあって、能力とやっぱり人権感覚というところでいろいろ課題があるというふうに私は感じているんですけれども、そのあたりの教育をおととしぐらいから始められたというようなことを伺っているんですけれども、平成25年度はどういうことをされたのかお伺いしたいというふうに思います。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　そもそも放課後児童クラブの職員につきましては、さまざまな研修に今参加をさせていただいているところです。そういった中で昨年度につきましては13回の研修に指導員のほうの研修に参加をしていただいて、それぞれ埼玉県が主催しているものですとか、埼玉県の学童保育連絡協議会が主催しているものですとか、さまざまな研修に参加をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　その研修ってどういったものなんでしょうか。もうちょっと具体的に。

いつも研修を受けていますということなんだけれども、何がそれで問題解決したのかが、余り伝わってこないので、今回ちょっと細かく聞かせていただきます。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　主なものとしましては、参加が多いものでまず申し上げますと、放課後児童クラブの指導員のＡＥＤ講習会というのには32人の指導員が参加しております。また、新人の研修会が12人の指導員が参加しており、また、男性指導員のみの研修というのもございまして、そちらのほうには６人の指導員が参加しております。主なものとしましてはそういったところになってまいります。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　やはりちょっと課題なのは、いわゆる主任という施設長的な人たちが、これだけの人の入れかわりが激しいと、すぐなってしまうというか、本人たちはやらされているという感じだと思うんですけれども、そういう状態にあるということと、それからもう一つは、こういうふうに人が入れかわり立ちかわりになっている中で、どうやって落ち着いた生活の場を用意するかという、子供の人権に関する部分だと思うんですけれども、そのあたりはどんなふうなことを平成25年度はされたのかお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、その責任者にある立場の方へということでよろしいでしょうか。

社会福祉協議会の中では、定期的にそのクラブの責任者を集めてのミーティングも行っておりますし、その中での研修等も行っているということは伺っておりますので、そういったところで質の向上を図っているものというふうには認識してございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ミーティングと研修は違うと思うんです。

ミーティングは内部行事ですよね、会議ですよね端的に言うと。上から下にとか、中で起きている問題とかを伝え合うということだと思うんですけれども、研修というのは一歩離れて能力開発とか、あるいは考え方とかやり方を違うものに変えてみるきっかけにするというようなことだと思うんですけれども、ちょっとその辺がわからないんだったらまた改めてどこかでお伺いします。

せっかく事務局長が意欲的なんだけれども、うまく伝わってこないので残念だなというふうに思います。

それから、職員確保なんですけれども、さっき待遇改善ということで、毎回待遇改善ということなんだけれども、待遇改善だけでいいんですかということなんだけれども、やめた方々がどうしてやめたかということは、表向きの理由以外に把握されているんでしょうか。

やめるときというのは一般的な理由を言いますよね。例えば転職のため、結婚のため、出産のためと言うんだけれども、実際にはそれでも続けている方もいるというと、もちろん本当にそこはそこでしようがないんだけれども、やはり、職場に愛着があったら育休とろうかとか通年育休とる。あるいは１年育休をとるとかそういうことになると思うんですけれども、そうじゃなしにぽんとやめてしまうということになると、確かに待遇も待遇でそんなによくないというのは見たことがあるので給料表を、と思うんですけれども、それだけなんでしょうか。

何かそこら辺が、変な言い方すると人材確保も含めて、やはり職場風土みたいなものが、いい場所なんだよといううわさ話が伝わっていかないと、なかなか人材確保もあれだし、やめるのを引きとめるものもうまくいかないだろうしということで、お金でどんどん積んでいったって、もちろんそれはそれで大事なんだけれども、両方じゃないかなというふうに思う

んですけれども、そのあたりの職場風土の改革というかそういうのは、その主任によって全然違うわけですよね。そこら辺の整理というのは、社協本体としてどんなことをやっているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　退職の理由なんですけれども、やはり細かいところまで退職時には聞きますけれども、それが本音かどうかというのは確かに難しいところではございます。

　そういった中で、指導員もやはり今、子育て中の指導員もたくさんいるという中で、社協のほうで昨年度試験的にやっているんですけれども、時短勤務というのを認めるような形で、１時間の子育て中の指導員に関しては、時短勤務を試験的に取り入れるようにしたというふうに聞いております。

　こういった形でそれを受けることによって、今わかっているのが子育て中で、自分も子育てをすることによって、なかなか指導員として働きづらいということがあるということを声を聞いての改善と聞いておりますので、こういった小さなことを、それぞれの指導員が持っている問題点を社協と市のほうで検討しながら、雇用継続をしていけるように考えているところでございます。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あとは、職員が忙し過ぎるということはないんですか。

　前、子供の行っていた学童のあれを見たら、かなり細かいカリキュラムになっているんですね１日で。たくさんのことを１日でやらなきゃいけないということで、そのあたりの整理というのはどう考えているか。

　ほかの市の学童へ行くと、こんな時間割でやっているというところは余りなくて、何となく大ざっぱに日程が決まっていて、宿題の時間帯があって、そういうような運用イメージなんですけれども。何かびっくりするくらい時間割が決まっていて、そのあたりはどういうふうに捉えていらっしゃるのかお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　そちらの点につきましても、社会福祉協議会のほうと昨年度話のほうをしまして、できる限りカリキュラムを詰め込まないというような形で昨年度は動いているところではございます。

　ただ、学校のほうも学年が上がるにつれて授業数も時間もふえるということで、なかなか放課後児童クラブにいる時間が短いということで、その中でいろいろな、おやつを食べたりですとか外遊びをするなどという形になってくると、ある程度の時間を決めるというのは、どうしても社協としても、管理をする上では必要となってくるというふうに聞いておりますので、その辺のバランスのほうはうまく調整しつつ、今後もやっていきたいというふうに考えております。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　また最初の話に戻るんですけれども、この１割近く返ってくる精算金ですね、というのは、そういうこともろもろの、職員の対策とかそういうこととか研修に行くお金だ

とか、そういうことには使ってはいけないものだったんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　一応、指定管理料につきましては、流用等も認めているところですので、もし、社協からのそういった要望があれば、そういったことにも使えるというのは認識してございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　それでは、160ページ、161ページの時間外勤務のところでお伺いをしたいんですけれども、福祉課に次いで時間外勤務が多いという状況で、今年度はそれで課が分割したりとか人員の増とかやられてきてはいるんだと思うんですけれども、特に多いのが、12月ぐらいから１月、２月、３月、４月というのが非常に多くなっていて、保育係のほうですね、多分これは申請に伴う業務が多いんだというふうに思うんですけれども、よくシェアできないのとかという話をするんですけれども、でも、４月に至っては８人中５人が70時間を超えているという状況なので、もうこれは十分シェアしてもこれぐらいやはりかかってしまっているということだと思うんですけれども、それについては、やはり職員の皆さんの健康にかかわる問題ですし、これからあと出てくる条例がそのまま実施されればもっと多忙になることがもう明らかなんですけれども、その点はどのように検討されているんでしょうか。

　また、課が分割したことによって、シェアがしにくくなったり、前は同じ課の中での応援とかあったのが、今後できなくなる部分も出てくるかもしれないんですけれども、そういうことも心配されますけれどもいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、時間外についてなんですけれども、平成25年度につきまして、こちらで立てた対策としましては、入園の通知をしますといろいろな問い合わせが来るんです。私の点数は何点でしたでしょうとか、順位は何位だったでしょうとか、そういったことがありましたので、まずその通知のほうに順位と点数を記載させていただいたという対策。これによって大幅に問い合わせが減っております。そういった意味で事務は軽減されております。

　また、保育料の算定の方法を変更させていただきまして、前年の所得階層をそのまま使わせていただいてまずは保育料を算定していただく。その後、税額が決定した後に本算定をするという方法にさせていただいて、これによっても大幅な時間外の削減がされております。

　また、仕事をシェアするということなんですけれども、一応、まず、当然課内のほうではしております。さらに今、こども未来課と保育課と２つに分かれておりますけれども、実際ことし、こども未来課のほうでは、かなり児童手当等で７月、８月ぐらいが忙しくなってくるんですけれども、その辺保育課のほうから助けられる人間が行って援助しているということもやっておりますので、そういった形で、今後、保育課と未来課の間では、そういった形で今後も引き続きやってまいりたいというふうには考えてございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　それでは、165ページのこども医療費のところで、先ほども質問がありましたけれども、年齢拡大によって給付費がふえていますけれども、年齢拡大に伴って条例の提案の中などでも質問とかあったと思いますけれども、年齢拡大に伴う給付費の増の見込みを出されていましたよね。これだけ年齢を拡大するとこれだけふえます。その見込みに対しては、実績はどうだったのかを教えてください。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　こども医療費については、先ほど御答弁がありましたけれども、全体の５億112万2,000円のうち、年齢拡大分につきましては3,125万円を見込んでございました。実績については、まとめて申し上げますけれども、2,415万9,000円ということでございまして、執行残としては709万1,000円が残という形になりました。

　理由といたしましては、当初これはまだ実績がありませんでしたので、過去の小学校４年生から６年生の通院の実績を見込んで、そのまた１割減を踏まえた上での予算措置をいたしましたが、やはりそこまでの実績で予算措置をしたところなんですけれども、その見込みまでには実績が届かなかったというような次第でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　167ページの地域行動計画推進費の、あさか子どもプラン推進委員の中でお伺いしますけれども、これはほかのところでも聞いたんですけれども、子育て支援策のうち幾つかの事業で、今年度から事業の見直しがありましたけれども、それらのことについては、この会議の中で報告や提案というか御意見を聞くようなことがあったんでしょうか。もし、あったとしたら、いつの会議でどのように報告や提案がされて、どのような御意見があったのかお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　子どもプラン推進委員会の中では、平成26年度の見直しのところについては、特別に会議の中で議題としてはございません。

　ただし現在、子どもプラン推進委員会が開かれてございますが、その中で平成25年度の事業報告、事業を評価していただく中で、平成26年度の見直す事業のことも含めまして、委員の皆様に進捗管理していただくと同時に、事業を評価していただくというような状況になります。

　以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　わかりました。

　次が、放課後児童クラブの運営事業について、166ページ、７ページからについてお伺いをしますけれども、１つは、毎回聞いているんですけれども、埼玉県の運営基準というのが、県の放課後児童クラブの運営基準があって、それについて毎年、県に報告を上げて、その報告の結果がホームページに公開をされています。

　その中で、県の基準に満たない項目は、今回一つ一つは聞きませんので、県の基準に満たなかったものはどのようなものがあったのかということと、それに伴ってそれが改善されるのかされたのか、どのように考えているのかお伺いします。

　それから、待機児童が多いのが、多分、本町と栄町だと思うんですけれども、浜崎は今やっているので、ちょっと間に合いませんけれども、本町と栄町については、どのような考えがあるのかお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　まず、県の基準についてでございますが、昨年の報告では１点ございまして、そちらの理由が、障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっているというところが１施設、基準に満たしていないということで報告しております。

こちらは、浜崎放課後児童クラブの空き教室の部分でございまして、こちらは２階の教室を借りて今やっているんですけれども、エレベーターですとかそういった昇降がバリアフリーという形ではなっていないということで上げております。この部分につきましては、今現在、浜崎放課後児童クラブを建設しておりますので、建設後につきましては、この空き教室のほうを開始することになりますので、解消されるというふうに見込んでおります。

以上です。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　待機児童の関係なんですけれども、まず、４月１日現在では、本町と栄町だけではなく、ほかの学区でも実際には出ていたところです。

現在、その対策を打つことができているのは、浜崎の新たな保育室の建設のみということになっております。次の手だてとしまして、実はこの待機児童が出ている学校を全て回りまして、空き教室があるかどうか確認をしてまいりました。そうしたところ、今、転用可能な教室はないというような御報告をいただいたところですので、次のステップとして何かしかの待機児童の手だては打たなければいけないというふうには考えてございますが、現在ところは、有効な手だてというのはまだ見つかっていないというのが現状でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　先ほどの県の基準に満たないのは１つだけと言われたんですけれども、私は３つかなと思ったんですけれども、１つは、さっき言われたのはありましたけれども、玄関の出入り口が、引き違い戸とするなど安全が配慮されていることというところが24のクラブのうち22になっているんです。２カ所はできていないということにホームページ上ではなっていて、それともう一つは、設備の転倒防止策をやっていないというのが１つ。それは浜崎の、仮住まいなのでやっていないということなのか、それでもどの程度が設備の転倒防止策かというのはあるかもしれないんですけれども、でも、何らかやらないと、やはり、仮保育室でやっている部分で仮でも何かもしやらなければ、できる部分でもしやれるんだったらやる必要があるんではないかなと思うんですけれども、そこはもう一度答弁をお願いします。

○松下昌代委員長　暫時休憩します。

（午後４時４７分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後４時４８分）

○松下昌代委員長　この際申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

福祉部長。

○三田光明福祉部長　今お尋ねの件について、今、確認しておりますので、ちょっとお時間をいただきたいんですが、その上でお答えさせていただきます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　皆さんが報告を上げた数字なので、ちゃんと把握はしておいてくださいね。後で答えてもらってもいいんですけれども、私が調べに行った数じゃないので、それはちょっとみたいな。

未来のほうに行きますけれども、１つは183ページまで飛びますけれども、児童扶養手当の額が、これが多分減額になっているかと思うんですけれども、それで、平成25年から減額になっているんですけれども、その減額の金額、幾らが幾らに減額になったのかということと、それと、その受給人数はどのようになっているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　平成24年度から申し上げます。

平成24年度、全部支給の金額が４万1,430円、一部支給が４万1,420円から9,780円でございます。年度末受給者については715名です。平成25年度の10月分以降になりますけれども、全部支給が４万1,140円になります。同じく一部支給については４万1,130円から9,710円、年度末受給者については723人でございます。

以上です。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　それでは、児童館のところでお伺いをしますけれども、これの人件費が当初の予算に比べて決算額が減額になっています。給与の改定については、後でまとめてお答えいただくということになっているので、正規職員の給与の改定の部分の減額の部分については、後でお答えいただければいいんですけれども、例えば配置すべき人数が配置できなかったというようなこととかがあれば、その理由と内訳をお伺いをします。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　平成25年度の職員配置の実績で申し上げます。

５館全体では、32名の人員配置が予定してございます。そのうち、きたはら児童館で１名の方が育児休暇を取得いたしました。また、臨時職員の方１名が１月末に退職してございます。なお、ひざおり児童館については、１名については臨時職員１名の方が４月から雇用となってございます。通算いたしまして、本年度の３月末時点では、32名中31名の体制で人員配置を行いました。

以上です。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　申しわけございませんでした。

先ほどの放課後児童クラブの施設の関係でございますが、まず、転倒防止につきましては、今、県のホームページのほうを委員のほうにお渡ししているんですけれども、こちらは24でうちのほうは回答しているんですけれども23という形になっていますので、もう一度県のほうに正しい報告をいたしまして、ホームページの訂正のほうを依頼したいと思います。

それから、出入り口の引き違い戸の溝沼放課後児童クラブの件でございますが、引き違い戸ではございませんが、こちらにつきましては指導員等の安全に配慮するような開け閉めを徹底するように伝えておりますので、この部分につきましては、平成24年度から一応全ての施設で出入り口の戸については安全の配慮というところで、全ての施設を完了しているということで報告のほうはさせていただいています。こちらのほうも24で報告をしているんですけれども22となっておりますので、こちらもホームページのほうは訂正させていただけるように埼玉県のほうに伝えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　構造上、安全策がされなくても、開け閉めを安全にしなさいと言えば、対策がとれているというふうに解釈をされるということですか。バリアフリーだって、そこは段差があるから気をつけなさいって徹底していれば、もうバリアフリーみたいな感じで、つまり子供たちの施設なので気をつけていてもあの扉は私も見に行って指導員さんにも話を聞きましたけれども、風の強い日なんかは、もう子供が開け閉めが悪いとかそういうことではなくて、急にばんとか閉まったりとかすごく危ないとかと聞いていて、それは安全にゆっくり閉めなさいとか言えば、あと、突然閉まるから気をつけなさいと言えば、安全対策が配慮されているというふうなことですか、いかがですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　一応、県の基準のほうでは、引き違い戸等ということで書かれておりますので、あそこの扉については開き戸になっていますけれども、急激に閉まらないようなイージードアクローザーと言うんですか、上のほうについている。ああいったものもついておりますので、市としては安全に配慮しているというふうに認識してございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　１つは、放課後児童クラブの保護者の皆さんへの要望に対する回答のところだったと思うんですけれども、保育料について、保育料を見直していきますみたいな回答がされていて、私ちょっとこれを読んでびっくりしたんですけれども、その保護者の皆さんの要望は、保育料を逆に引き下げてほしいという要望で、それは所得段階別にするなどのそういう配慮をした保育料に見直してほしいということだったんですけれども、それに対する市からの回答は新制度で、放課後児童クラブに対する基準などが示されることになりましたので、それに合わせて本市としても新たな対応を検討する必要が生じることから、今後、国の動向を注視しながら保育料全体について検討してまいりたいと考えておりますと書いてあって、私はこの間まで保育園の保育料のことしか考えていなかったんですけれども、これは放課後児童クラブの保育料についてもそういうことを考えていらっしゃるということなんでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、放課後児童クラブの保育料につきましては、今のところ見直しの検討は行っておりません。このときには答えといいますのは、国のほうから放課後児童クラブの基準が示されますよと、どういう内容かまだわからない段階でしたので、場合によっては保育料等についてもいろいろ国のほうでも議論があって何かしらが示されるのではないかという考えもございましたので、その意味を込めて回答させていただきました。ただ、実際には国のほうからは保護者負担については何もうたわれておりませんでしたので、現在のところ市として放課後児童クラブの保育料を見直すという考えはございません。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　それから、市が利用者の方に行ったアンケートの中での声なんですけれども、一つは指導員についてということで、子供の人数がふえているのに先生の数がどんどん減っていくことに日々不安が募ります、現在いらっしゃる先生がどなたなのかも毎月異動があるので正直わかりません、私たち保護者が感じているくらいなので、子供たちにすれば一体どの先生を頼りにすればよいのかわからないであろうと察していますということで、先ほど、指導員の数が必要だと思っていた数に対して満たないということがあったんですけれども、

この内容によると、どんどん減っているというふうに書かれているのと、それから毎月かわるということは、当然それに伴って、かつても年度の途中で指導員の異動があって、子供たちが別れるのがつらかったというような話は前からありましたけれども、そういうそれに伴っての年度途中の指導員の異動なども次々に起こっているということなんでしょうか。

それと、もう一つ気になっているので、子供をたたく、どなるとはいかがなものかということがあって、いわゆるたたくというような体罰みたいなものというのは現状としてもあるというふうに認識をしていて、それについてはどのように対応されているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　まず、異動の関係でございますが、多分委員がおっしゃっているのは幸町放課後児童クラブのことかと思うんですけれども、こちらの放課後児童クラブが育休の指導員の関係で年度の途中で指導員がかわるんですけれども、正規の職員ということでしたので、幸町放課後児童クラブも２室ありますので、その辺の指導員の入れかえ等もございましたので、そういった短期間の中で指導員がかわったという印象を保護者の方に植えつけてしまったのかなという部分ではございますが、できる限り年度内の異動というのは基本的にはしないようには保育の継続性という意味ではお願いしておりますので、急な退職等以外は基本的にはそのままお願いしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　あと、指導員のいわゆる体罰ですとか、どなるですとか、そういったお話なんですけれども、前に黒川委員のほうからもいろいろ指導員の資質については御指摘をいただいておりました。

そういった中で、私どものほうでは、社会福祉協議会のほうにそういったことがないようにという申し入れを当然しておりますし、またそれを受けて、社協のほうでも主任を皆さん集めていろいろそういったことの話し合いというのもしているというのは伺っております。そういった中で、私どもとしては、そういったことがなくなってきているというふうには認識しておりますけれども、改めて保護者アンケートでそういったことがあるようでしたら、また社協のほうにはそういったことがないようにということは申し入れていきたいとは考えてございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　もう一つ保護者の方たちからの要望が強かったのが、おやつにかかわる問題です。それは幾つものクラブの中で書かれていて、毎日駄菓子を出しているということで、栄養面とかいろいろなことを考えると、おやつを見直してほしいというような声がありましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　おやつにつきましてでございますが、一応おやつにつきましてはクラブごとの購入という形になっておりますので、基本的にクラブによって差は出てきてしまうところもあるんですけれども、基本的に駄菓子もあるんですけれども、果物等も月に二、三回程度の形でお出ししていたりですとか、あとは月に１回はお誕生日会がありますので、そのときにはケーキを出したりとかという形はしております。

おやつのあり方については、昨年度、保健所のほうから、児童数が多い部分で普通のキッ

チンでの提供というのは衛生的に法律上難しいというふうに話されまして、それまでは手づくりおやつという形で対応していたんですけれども、そういった指導もございまして、また指導員のほうも、おやつのほうをつくることに時間がかかってしまって保育に集中できないというような声も上がっていたところから、おやつの見直しのほうをさせていただきまして、今現在は市販のお菓子のほうを提供しているというような状況でございます。

また、こういった保護者会での意見がございましたので、この保護者会との交渉のときには社会福祉協議会のほうも参加して話のほうを聞いておりますので、その部分については社協のほうでも検討しているというふうに考えております。ただ、すぐにそれが毎日果物になるとか、毎日手づくりに戻すとかというのはちょっと難しい状況ではございますが、そういった面でおやつのほうは考えていきたいと考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今の関連ですけれども、先ほど台所が小さいから手づくりはあれだし、手づくりを一生懸命やっていると保育に支障を来すと言ったのに、今後また果物の回数をふやしたり、手づくりのものというのはおかしいんじゃないですか。戻せるんなら、何なんですか、ちょっとその辺もう一回聞きたいです。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　今の答弁は済みません、ちょっと誤解があったようで申しわけないですけれども、戻すという意味ではございません。工夫をしていただくということで、どういったことができるのかを社協とちょっと話はしてみたいと思います。いわゆる駄菓子だけでいいのか、果物も取り入れていくのか、そういった頻度等も含めて社協とは調整はしていきたいと思います。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　そもそも放課後児童クラブのおやつ代というのは、一月１万円の中のおやつですよね。そうすると大して予算も出せないと思うんですけれども、大体１回に幾らぐらいという予算を立てていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　おやつ代につきましては、月2,500円という形で保育料の１万円の中に含まれているということで、一応１日100円程度というふうにしております。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　何度も済みません。１日100円とれるのであれば、私、公立保育園の給食のメニューで、うちも手づくりのおやつを提供しているんですけれども、午後なんか結構いろいろラーメンを出したりとか、おやきを出したりとかできるので、できないことはないけれども、でも、つくる時間とか場所がちょっと不足しているということですよね。100円出せれば、もっと市販のものにしても子供たちのおなかにたまるようなものを工夫できるかなと今思いましたので、またその辺、指導者のほうによく話していただいて検討していただけたらばと思っております。お願いします。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ちょっとこのあたり、私、すごく不満に思っているんだけれども、無定見じゃ

ないですか、何かやめたりやったり。学童とおやつに意味があるんですか。子供たちが集団で家庭のかわりになることがまず第一で、その中でおやつがあって、その中で安心して遊べる空間があって、その中で友達がいて、そこでいじめや何かがなくてという、まず子供がそういうふうに安心して家庭のかわりに友達と過ごせる場所として何があるんだということになって、どうもパーツの話ばかりになっているんですよね。宿題をやらせているかやらせていないか、おやつがあるかないか、おやつの質はどうかこうかと、それはそれで大事なんだけれどもそれぞれが、まず一番最初のベースのところがどうなっているのか。それを支えるだけの職員がいるのか、保育園みたいに給食調理員がいないわけですよね。そういう中でどうするのかということをきっちり考えて、余り安受け合いしないようにしないと、やっぱり園によって主任の人たちがきっちりそういうところの力配分がうまくできる人がいなかったりすると、そのバランスが崩れて、子供に向かっていくわけですよね。

だから、そこら辺はもう少しきちっと定見を持って、やるならやるで人を配置するとか、あるいは何かセンターの調理室をつくるとか、何かそんなことをきちっとやっていかないと、場当たり的にこっちがわあっと言ったからこっちがわあっと言ったからとやっていると、また現場は混乱するんじゃないですか、そのあたりはどう考えてらっしゃるんですか。それで、ちゃんとこうやって保護者会に対して返事を出しているわけですよね、いろいろなことを最善はどれかということで。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　委員おっしゃるとおり、放課後児童クラブの本質、目的というのは、放課後に保護者の方々が就労等で家にいない場合に子供の居場所をつくること、いわゆる生活の場であるということは認識してございます。そうした中で基準がいろいろ定めてありまして、朝霞市では現在は子供20人に対して１人の指導員を配置するというような形で適正な保育を行うということは、まずそれは基本としてございます。

そうした中でおやつのことですとか、いわゆる宿題のこと、学習のこと、遊びのこと、いろいろあるかと思います。そういったこともろもろ保護者の方からの御要望もいろいろございます。いろいろ今までそういったことを取り入れて、なるべくサービスの拡充ということでこういった形になってきているのかなとは思うんですけれども、昨年、今申し上げたおやつの点に関しては、どうしても手づくりおやつをつくるということで手がとられてしまって保育に目が向かないと、これは現場のほうから声が上がってまいりました。ですので、手づくりおやつを中止したいと。これは現場の声はおっしゃるとおり、本質は保育でございますので、そちらに目を向けていただかねばならないというのは強く感じましたので、それはまた保健所の指導というのもあわせて要因がございましたので、じゃそういったことは取りやめていこうと、もっと保育のほうに集中してくださいということでやってございます。

先ほど申し上げたように、これをまた戻すということではございません。保護者からこういった御要望があったということを社協に伝えるということではさせていただきたいと思いますけれども、これをまた手づくりおやつに戻すとか、そういったことは考えてはございませんので、本来のいわゆる保育、本質をしっかりと見据えながら今後も運営はしてまいりたいというふうには考えてございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　僕は必ずしもだめとは言っていないんですよ。それはちゃんと体制があればや

ってもいいんだけれども、そうじゃないのが大変だと。実際、今、下校時間が遅くなっているでしょう。下校時間が遅くなったところから子供を受け取って、５時には早く帰る子は一斉下校で、それに対して非常勤職員が全員ついて出ていっちゃうわけですよね。３時半とか４時近くに終わった学校から、５時にみんなが下校するまでの間に、下校してその間は下校の見送りの15分なり30分なりは職員が手薄になるわけですよね。たった１時間の間で全員のケアをやって、おやつを食べさせて、５時からは人がどっといなくなって、その中で宿題をやらせたり何をやらせたりという一連のワークフローというのは押さえているんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　そういった流れについては、現場のほうから報告は伺っておりますので、その大変さというのは十分認識してございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　私、この赤い保育園の本がありまして、できれば、この赤い本の中に保育園が29上がっておりまして、この保育園の中で園庭のない保育園のことを読み上げてくれないか、29ある中で園庭がないところをちょっとチェックしますので、上から順番に。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　今、委員が見ていただいているのは、保育園のご案内の２ページのことかと思われますが、それでよろしいでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○山木健保育課保育係長　まず、上から園庭の有無についてお答えします。まず、１番、滝の根保育園につきましては園庭がございます。

（「ないのだけでいいです」と呼ぶ者あり）

○山木健保育課保育係長　では３番のあさかたんぽぽ保育園分園、４番のさわらび保育園、６番のあさかたんぽぽ保育園、７番、朝霞ひだまりの森保育園、続きまして14番、仲町どろんこ保育園、18番、大山保育園、24番、北朝霞保育園分園、25番、あさしがおか保育園、現在、あさしがおか保育園につきましては、認可時には園庭はなかったんですが、現在はもとの家庭保育室のところを建て壊しておりますので、園庭という意味ではございます。続きまして、27番、朝霞ゆりかご保育園、以上でございます。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後５時１２分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後５時１４分）

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今ここに上から９の物件に園庭がないんですが、このうち朝霞市が施設外で園庭がわりとして認めているものの中で、朝霞市が管理している公園もあると思うんですけれども、民家の借地しているようなところもあると思うんだよね、この中で。私が質問した趣旨は、本来施設に園庭があるべきと思うんだよね、原則として。朝霞市のスタンスは、いろいろな意味で僕の理解では、いわゆる当面は量的問題を解決したい話なので、園庭問題はちょっと棚上げして施設をつくることにしたいように私は考えています。これはやむを得ず園

の外に園庭があってとってらっしゃるんですけれども、園の外に公営の公園がある場合と、あるいは公園が民間の方からお借りしている場合とあるから、朝霞市が自分で経営している場合はある程度の恒常的なことを考えるんですけれども、その中で民間が提供している公園があるのは何件ぐらいあるんですか、今の中で何件ぐらい。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　申しわけございませんが、このうち代がえ園庭のうちの何件が借地であるとかというのは、把握してございません。

　全て市の公園なんですが、借地によって公園になっているところも幾つかはあるとは認識しておりますけれども、それがこのうちの幾つかというのは、認識してございません。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　現状を認識していなかったらちょっとあれですが、でも、まず保育行政をする問題として、僕は原則は施設で園庭を設けるべきだと。やむを得ず外でいいんだけれども、そのうち借地の場合には、一般論として契約は１年置きでしょう。そうしたら園庭がなくなってしまうので、保育担当者としてどこの施設外の園庭が朝霞市のものなのか民間なのか把握していなかったら、あるとき、そうでしたかということで困るんじゃないですか。別に困らなければいいんですよ。普通困るんだと思うから、そういった意味では、広い意味で危機管理として、やむを得ずのときはやっぱり意識していなきゃいけないと思うんですけれども、いかがですか。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　先ほど１点だけちょっと訂正させていただきたいんですが、第二あさかたんぽぽ保育園につきましても園庭のほうがございませんでしたので、おわびして申し上げます。

　なお、園庭の契約等のお話が出てきたと思いますが、これにつきましては埼玉県のほうに確認をさせていただいていることがございます。契約の中で最終的に継続が切れた場合にでも自動で継続ができるような契約であれば、それは仮に短期間の契約であったとしても構わないというお答えはいただいているところでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　もし地主が嫌と言っても、朝霞市はいわゆる居住権というかを使って、朝霞市は立ち退きませんという形でやるように今解釈できますよ。つまり契約は１年置きだと思うんだよ。でも、それは基本的には相手方が了解すれば更新があるよね。嫌と言ったら、朝霞市の場合には、恐らく基本的には行政のものの貸し方として、そうですかと理解を願うんだけれども、理解してもらえなかったらお返しするのがこれまでの朝霞市のやり方じゃないんですか、一般的には公共施設をお借りする場合に。そこで民間のどこかみたいに、一旦借りたら裁判で負けるまでは使いますなんてことはあり得ないんじゃないか。だから、その発想というのは相手方が自動更新を了解している場合であって、自動更新は嫌と言ったときには私はそれは適用できないと思うけれども、そこはいかがですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　一応今の担当からの答弁につきましては、いわゆる認可時に扱いついて県に確認したときの回答ということでございます。実際に恐らく借りている公園であれば、地主さんの返却の意向があれば、市としてはそれはお返しすることになるのかなと思います。

そのときには、だからといってすぐに保育園の認可を取り消すということは、そこまでは至らないと思うんですけれども、対応として次なる代がえの園庭、そういったところを改めて探す協議をさせていただくということになるものとは考えてございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　では、あしたまでにこの10件のうち何件ぐらいかどうか調査していただいて、あしたちょっとだけ質問させてください。きょうはこれぐらいで、あしたまでに調査していただいて。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　それでは、放課後児童クラブのところで最後に聞きたかったところがあるんですけれども、これもまた県の運営基準なので、これがもしかしたら間違いかもしれないんですけれども、ちょっとわからないので、研修のことについて先ほども質問があって、何かいっぱい行っているみたいなことを言っていたんですけれども、いっぱい行っていないんじゃないかというふうに思っています。

　それは、県連協との共催を含む県主催の研修の参加者が３人というふうになっていて、これは全然少ないんじゃないかなと思うんですよね、あれだけの指導員がいて。市町村主催の研修会199人というのがありますけれども、それは家庭保育室の方たちも含めてやられるところで、皆さん仕事帰りとかにぱっと顔を出すというのが年に１回とか何回とかあると、それには199人参加していますけれども、それ以外のところにいっぱい行っていると言っても、県主催の研修会に参加者が３人というのは非常に少ないと思いますし、県連協主催の研修会というのが１年に１回とかありますけれども、それには11人とありますけれども、これは指導員の数からすれば全然少ないですし、いろいろな保育園の研修の参加状況も含めて資料を全部見せていただいて、民間の保育園、民営の保育園の方たちがどういう研修に行っているかというのも見ても、もっといい研修にどんどん参加していらっしゃいます。それからすれば指導員の研修というのは非常に少ないんじゃないでしょうか。

　研修というのはそもそも休みの日に行くとか、仕事帰りに行くというものではなくて、ちゃんと研修に参加するというのを仕事として保障して、そういうときにローテーションから抜けて行って受けるものだというふうに私は思っていますけれども、そういうところは保障されているんでしょうか。冠婚葬祭も休みがとれないぐらいなら、研修で休むなんてとんでもないと本当に白い目で見られながら行くのではとても研修に行こうという気持ちにならないと思いますし、でもやっぱりこういうところで学んで、これから本当にもっといい保育をしたいとか、自分も頑張っていきたいと思える場だと思いますので、どんどん参加していただきたいという思いもあって質問させていただいていますけれども、いかがですか。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　研修につきましては、確かに人数のほうが少ないということで、社会福祉協議会のほうでも順番という形で、ことしはこの方が行ったので、来年は同じ研修があったとしたら違う指導員が行くようにという形で計画のほうはしているというふうに聞いております。確かに県の参加人数はそちらは10月１日現在ですので、半年間で３人しか参加していない。今、後期も大体同じぐらいの人数になりますので、やはり10人弱ぐらいの、県の研修についてはそれぐらいの参加している人数になると、その程度の少ないという形になっております。

県のほうの研修については、やはり少ないというところはございます。その分で社会福祉協議会内部での研修をできるだけ行っているというふうには聞いております。また、昨年度も児童館の職員を講師に迎えて、主任の職員たちが研修、グループワークをされたというふうに聞いております。そういった形で、自分たちでできる部分についてはできるだけ自分たちでするというような形、また専門的な研修については、今現在は少ないんですけれども、こちらのほうとしても、基本的には県社協等の主催になるかと思いますので、うちのほうにもそういった保育士対象の案内も来ていますので、そういったときに社会福祉協議会さんどうですかといった形で、連携ではないですけれども、多分行っているとは思うんですけれども、御案内するような形で少しでも多くできるようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　石川委員。

○石川啓子委員　指導員を対象にした研修そのものが保育士のものよりも少ないということもあるかもしれないんですけれども、順番にことし行ったから次は別の人ということそのものが、１年に何回も何回も行くものだというふうに思いますし、私も家族に保育士がいるので、また研修なのというぐらい研修に行って、それはもちろん仕事として行っているというのが現状で、やっぱりそれだけいろいろ変わるし、子供の状態とか、子供をめぐる状況とか、今度は保育の方針そのものが変わることで保育者たちも学ばなきゃいけないとか、やっぱりそれぐらいのものなので、市のほうからどうですかと言って考えくださいというようなものでもなく、社協としてももっと研修を位置づけてもらわないといけないと思いますし、私も児童館の職員が講師となった研修の話を聞きましたけれども、それでやっているというのは、それは日常の仕事の打ち合わせの中の一つのような内容だというふうに思うので、それはもっと外部のちゃんとほかの地域でやっている学童の指導員たちと学ぶということの必要性というのはもっと考えていかないと、それが退職者が多いとか、なかなか本当に大変な仕事なので、働きがいを見つけられないとか、親とのいろいろとかがあったときに、それが耐えられないとか、でも、そういうので全国で働いている人たちとの交流とか、そういうのをやっぱりもっと考えていっていただかないと、根本的な解決というふうにはならないですし、さっき言った主任クラスの指導員たちを育てるという意味ではもうちょっと大幅に見直してもらわないと、これでいっぱい行っていますというのはちょっと余りにもお粗末なんじゃないかと思うんですけれども、部長いかがですか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　先ほどもいろいろお話しいただいている中で、放課後児童クラブの運営に対して、社会福祉協議会と今まで歴史的な積み上げがあって今の状態があるんですけれども、先ほどの施設の設備の関係もそうですし、あとカリキュラムのお話もあり、またおやつのこともあり、今は職員の資質の向上の部分での研修のあり方とかという部分ですので、その辺は今社協のほうとは、社協のほうから今積極的に、いろいろな私どものほうで指定管理をお願いしたり委託をお願いしている部署での課長クラスを含めた話し合いを持っているんです。そういう会議をきちんと持って話し合いをしているという場もできていますので、社協のほうも積極的に我々のほうとのかかわりの中で請け負っている事業をよくしていこうというお考えを今お持ち、前もお持ちだったとは思うんですけれども、それが目に見える形で出てきていますので、そうした中で、きょうお話しいただいたいろいろな問題点、課題点を

出して、社協がまずどう考えているか、先ほどの研修だけを取り上げて言えば、多分普通に考えれば予算が３人分あるから交代で行かせているみたいな発想でしか聞こえないわけですよね、３人とかということになると。でも、おっしゃるように、主任が受けるような研修があったら、それは主任は全員行ったほうがいいんじゃないかとかという発想に置きかえていってもらうというところも必要になるので、そうなると社協のほうがこの事業全体をどう捉えているのかというのをもう一回きちんと話し合っていって、その中で組み立てをしていかないと、ただ研修に行ける雰囲気であったり、予算であったりというだけじゃなくて、当然行くためには、その間あいた穴をどう埋めるかというのもちゃんとしなければいけないという全体的なお話もしなきゃいけないので、ですから、放課後児童クラブの運営全体の中でそういう課題をきちんと出して、お互いその中でできるだけ整理できるところは整理はかけていくと。その中で比較的研修とかというのは割と目に見えやすいので、直しやすいというか改善しやすい部分だとは思うので、今後社協のほうともよく話し合いをしていって改善に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松下昌代委員長　本日の会議はこの程度でとどめ、あす11日午前９時から会議を開きますので、よろしくお願いします。

以上で本日の委員会を散会します。

（午後５時２７分）